第四款　小隊戰鬪教練、陣地攻擊戰鬪經過竝に指導上の著眼一覽

經過	戰鬪の爲の前進	展開運動及射擊	突擊（突擊直
狀況	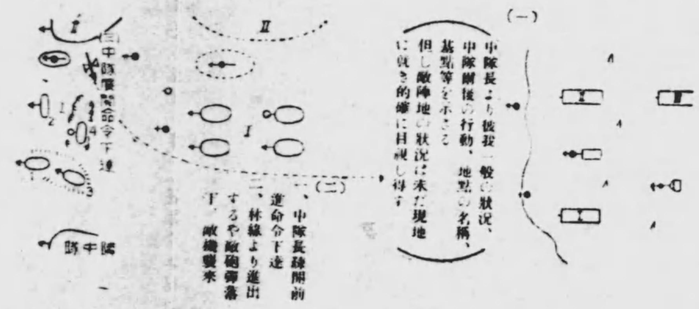	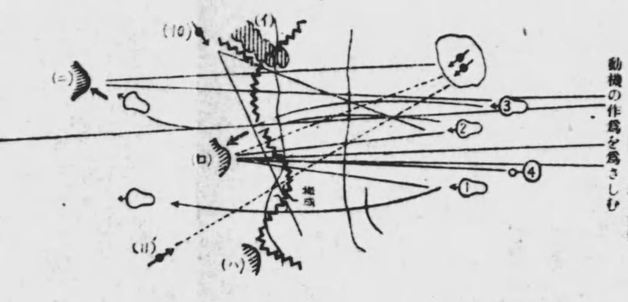

主要訓練項目	小隊（長）指導上の著眼要項	分隊（長）指導上の著眼事項
損害を避けて速かに接敵攻擊準備の周到	一、接敵（中隊の疎開） 1、僞裝の徹底 2、地形、地物の利用 3、隊形の選定 4、機敏なる行動 5、對空處置 遮蔽、疎開、射擊、監視 （6、對戰車處置） 肉薄攻擊組の準備、警戒戰鬪 （7、對瓦斯處置） 防毒具（面、覆）待機姿勢、射擊 8、豫め示し得る事項の指示 イ、彼我一般の狀況、地點の名稱、基點等 ロ、隊形及前進時機の指示 9、中隊長との連絡處置	1、僞裝の點檢、補修 2、機敏なる行動 3、對空 監視者の指定 對空射擊の爲の隊形及採用照尺 迅速なる疎開、遮蔽 （4、對瓦斯） イ、防毒具、待機姿勢 ロ、射擊、又は風上に退避 5、小隊長より指示せられたる事項中分隊に關係ある事項を簡明に徹底
	二、疎開 1、輕快迅速なる疎開 （通常菱形狀況に依り一線又は二線） 2、敵砲彈下の前進要領 3、小隊長小隊の前方に位置し敵情地形觀察 （4、瓦斯雨下に對する處置） （5、敵機擊墜射擊指揮） 6、分隊長の連絡處置	1、通常縱に散開 先頭分隊—眞直に 他の分隊—分隊長の誘導にて駈歩にて斜行 後尾分隊　先頭分隊の後方 2、敵砲彈落下の景況に依り適宜距離間隔伸縮 3、地形の利用を適切ならしむ 4、所要の分隊は傘形散開 5、小隊長に對する連絡手段（遞傳の配置、記號）
	三、逐次判明せる敵情を部下に徹底（中隊の展開） 1、新に知り得たる敵情地形 2、中隊長の企圖 3、小隊の攻擊目標	現地に就き逐次各種の時機と位置、隊形を選定部下に示す
	四、中隊展開後の接敵 1、機關銃射擊地帶通過要領 2、友軍砲兵、重火器等の射擊に協調する前進	1、射向を顧慮し地形、地物の利用、隊形變換通過 2、射擊の間斷を利用し、好機に乘じ同時又は區分前進 1、重火器の射擊を妨害せざること 2、砲兵、重火器の射擊に依る制壓の瞬時を利用躍進
	五、展開 1、攻擊命令就中任務、特に攻擊目標の徹底 2、著名地物に蝟集せざること 3、白兵貯存（必要最少限の火力使用） 4、射擊開始の時機（地點）	1、小、分隊の攻擊（射擊）目標を隊員に了解之が爲 時機、隊形の選定 限界の明示 指揮困難なるとき—補助目標、臨機の事象を捉ふ 2、射擊開始の要領時機 （イ）先づ輕機關銃か （ロ）輕機關銃に要すれば狙擊手を加ふか （ハ）狙擊手のみを以て行ふか
敵火の狀態・地形我が火力の狀況に應ずる適切なる攻擊前進・逐次の突擊準備	六、運動及射擊 1、射擊目標の配當 （敵陣地の狀態我が重火器射擊に協調） 新任務の附與、關係位置の變更 2、敵火の狀態、地形、支撐、重火器及砲兵射擊の狀況に應ずる運動 3、中隊長及重火器との連絡 4、側背、包圍攻擊（射擊に依る包圍的效果）（151）	1、分隊の誘導 分隊長前方散兵を直接指揮 指揮者—他の散兵を指揮す 2、分隊の運動接敵 前進の時機（120） 步度及隊形の選定 區分、各個、同時前進 3、白兵貯存（過度の小銃を排列すべからず） 4、不斷の火力發揚 小銃手火線增加の時機 輕機使用せざるとき狙擊手をして射擊 5、攻擊目標外の敵を射擊するときの目標選定 6、戰鬪間分隊長の位置及責務
	七、突擊準備 1、敵陣地の狀況詳知 2、中隊長に報告、重火器に通報 突擊妨害の敵の位置狀態（側防機關銃等） 障碍物の程度 敵陣の弱點等 3、發煙準備（側防火器等に對し） 4、障碍物の處理 イ、砲兵に依り破壞（概成）せらるるとき ロ、小隊自ら處理するとき（破壞班） ハ、分隊毎に强行通過するとき 5、側防火器の事前破壞（156） 6、擲彈分隊の部署（154） 7、突擊部署（自ら突擊動機作爲の準備） 破壞口通過の部署、順序	一般分隊 砲兵射擊竝に擲彈分隊射擊要領の徹底 1、火力發揚—更に小銃手の火線增加 2、著劍、手榴彈の準備 3、敵陣地、障碍物、側防火器の位置報告 4、突入地點、通過すべき破壞口の位置順序の徹底 5、要すれば側防火に對し輕機をして一時射擊の準備 （障碍物强行通過の際は鐵條鋏、煙の準備） （發煙班）任務の理解 發煙位置、部署 （障碍物班）發進の時機、躍進要領（砲兵射擊と連繫） 破壞位置 部署 擲彈分隊 1、小隊長の企圖の詳知 イ、突擊動機の作爲 ロ、突擊發起後現出する自動火器の制壓 2、目標、距離、發射彈數、射擊位置を令す 3、小隊長間との迅速なる連絡手段 4、通過すべき破壞口の位置順序
猛烈果敢な	八、突擊 1、砲兵の突擊支援射擊を受くる場合 2、小隊自ら行ふ場合	1、砲兵の突擊支援射擊ある場合の突擊 2、我が重火器射擊を利用すると共に自ら動機を作爲して行ふ果敢なる突擊 3、火力を最高度に發揚 4、障碍物破壞口の通過 5、煙の利用 6、小隊長率先先頭に立ち突入掌握確實なること
	一般分隊 砲兵の支援射擊ある場合 1、最後の突擊支援射擊開始と同時に發進、最後の砲彈に膚接突入 2、分隊長率先先頭 3、破壞口の通過要領 小隊突擊動機を作爲して行ふ場合 1、重火器の射擊效果を利用 2、擲彈筒の集中射擊の效果を利用のとき最終彈と共に突入 3、好機の發見 4、手榴彈の用法	

攻撃の後直撃突撃突

備考

一、本表は輕易なる障碍物（幅六米の一線）を有する敵陣地に對し一部砲兵の協力ある場合を主としたる外各種場合をも考慮し以て小隊の動きを理解せしめ教育指導上の一參考たらしめんとするに在り。

二、本表中隊の（　）は特に訓練を行ふの要なく概念を異ふるを以て足れりとするに在りとす。

進突の後掩及撃突るな取果烈猛

	七、突撃準備	六、運動及射撃	五、展開	四、中隊展開後の接敵	三、敵情地形	二、疎開	一、突撃	八、突撃
隊分彈擲	4、3、2、1、（ロ）障碍物班（ハ）破壊班（ニ）發煙班（ホ）砲兵射撃	4、3、2、1、敵障礙（側防火器等に對し）突進中隊長は敵陣地の概況に應じ重砲兵射撃開始の時機、位置、射撃目標、突撃開始の時機、突撃隊の編組、突撃路、突撃隊の前進方法、突撃隊の配置、突撃隊の前進方法、突撃隊の配置、突撃隊の前進方法、突撃隊の配置

主要訓練項目	小隊（長）指導上の着眼要項	分隊（長）指導上の着眼事項
一、接敵	1、機関銃射撃通過要領 2、砲兵、重迫撃砲等の射撃に協調する前進 1、地形、地物の利用、好機に乗じ同時又は一連躍進に努む 2、重火力止撃に対し射撃を妨害し一躍地形変換せざる限り同時又は一連躍進を利用 2、停射好機を捉え一連躍進を利用	1、機関銃射撃通過要領 2、砲兵、重迫撃砲等の射撃に協調する前進 1、地形、地物の利用、好機に乗じ同時又は一連躍進を利用 2、重火力止撃に対し射撃を妨害し一躍地形変換せざる限り同時又は一連躍進を利用 2、停射好機を捉え一連躍進に努む
二、展開	1、分隊（長）に対する指揮要領 2、攻撃目標の選定及射撃に関する指導要領 3、火力と地形との利用要領 4、射撃開始時機要領	1、小隊（長）に対する指揮要領 2、攻撃目標の選定及射撃に関する指導要領 3、火力と地形との利用要領 4、射撃開始時機要領
三、逐次判明せる敵情地形	1、敵情地形の判断要領 2、敵情地形に対する処置 3、敵情地形に対する処置の指導要領	1、敵情地形の判断要領 2、敵情地形に対する処置 3、敵情地形に対する処置の指導要領
四、中隊展開後	1、機関銃射撃通過要領 2、砲兵、重迫撃砲等の射撃 1、機関銃射撃通過要領 2、砲兵、重迫撃砲等の射撃	
五、展開	1、小隊（長）に対する指揮要領 2、攻撃目標の選定及射撃に関する指導要領 3、火力と地形との利用要領 4、射撃開始時機要領	1、小隊（長）に対する指揮要領 2、攻撃目標の選定及射撃に関する指導要領 3、火力と地形との利用要領 4、射撃開始時機要領
六、運動及射撃	1、射撃開始時機要領 2、重火器の位置、関係 3、射撃と運動との協調要領 4、火力と地形との利用要領	1、射撃開始時機要領 2、重火器の位置、関係 3、射撃と運動との協調要領 4、火力と地形との利用要領
七、突撃準備	1、敵陣地の偵察要領 2、突撃隊の編成、任務及突撃路の選定 3、突撃隊の集結地、集結時機及集結要領 4、突撃前進要領 5、突撃開始時機 6、突撃隊の前進要領 7、突撃隊の敵陣突入要領	1、敵陣地の偵察要領 2、突撃隊の編成、任務及突撃路の選定 3、突撃隊の集結地、集結時機及集結要領 4、突撃前進要領 5、突撃開始時機 6、突撃隊の前進要領 7、突撃隊の敵陣突入要領
八、陣地攻撃戦闘経過並に指導上の着眼一覧		

主要訓練項目	隊長（指揮官）指導上の着眼要項	分隊（長）指導上の着眼事項
一、接敵	1、偽装網の利用 2、偽装の徹底、地物、地形の利用、補修 3、対空、対地上監視要領 4、行動間の地物、地形の利用 5、対空、対地上監視に任ずる兵の指定 6、射撃、監視位置の選定 7、対空、対地上監視要領 8、対空、対地上監視に関する命令、通報及連絡法	1、偽装網の利用 2、偽装の徹底、地物、地形の利用 3、対空、対地上監視要領 4、行動間の地物、地形の利用 5、射撃、監視位置の選定 6、射撃、監視要領
二、展開	1、敵情地形に関する判断 2、展開隊形 3、展開位置の選定 4、展開時機 5、展開要領 6、展開後の行動 7、戦闘指揮所の位置、移動及連絡 8、射撃開始時機 9、射撃、観察、通信、連絡及警戒要領 10、射撃中止、集合及再展開要領	1、敵情地形に関する判断 2、展開隊形 3、展開位置の選定 4、展開時機 5、展開要領 6、展開後の行動 7、射撃、観察、通信、連絡及警戒要領 8、射撃中止、集合及再展開要領
三、逐次判明せる敵情地形	1、敵情地形の判断要領 2、敵情地形に対する処置 3、敵情地形に対する処置の指導要領	1、敵情地形の判断要領 2、敵情地形に対する処置 3、敵情地形に対する処置の指導要領
四、中隊展開後	1、機関銃射撃通過要領 2、砲兵、重迫撃砲等の射撃 1、機関銃射撃通過要領 2、砲兵、重迫撃砲等の射撃	
五、展開	1、小隊（長）に対する指揮要領 2、攻撃目標の選定及射撃に関する指導要領 3、火力と地形との利用要領 4、射撃開始時機要領	1、小隊（長）に対する指揮要領 2、攻撃目標の選定及射撃に関する指導要領 3、火力と地形との利用要領 4、射撃開始時機要領
六、運動及射撃	1、射撃開始時機要領 2、重火器の位置、関係 3、射撃と運動との協調要領 4、火力と地形との利用要領	1、射撃開始時機要領 2、重火器の位置、関係 3、射撃と運動との協調要領 4、火力と地形との利用要領
七、突撃準備	1、敵陣地の偵察要領 2、突撃隊の編成、任務及突撃路の選定 3、突撃隊の集結地、集結時機及集結要領 4、突撃前進要領 5、突撃開始時機 6、突撃隊の前進要領 7、突撃隊の敵陣突入要領	1、敵陣地の偵察要領 2、突撃隊の編成、任務及突撃路の選定 3、突撃隊の集結地、集結時機及集結要領 4、突撃前進要領 5、突撃開始時機 6、突撃隊の前進要領 7、突撃隊の敵陣突入要領
八、陣地攻撃戦闘経過並に指導上の着眼一覧		

主要訓練項目	隊長（指揮官）指導上の着眼要項	分隊（長）指導上の着眼事項
一、接敵	1、偽装網の利用 2、偽装の徹底、地物、地形の利用、補修 3、対空、対地上監視要領 4、行動間の地物、地形の利用 5、対空、対地上監視に任ずる兵の指定 6、射撃、監視位置の選定 7、対空、対地上監視要領 8、対空、対地上監視に関する命令、通報及連絡法	1、偽装網の利用 2、偽装の徹底、地物、地形の利用、補修 3、対空、対地上監視要領 4、行動間の地物、地形の利用 5、射撃、監視位置の選定 6、射撃、監視要領
二、展開	1、敵情地形に関する判断 2、展開隊形 3、展開位置の選定 4、展開時機 5、展開要領 6、展開後の行動 7、戦闘指揮所の位置、移動及連絡 8、射撃開始時機 9、射撃、観察、通信、連絡及警戒要領 10、射撃中止、集合及再展開要領	1、敵情地形の判断要領 2、展開隊形 3、展開位置の選定 4、展開時機 5、展開要領 6、展開後の行動 7、射撃、観察、通信、連絡及警戒要領 8、射撃中止、集合及再展開要領
三、逐次判明せる敵情地形	1、敵情地形の判断要領 2、敵情地形に対する処置 3、敵情地形に対する処置の指導要領	1、敵情地形の判断要領 2、敵情地形に対する処置 3、敵情地形に対する処置の指導要領
四、中隊展開後	1、機関銃射撃通過要領 2、砲兵、重迫撃砲等の射撃 1、機関銃射撃通過要領 2、砲兵、重迫撃砲等の射撃	
五、展開	1、小隊（長）に対する指揮要領 2、攻撃目標の選定及射撃に関する指導要領 3、火力と地形との利用要領 4、射撃開始時機要領	1、小隊（長）に対する指揮要領 2、攻撃目標の選定及射撃に関する指導要領 3、火力と地形との利用要領 4、射撃開始時機要領
六、運動及射撃	1、射撃開始時機要領 2、重火器の位置、関係 3、射撃と運動との協調要領 4、火力と地形との利用要領	1、射撃開始時機要領 2、重火器の位置、関係 3、射撃と運動との協調要領 4、火力と地形との利用要領
七、突撃準備	1、敵陣地の偵察要領 2、突撃隊の編成、任務及突撃路の選定 3、突撃隊の集結地、集結時機及集結要領 4、突撃前進要領 5、突撃開始時機 6、突撃隊の前進要領 7、突撃隊の敵陣突入要領	1、敵陣地の偵察要領 2、突撃隊の編成、任務及突撃路の選定 3、突撃隊の集結地、集結時機及集結要領 4、突撃前進要領 5、突撃開始時機 6、突撃隊の前進要領 7、突撃隊の敵陣突入要領
八、陣地攻撃戦闘経過並に指導上の着眼一覧		

主要訓練項目	隊長（指揮官）指導上の着眼要項	分隊（長）指導上の着眼事項
一、接敵	1、偽装網の利用 2、偽装の徹底、地物、地形の利用、補修 3、対空、対地上監視要領 4、行動間の地物、地形の利用 5、対空、対地上監視に任ずる兵の指定 6、射撃、監視位置の選定 7、対空、対地上監視要領 8、対空、対地上監視に関する命令、通報及連絡法	1、偽装網の利用 2、偽装の徹底、地物、地形の利用、補修 3、対空、対地上監視要領 4、行動間の地物、地形の利用 5、射撃、監視位置の選定 6、射撃、監視要領
二、展開	1、敵情地形に関する判断 2、展開隊形 3、展開位置の選定 4、展開時機 5、展開要領 6、展開後の行動 7、戦闘指揮所の位置、移動及連絡 8、射撃開始時機 9、射撃、観察、通信、連絡及警戒要領 10、射撃中止、集合及再展開要領	1、敵情地形の判断要領 2、展開隊形 3、展開位置の選定 4、展開時機 5、展開要領 6、展開後の行動 7、射撃、観察、通信、連絡及警戒要領 8、射撃中止、集合及再展開要領
三、逐次判明せる敵情地形	1、敵情地形の判断要領 2、敵情地形に対する処置 3、敵情地形に対する処置の指導要領	1、敵情地形の判断要領 2、敵情地形に対する処置 3、敵情地形に対する処置の指導要領
四、中隊展開後	1、機関銃射撃通過要領 2、砲兵、重迫撃砲等の射撃 1、機関銃射撃通過要領 2、砲兵、重迫撃砲等の射撃	
五、展開	1、小隊（長）に対する指揮要領 2、攻撃目標の選定及射撃に関する指導要領 3、火力と地形との利用要領 4、射撃開始時機要領	1、小隊（長）に対する指揮要領 2、攻撃目標の選定及射撃に関する指導要領 3、火力と地形との利用要領 4、射撃開始時機要領
六、運動及射撃	1、射撃開始時機要領 2、重火器の位置、関係 3、射撃と運動との協調要領 4、火力と地形との利用要領	1、射撃開始時機要領 2、重火器の位置、関係 3、射撃と運動との協調要領 4、火力と地形との利用要領
七、突撃準備	1、敵陣地の偵察要領 2、突撃隊の編成、任務及突撃路の選定 3、突撃隊の集結地、集結時機及集結要領 4、突撃前進要領 5、突撃開始時機 6、突撃隊の前進要領 7、突撃隊の敵陣突入要領	1、敵陣地の偵察要領 2、突撃隊の編成、任務及突撃路の選定 3、突撃隊の集結地、集結時機及集結要領 4、突撃前進要領 5、突撃開始時機 6、突撃隊の前進要領 7、突撃隊の敵陣突入要領
八、陣地攻撃戦闘経過並に指導上の着眼一覧		

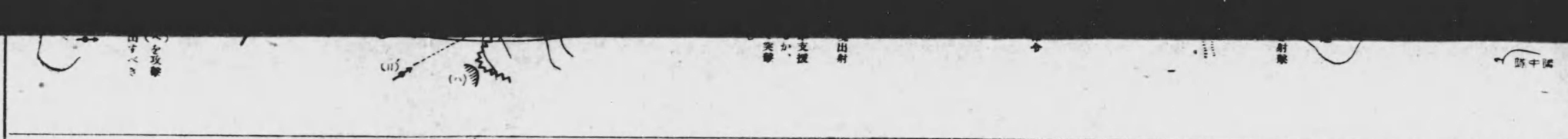

第四篇　敬禮

第一章　通說

第一節　目的精神

一、禮式の本義は　皇室を敬ひ、秩序禮節を尚び、服從の眞諦を會得せしめ、且相互親和の氣風を振起し以て國體成立の基礎を鞏固ならしめ、訓練の精華を發揮するに在り。

二、禮式の根本は心を正し身を修むるに在り、私心我執を去り、上を敬ひ下を慈み、同僚互に親み、苟も狎れず、容儀端正、態度嚴正、辭令純眞、坐作恭謙にして初めて禮儀服行の名實全く備はるものなり。

三、禮儀は肇國の皇謨に淵源し、古來我が國民道德の骨髓として繼承尊重せるものにして、禮儀の存する處校紀自ら振作し、校紀の振作する處禮式の服行も亦必ず嚴正なり。

四、上下を問はず時と所とを論ぜず、禮式の本義を辨へ行住坐臥苟も之に悖ることなく、以て皇國民たるの修練に邁進せしむること必要なり。

第二節　訓練上の注意

一、敬禮は長上に對し其の認むると否とに拘らず之を行ひ、長上は之に對し答禮を行ふものとす、而して受禮者答禮せる場合は通常其の動作終るを待ち舊姿勢に復するものとす。

二、生徒相互間に於ては低學年生は高學年生に對し敬禮を行ひ、高學年生は之に答禮し、同學年生は互に

敬禮を行ふものとす。

三、各個の敬禮に於て如何なる長上に對し停止して行ふべきや、捧銃を爲すべきや又は部隊の敬禮を如何なる長上に對し行ふべきや竝に指揮者の刀の敬禮等に關し文部省にて定めざる事項は學校に於て適宜定むべきものとす。

四、指導者軍服を著用せる場合の敬禮は陸軍禮式令に據る。

五、二人以上の長上に對する敬禮は、通常部隊に在りては最長上の者に對して行ひ、單獨者に在りては先づ最長上の者に對し次に他の長上一同に對して之を行ふものとす。

第三節　指導要領

一、敬禮の制式は一通り會得せしむれば爾後教練中は固より日常嚴正に之を行ひ以て目的精神に副はしむること肝要なり、尚皇國民として必要なる禮式は成るべく入校當初示範會得せしめ爾後實際的に之を行はしめ以て禮式の本義を徹底せしむるを要す。

二、軍服を著用せる將校、准士官にして生徒より成る部隊を指揮する場合に於て　天皇、皇族、王(公)族、御眞影及軍旗に對するとき竝に拜神の際に限り刀の禮を行ひ、其の他の場合拔刀してあるときは肩刀の儘敬禮を行ふものとす。

第二章　各個の敬禮

第一節　訓練上の注意

一、敬禮は心と形と相伴はざるべからず、卽ち心に尊敬の念あるも形之に伴はざるときは敬禮の意義を失ひ、又形のみ整ふも心之に伴はざれば虛禮となるものなり。故に各個の敬禮は節度正しく、且丁寧に行ふ如く注意指導すること必要なり。

二、至急の用務を帶ぶるときは其の旨を告げ、現在の步法（駈步）の儘敬禮を行ふことを得。

第二節　指導要領

課目	著眼點	實施要項	實施上の注意
最敬禮	一、注目。 二、上體の傾度。 三、舊に復する時機。	1、先づ　天皇に注目す 2、次に頭を正しく上體の方向に保ちたる儘徐ろに體の上部を約四十五度前に傾く 3、後徐ろに舊姿勢に復す	一、體の上部を前に傾ける際頭と眼の方向とは一致せしむること。 二、體の上部を前に傾け又は舊に復する動作は徐ろに行ふこと。 三、帽の保持及刀を帶ぶるときの動作は室內の敬禮に同じ。

	最敬禮を爲すべき場合。 一、天皇に對するとき。 二、御眞影を奉拜するとき。 三、皇族、王公族に對するとき。 四、宮城遙拜、勅語、勅諭、聖旨、令旨の奉讀式のとき。
拜禮	最敬禮に同じ。
室內	一、上體の傾度。 二、注目の要領。

方法は最敬禮と同一なり。	最敬禮と同一なり。
一、體の上部を約十五度前に傾くる際最初受禮者に注目せる目を受禮者より離し頭の方向と眼を一致せしむること。 二、帽の內部受禮者より見えざる如く保持せしむること。 三、敬禮する爲に刀（劍）の鞘を握らざること。	

室內の敬禮

室內の敬禮實施上の著意。

一、武裝せずして室內に入る場合には室外に於て脫帽すること。
但し武裝しある場合は室外の敬禮を行ふ。

二、他人の室內に入るとき、入口を閉ぢある場合には拳の中指の背の所にて、靜かに「コツコツ」と扉を敲き、在室者の承諾の返事を待ち、靜かに扉を開きて入ること。
若し入口開きある場合、又は入口が襖、障子等にて閉ぢある場合には入口の外側に於て豫め許可を受くること。

三、長上の室に入るときは室內に入りたる後之に面し入口の所にて先づ長上（長上數人の場合は全員）に對し敬禮を行ふこと。
數人にて入るとき先頭の者は後ろに餘地を殘して停止し、全員靜肅且迅速に入りたる後同時に敬禮を行ふを可とす。

此の敬禮終らば更に用事のある長上の許に到り、再度敬禮を行ふ。

退出する場合には此の反對に行ふこと。

四、長上より書類其の他のものを受け、又は呈するときは、敬禮後適宜前進し長上より書類を受け、其の場にて披き見る場合には左手にて之を受け、又は呈するを可とす。
帽を左脇に挾み右手若くは兩手を以て之を受け、又は呈したる後舊位に復し、再び敬禮を行ひたる後退出す。若し銃を携へあるときは左手にて之を受け、又は呈すること。

若し銃を携へあるときは、之を左臂に托し、右手を副へ披き見るを可とす。

卒業證書等を受くるときは、通常其の場にて披き見るものとす。

五、室内に在る場合長上其の室に入り來るときは、其の場に起立して室内の敬禮を行ふこと。若し多人數同室しある場合には、最初に氣の著きたる者先づ注意を與へ、一同同時に敬禮するを可とす。

六、長上と同席する場合は長上より先に著席し、或は席を立ち、又は飲食せざるを禮とす。

七、日本座敷内に於ては坐して敬禮を行ふを例とす。

室内の敬禮	停止間擧手注目の敬禮
	一、右手の上げ方。 二、注目の要領。 三、舊に復する時機。

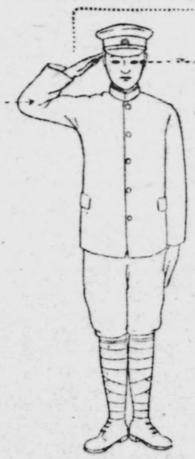

1、指を接して伸ばし食指と中指とを帽子の庇の右側に當て掌を稍〻外方に向く
3、頭を向けて受禮者の眼又は敬禮すべきものに注目す
頭と目の方向は一致せしむること
2、肘は肩の方向にて略〻其の高さに齊しくす
4、受禮者の答禮終るを待ち舊姿勢に復す

一、低學年生は受禮者の眼に注目することを知らざるもの少からず。
二、右手の擧げ方及舊に復する經路左圖の如し。

行進間擧手注目の敬禮
一、行進中行ふ敬禮。 1、注目の時機及要領。 2、舊位に復する時機。 二、行進間停止して行ふ敬禮。

一、「歩調止め」の速歩行進にて行ふこと。
二、受禮者の眼又は敬禮すべきものの方向に頭を向け擧手注目（停止間擧手注目の動作）すること。
三、受禮者の答禮終りたる後若くは其の位置を過ぎ去りてより舊に復すること。

一、擧手注目を爲すべき時機は一定し得ざるも行違ふ際は約八歩前位を可とす。
二、舊に復する時機も一定し得ざるも受禮者が答禮せられたる際は答禮が終りてより若干時後を可とす。

一、行進中停止して敬禮を行ふべき長上に對しては之に面して停止し擧手注目の敬禮を行ふ。
二、受禮者の答禮終りたる後舊に復し續いて行進す。

一、停止の時機は長上より約八歩前位を可とす。又行進方向に停止して後長上に面することなく之に面して停止するを可とす。
二、舊に復し續いて行進するに方り停止間方向を換へ發進するを可とす。

室外の敬禮

室外の敬禮實施上の著意。

一、右手を擧ぐること能はざるときは、帽を冠りたる儘室内の敬禮に準じ行ふことを得。

二、行進間の敬禮に於ては頭と眼の方向とは必ず一致すること。

三、長上の引率する團體に行き遇ひ、又は其の傍を通過するときは其の引率者に敬禮を行ふものとす。

四、汽車、電車、自動車、馬車、人力車及船等に乘りある場合には、乘座の儘姿勢を正し敬禮を行ふて可なり。又船、車内に於ては成るべく長上に其の席を讓るを禮とす。

五、室外にて長上より書類其の他のものを受け又は呈せんとするとき、或は長上より命令、訓示等を受け又は報告を爲すときは室外の敬禮を行ふの外其の動作は室内に於けると同樣なり。

六、長上と同行するときは長上の行進を妨げざる如く其の左側（二人以上なるときは兩側に分れ）又は後方に附き、長上の歩調に合はすを禮とす。但し誘導者は前方に在りて案内するものとす。

七、多數同所に居る場合、長上に遇ひ、又は長上來られたるときは、最初に氣著きたる者先づ注意を與ふるを可とす。

八、長上の後ろより進み之を通過せんとするときは、其の旨を述べ通過するを禮とす。

一、節度の正しきこと。	一、捧銃。
	一、捧銃の姿勢を取り終りたる直後銃を動搖せしめざること。

捧銃の敬禮

二、注目の要領。

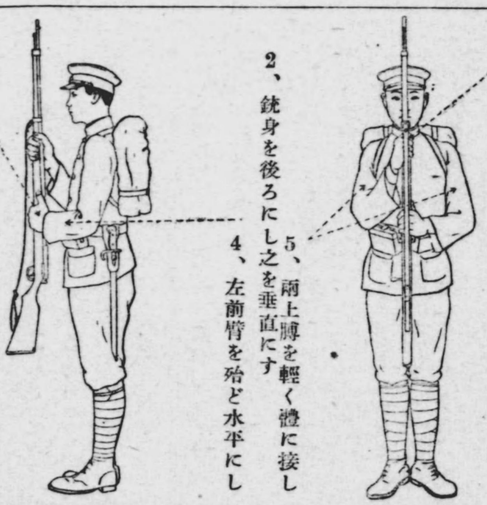

1、右手を以て銃を上げ、體の中央前に持ち來り

2、銃身を後ろにし之を垂直にす

3、同時に左手にて概ね木被の下に接して銃を握り拇指を銃床に沿ふて伸ばし

4、左前膊を殆ど水平にし

5、兩上膊を輕く體に接し

6、頭を向けて受禮者の目又は敬禮すべきものに注目す

	二、立銃の際左手を舊に復するに方り銃を下方に引下ろす氣持を持たしむるときは銃を腰に支へ易きものなり。
	三、捧銃は敬禮動作にして特に　天皇に對するとき又は拜神の際等にも用ふる敬禮なるを以て各個の動作より整齊嚴格に行はしむる如く留意指導すること必要なり。
	四、捧銃を基本各個教練の一課目として實施するは誤なり。

		二、立　銃 1、右手を以て銃を下げ腰に支へ、 2、同時に左手を下ろし靜かに銃を地に 著く。
立銃の敬禮	一、上體の傾度。 二、注目の要領。	一、受禮者の眼又は敬禮すべきものに注目したる後、頭を上體の方向に保ちたる儘、體の上部を約十五度前に傾く。 二、受禮者の答禮終りたる後舊に復す。
執銃行進	一、行進中行ふ敬禮。 1、速歩行進に移る時機。 2、注目の要領。 3、舊に復する時機。 二、行進間停止して行ふ敬禮。	一、「歩調止め」にて行進中なれば注目すべき二、三歩手前にて歩調を取り速歩に移り、 二、頭右(左)を爲し、受禮者の目又は敬禮すべき者に注目す。 三、受禮者の答禮終りたる後若くは其の位置を過ぎたる後頭を舊に復し一、二歩行進の後歩調を止む。 一、行進中停止して敬禮を行ふべき長上に對しては之に面して停止し立銃を爲し、

		不動の姿勢正しからざる者特に銃の保持不良なる者少からず教育上注意を要す。
執銃行進		一、速歩行進に勇往邁進の氣勢あること。 二、注目及舊に復する時機に就ては行進間擧手注目の敬禮に準ず、特に動作の活潑なるを要す。
		一、停止時機は長上より約八歩手前位を可とす、又行進方向に停止して後長上に面することなく最初より之に面して停止するを可とす。 二、立銃を爲し續いて行進するに方り停止間方向を換へ發進するを可とす。

間の敬禮	1、停止の要領。 2、捧銃の動作。 3、舊に復する動作。
	二、捧銃の敬禮を爲し受禮者に注目す。 三、受禮者の答禮終りたる後立銃を爲し續いて行進す。

第三章　部隊の敬禮

第一節　訓練上の注意

一、行幸、啓の際に於ける敬禮は文都省訓令に據るものとす。

二、部隊が武裝しあるとき　天皇、皇族、王（公）族、軍旗、神佛、忠魂碑等に對しては著劍捧銃の敬禮を行ふこと。

三、部隊の敬禮を爲すには目迎目送を行ふものとす。捧銃を爲す場合には「捧げ　銃」の號令にて捧銃を爲し操作を終りたる後直ちに頭を敬禮を受くべきものに向け注目し、次で目迎目送を行ひ「立て　銃」の號令にて其の操作と同時に頭を舊に復す。

翼の者等最初より注目すること能はざる者は頭を敬禮を受くべきものの方向に向け、受禮者の來るを待ち注目すること。

四、目迎目送を爲し頭を約四十五度左（右）に廻はしたる後受禮者、視界外に去りたる後は「直レ」の號令　ある迄其の儘の姿勢を保ちあること。

五、號令と同時に刀の禮を行ふ場合は豫令にて先づ第一擧動を行ひ、動令にて第二擧動を行ふ。

六、部隊の敬禮を行ふに方り喇叭吸奏若くは軍樂奏樂間喇叭手若くは喇叭鼓隊は頭右（左）（央）の動作を行ふことなく單に前面を直視しあるものとす。

七、部隊の敬禮は特に規定ある場合の外夜間之を行はざることを得。

八、訓練の順序。

1、先づ「頭右(左)」の號令にて、一齊に頭を約四十五度右（左）に向くる動作及「直レ」の號令にて一齊に頭を正面に復する動作を訓練す。

2、次で目迎目送の要領を伍より部隊の順序に訓練す。

3、最後に部隊を以て綜合訓練を行ひ、熟練するに從ひ停止間より行進間の敬禮に移る。

4、豫備訓練として頭を旋はせの體操を實施するを可とす。

第二節　指導要領

課目	著眼點	實施要項	實施上の注意
停止間の敬禮	一、注目の齊一なること。 二、目迎目送の動作。	一、「頭右（左）」の號令にて一齊に頭を右（左）に向け受禮者に注目す。 頭右（左）の方向は約四十五度を度とす 此の際眼光に威力あらしむること。 二、目迎目送を爲すには受禮者より眼を離すことなく眼と頭の方向とを一致せしめ受禮者の行動に伴ひ自然に頭を廻はす。 三、「直レ」の號令にて一齊に頭を正面に復す。 四、受禮者部隊の前方より來りたる場合には「頭央」の號令を下し、各人は受禮者の方向に頭を向け注目す。	一、低學年生には特に横目を爲して注目するものあるを以て最初の教育に於て特に示範と說明を適切にし伍の教練時各人に對し其の缺點を教示するを可とす。 二、頭の廻はし方圓滑を缺くものあるを以て不良なるものに對しては體操を課するを可とす。
行進間の	一、速歩行進に移る時機。 二、注目の要領。	一、「頭右(左)」の號令を下す直前に歩調を取らしむるを適當とす。 二、前述停止間の要領に準ずるも頭を約四十五度廻はしたるとき受禮者が視界外に去るも「直レ」の號令下る迄眼と頭とを正しく同一方向に保ち行進せしむること。	「歩調取レ」の號令を下して「頭右(左)」の號令の動令を下す迄には約八、九歩行進すべきを以て、其の距離を見計ひ速歩行進に移さしめざるべからず、特に

敬禮と。

第四章　閲兵分列

第一節　目的精神

閲兵及分列は厳ある場合に行ふ一つの儀式にして、其の長を中心とする麗はしく且堅固なる團結の精神を發揮すべきものなるを以て特に眞摯嚴肅に實施せざるべからず。

第二節　訓練上の注意

一、閲兵、分列を閲する者を觀閲者と謂ふ。

受閲部隊は總指揮者を設く。

二、閲兵、分列は閲兵を先にし次に分列を行ふ。式場其の他の關係に依り閲兵又は分列のみを實施することあり。

三、閲兵、分列は豫め準備し時間場所を定め最も嚴肅且整齊に實施すべきものなり。之が爲

1、場所は成るべく平坦地を可とす。

2、整列位置、分列發起點、標兵、目標、觀閲者の位置等を豫め標示す。

3、總指揮者は豫め觀閲者又は其の隨行者と時間、場所、順序、觀閲者の經路、停止地點等に就き打合

せを爲す。

4、嚴ある閲兵、分列には爲し得る限り其の場所に於て豫行を行ふを可とす。

四、嚴ある閲兵、分列時の受閲部隊は校旗を捧持し、各人身體を清潔（特に頭髪及爪の手入等）にし服裝を整へること必要なり。

但し服裝は外觀のみならず、肌著をも清潔ならしむるを可とす。

五、受閲部隊執銃の際は閲兵、分列のときは著劍するものとす。

六、喇叭隊、喇叭鼓隊を有する學校は成るべく之を參加せしむるを可とす。

七、受閲部隊の關係者及見學者は一定の場所に於て整然たる隊形を取らしむること。

第三節　指導要領

課目	著眼點	實施要項	實施上の注意
閲兵	一、整列。 二、隊形。 三、指揮者の動作。 四、目迎目送の要領。	一、整列上左の件を顧慮すること。 1、式場の廣さ、形狀、受閲部隊數及其の大小との關係。 2、觀閲者の觀閲が容易に且順序良く行はるること。 3、閲兵後分列に移る場合に混雜なく分列發起位置に移動し得ること。 二、隊形は左記要圖の如し。	

其の一

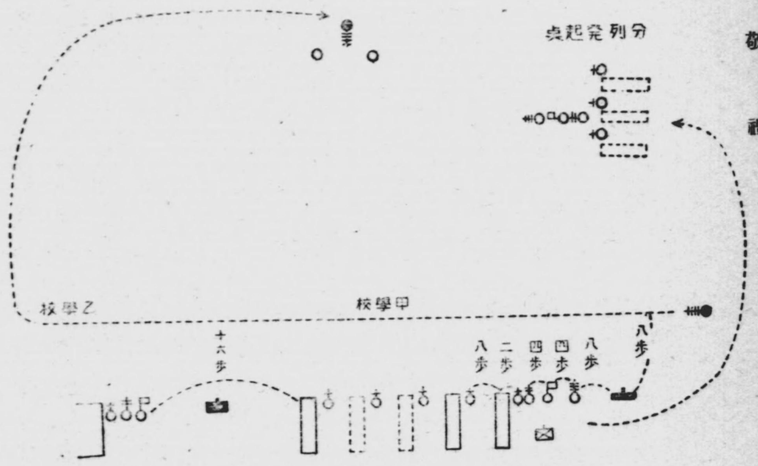

観閲者
學校關係者
總指揮者
數小隊合同指揮者
小隊長
校旗
喇叭隊

備考（其の一、其の二共）

「頭右(左)及直レ」の號令は數小隊合同指揮者之を行ふ、時宜に依り合同の指揮者を置かず總指揮者之を兼ねることあり。

其の二

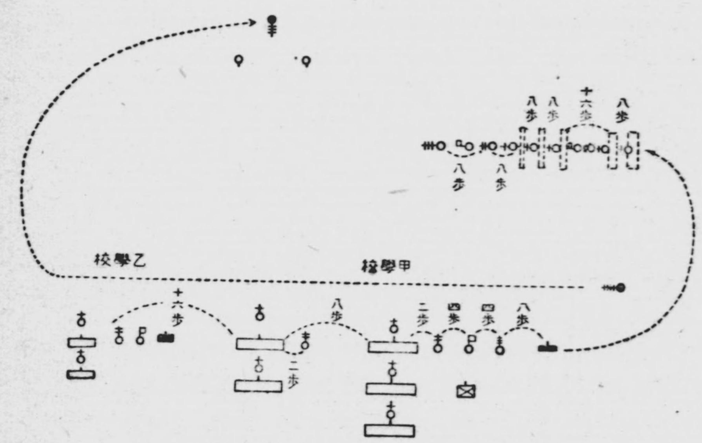

其の三

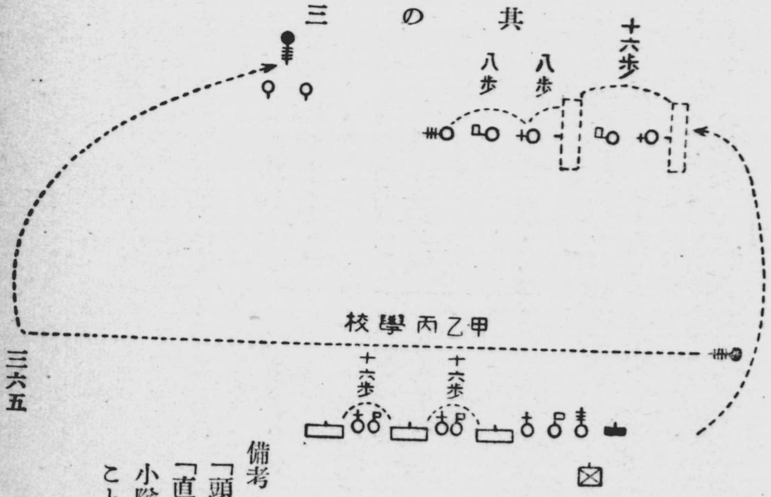

備考

「頭右（左）」及「直レ」の號令は小隊長之を行ふことを得。

	閲兵
一、準備。	

三、指揮者の動作

1、觀閲者が部隊の右翼約二十歩の所へ來るとき指揮者は「頭右」の號令を下し敬禮を爲し、前進して當日出場の總人員を報告す。

2、觀閲者が指揮者の前を過ぎ去ると き指揮者は敬禮を止め觀閲者の右後方に到り之に隨行す。

3、觀閲者が最左翼部隊の左翼約十五歩過ぎ去りたるとき、指揮者は觀閲者に敬禮したる後其の位置にて「直レ」を令す。

四、指揮者の「頭右」の號令にて部隊は一齊に觀閲者に注目し爾後目迎目送を爲す。

五、校旗は敬禮を爲し喇叭鼓隊は所定の樂譜を奏す。

六、執銃の場合御親閲を受くるときは以上の要領に依り著劍捧銃の敬禮を行ふ。

一、目標、分列發起點、觀閲者、標兵の位置及分列後の位置等を豫め標示す。

一、小隊（或は學年）毎に「頭右」の號令を下すとき總人員の報告は總指揮者之を行ひ小隊長（學年指揮者）は其の位置に於て敬禮を爲すのみにて差支なし。

二、「頭右」「直レ」を令する距離は場所の關係に依り短縮するは止むを得ざることなり。

分列

二、整列。
三、隊形。
四、分列の實施。

二、整列及隊形

横隊の場合の押伍、縱隊の場合に於ける第一列の右側に在る分隊長等は列中に入ること。

其の一

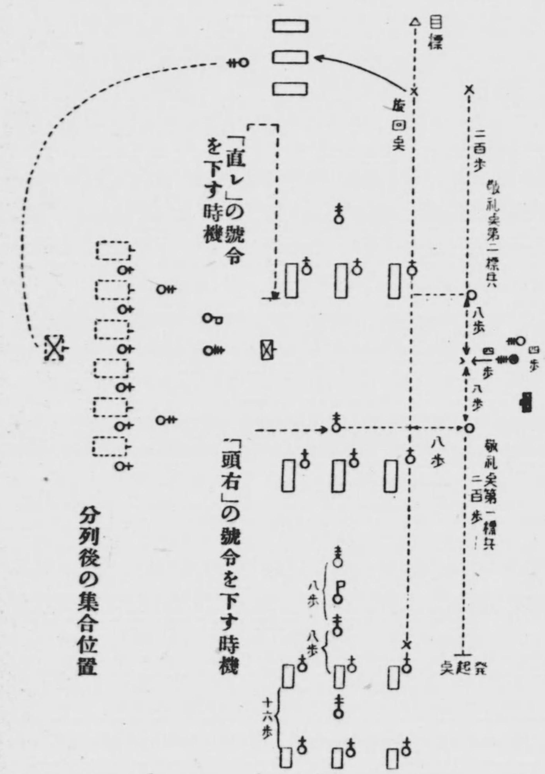

分列後の集合位置

分列

其の二

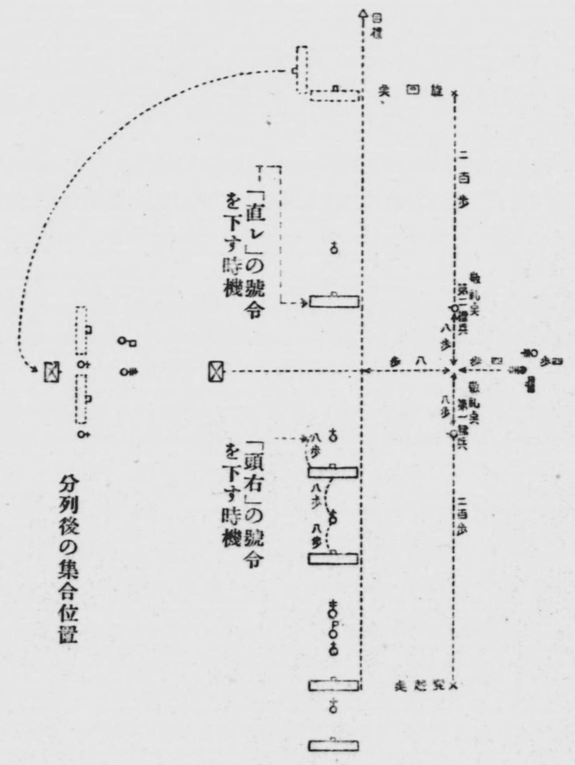

分列

三、部隊は「頭右」の號令にて左の如く行動す。

1、嚮導たる小隊長若くは右翼嚮導は頭を右にすることなく目標に向ひ直進すること。

2、其の他は一齊に頭を向け觀閲者に注目す、此の際列中の者は左の件に注意せしむ。

イ、頭を右にすることに依り出過ぎ又は遲れあることを發見するも急に恢復することなく依然として堂たる歩調を以て行進すること。

ロ、「頭右」して行進中最早注目を繼續すること能はざるに至れば頭を約四十五度に向けたる儘「直レ」の號令ある迄繼續すること。

一、頭を右する爲銃の左右に偏するものあり。

二、低學年生には頭を廻し過ぎ右の生徒の頭の後ろより注目するものあり。

三、頭と眼との方向一致せざるものあり。

四、刀の禮を行ふ場合は嚮導たる小隊長も亦刀の禮を行ふものとす。

第五章　校旗

第一節　訓練上の注意

一、校旗は學校の名譽を代表し職員、生徒景仰の中心たるべきものなるを以て其の取扱は最も鄭重ならざるべからず、從つて旗手が捧持する際は校長（不在のときは先任指導者）より授受するを可とす、且旗手は模範生徒を以て捧持せしむべきものなり。

二、旗護は生徒二人乃至五人を以て編成するを可とす。

三、校旗に對する敬禮は學校毎に適宜規定するを可とす。

第二節　指導要領

課目	著眼點	實施要項	實施上の注意
校旗	一、捧持法。 二、敬禮。	一、校旗を捧持するには旗纛を右股に當て、右肘を後ろにし其の拳を肩の高さにし旗頭を僅かに前方に傾かしむ。 二、校旗の敬禮は右手を旗竿に沿ひて眼の高さに上げ旗纛を右股より離すことなく右手を十分前に伸ばし旗を垂る、旗手は右の操作を終りたる後直ちに頭を向けて敬禮すべきものに注目す。「直レ」の號令にて舊に復す。	校旗の敬禮は　天皇に對するとき及拜神の場合は勿論其の他の場合は學校の規定に依り又は其の都度規定するを可とす。
旗			

第五篇　陣中勤務

第一章　通　說

第一節　目的精神

一、陣中勤務は其の動作戰鬪教練の如く華々しからざるも重要なる作戰行動にして、戰場に於ける經過の大部分を占むるものなり。故に其の適否は直ちに全軍の戰力に影響し、不覺の缺陷は一軍の安危を左右するに至ること少からざることを銘肝せしむる如く訓練するを要す。

二、陣中勤務は各個教練、密集教練の如く一擧一動嚴肅なる規律節制を基調とする訓練と異なり、多くの場合自ら犧牲となる一任務を與へられ、強き責任觀念を以て萬難を排し其の任務達成の爲自主的に各自の全智全能を活動せしむるものなるを以て飽く迄誠心誠意自己の職責を盡くし獻身的の精神陶冶を基調として訓練するを要す。

三、教育の全期間を通じ、常に精神要素の涵養を緊要とす。故に各教材に應ずる戰例等を研究し、之に基き深刻なる感銘を與ふる如く指導するを必要とす。

第二節　訓練上の注意

一、訓練の範圍。

青年學校教練に於ける陣中勤務には、訓練の範圍を示されあり。即ち主として傳令、歩哨及斥候の基礎

的動作、行軍竝に此等に關聯する必要なる識能を訓練するに在り。從つて箇々の課目に就き特に其の目的の精神を確實に把握して訓練の成果を發揮する如く工夫するを要す。

二、獻身奉公の念を涵養すべし。

陣中勤務には少數の者の活動に依り進んで團體の犧牲となる教材多し。此の點は青年教育上特に我が國民心の趨向に稽へ、最も重要なるを以て特に力を用ひて訓練に任じ、欣然此の崇高なる獻身奉仕の心情を養成することに努めざるべからず。

三、全力を盡くし自己の任務に邁進せしむ。

陣中勤務は生徒自ら眞に規律節制等の諸德に徹底し、旺盛なる責任觀念を以て積極的に責務を盡くすにあらざれば全體の行動に齟齬、澁滯を來すを以て生徒をして誠心誠意全力を盡くして自己の任務に邁進する如く指導するを要す。

四、幹部の熱意と創意工夫とを必要とす。

陣中勤務の教材は地味にして而も比較的多くの時間を要し、進歩の狀況亦顯著ならざるを以て上下共に實施に熱意を缺き易く、從つて指導者の研究も亦疎遠となり動もすれば粗雜杜撰なる實施に陷り易し。斯くては目的、精神を達成し得ざるを以て指導者は自ら研究と工夫とを凝らし、生徒をして啓發的に青年の心理に適合する如く時期、場所等を選み效果的に實施するの熱意を必要とす。

第三節　指導要領

第一款　計畫上の著意

一、立案の趣旨。

1、方針の確立。

當日實施すべき課目に對し何れに重點を置き訓練すべきやを定むるを先決とす。例へば歩哨の動作中監視法に就き訓練すると假定し其の中に於ても特に地形に依る著意に重點を置き訓練するが如く方針を定め計畫を立案せざるべからず。

2、計畫の簡易化。

陣中勤務は各個教練等に比し複雜なるを以て計畫も亦自然に難かしく考へ過ぎ計畫倒れになり易し。故に本書記述の內容を參酌し要點を捉へ輕易に實施し得る如く計畫するを必要とす。

二、訓練の分量。

1、時間に餘裕を生ずる如く分量を定む。

2、日常の訓練は成るべく訓練課目を細分し一部分づつ實施すること。

3、綜合訓練は主として野外教練、行軍等の場合に實施すること。

三、訓練の場所。

1、主として野外にて行ふを可とす。

但し基礎教育は必ずしも野外を要せざるも都市等に於ては特に訓練場所を工夫する必要あり。

2、教材目的に合致する如く地形地物を選定し且對抗部隊の設置、操縱に注意すること。

四、其の他。

1、距離測量、地形の識別、地圖の見解等は準備教育及補助課目とし關聯して行ふを可とす。
2、天幕露營及飯盒炊事。
イ、本教材は德性陶冶上有益なるのみならず實用價値多きを以て、青年指導上時間の許す限り實施するを可とす。
ロ、基礎教育の外は行軍、連合演習等の場合實地に訓練する等實施時期を考慮すること。

第二款　實施上の注意

一、的確に概念を與ふること。
1、圖解式說明法に依ること。
イ、白紙上の形式。
ロ、學校所在地の地形に適合せしむる形式。
2、上級生徒の模範的動作を見學せしむること。
二、體驗を主とすること。
1、學科に流れず說明は簡單に要を得ること。
2、實行を主とすること。
三、訓練の普及に努むること。
1、實施は少數者に限定せざること。
2、見學に終り倦怠を來さざる如く注意すること。
四、監視外の動作に注意すること。
1、啓發教育に沒頭し、教練本來の嚴肅なる規律、節制、訓練に背馳せざる如く留意するを要す。
2、指導者の監視外の行動に留意すること。
3、監視眼の有無に拘らず動作に表裏を生ぜざる如く精神教育に留意すること。
五、危害豫防に注意し禁制區域に立入らしめざること。
1、空包を使用する場合、之が發射及彈藥の抽出、授受に注意すること。夜間に於て特に然りとす。
2、危險なる場所卽ち懸崖、河川、野井、高壓電線、汽車、電車、自動車等に注意すること。
3、鐵道線路は蹈切の外立入らざること。
4、其の他立入禁止の區域に侵入せざる訓練も亦必要なり。

第二章　傳令、連絡兵

第一節　目的精神

一、傳令、連絡兵の訓練は其の任務に鑑み責任觀念を涵養するに在り。卽ち訓練の方式其のものが直接責任觀念の養成を目的とするものにして記憶力、理解力を訓練するにも、又意志の發表に慣るるに就ても總て責任上の仕事にして之が遂行を爲し得ざれば責任を果し得ざるものなり。
二、記憶力、理解力の發達する年齒に在る生徒をして、耳より聽くことに依り此等の力の發達を促し、又意志の發表其のものを訓練することを重視して訓練するを必要とす。

第二節　訓練上の注意

一、訓練の範圍。

1、傳　令。

主として徒歩傳令を訓練するものとす。但し學校に依りては乘馬傳令、自轉車傳令を實施する所あるべきも、之に就ては徒歩傳令に準じて行ひ其の速度に就き訓練するを可とす。

2、連絡兵。

行軍、停止間に於ける部隊間の連絡竝に命令、通報、報告の傳達の要領を訓練し、其に關聯し遞傳の概要を訓練するを可とす。

二、訓練の重點。

1、責任觀念を基調とすること。

2、苦心、努力を體驗せしむること。

傳令、連絡は智能訓練に偏するものにあらずして、任務を達成する爲の實際訓練なり。從つて單に記憶力、理解力の增進又は意志表示の訓練のみに沒頭せず、途中に於て時間及經路上に難關を設け、之を突破して遲れず間違なく傳達する苦心と努力との練磨を伴はしめざるべからず。

三、實施法。

1、低學年生に多く實施すること。

2、他教材との併用訓練に留意すること。

3、日常生活に應用訓練することに著意すること。

第三節　指導要領

第一款　傳　令

課目	著眼點	實施要項	實施上の注意
出發時の動作	一、任務の了解。	一、傳達事項。 1、陣中に於ける事項を主とすべきも當初は日常傳達を必要とする實際問題を選定するを必要とす。 2、特に數字、月日、時刻等の誤り易きものを含むを可とす。 3、文書に依るときは祕密にあらざる限り其の內容を知らしむること。 二、用件の外傳達者、經路、速度、要すれば到著時刻、傳達後の行動は地形竝に距離等に應じ的確に示さざるべからず。 三、復唱に就て。	一、僅少の時間に體驗的普及訓練の研究に就て。 傳令の訓練には比較的僅少の時間を配當するものなるを以て此の僅少の時間に全員漏れなく效果的訓練を施すは大いに工夫を要する所にして決して現地講話式に流れざるを要す。卽ち 1、成るべく組毎に競走せしめ多數同時訓練の方法を採用するを可とす。 2、他教材特に步哨、斥候等と關聯し訓練する方法を採
二、復唱。			

出發時の動作	
三、言語態度。	一、速度。

1、復唱とは任務を受けし者が、任務を授けし人の面前にて「復唱」と言ひ其の任務を繰返し申述ぶるを謂ふ。

2、復唱の目的は自己が果して誤りなく任務を了解せしやを檢べ又一方責任を果すと云ふ誓言(せいげん)なり。

3、復唱は啻に傳令のときのみならず一度教育せば總ての場合に實行せしむる如く努むるを要す。

四、言語、態度。

1、指導者の許に去來するとき嚴正なる敬禮を爲し、且共の前後の動作を確實に爲さしむること。

2、明確なる言語の發唱。

3、活潑なる男らしき態度。

一、速度。

1、速度の標準。

傳令の速度は地形、距離、氣象、

用するを可とす。

3、平素の實用に供し訓練す。

例へば

イ、相離れたる指揮者と指導者との連絡事項のある場合。

ロ、指導者と對抗部隊との連絡。

ハ、指導者と生徒の家庭との連絡。

ニ、役場の平、戰時に於ける召集、徵發業務の實務に服せしむること。

二、心身の平行訓練に就て。

記憶力、理解力の增進に就ては身體の活動しあるとき而も任務達成の熱意に燃え諸種の障碍を排除すべく努力しある

出發後の動作	

季節、明暗の度等に依り異なるも晝間に於ける標準は左の如し。

イ、徒歩傳令。

並(なみ)　一時間約五粁(概ね速歩)

急(きう)　一時間約六粁(速歩と駈歩との混用)

至急(しきう)　體力の堪ふるに應じ成るべく迅速なる速度。

乘馬傳令。

並　一時間約八粁　約三分の一の歩度(常歩二、速歩一の割合)

急　一時間約十粁　約三分の二の歩度(常歩一、速歩二の割合)

至急　馬力の堪ふるに應じ成るべく迅速なる速度。

ロ、自轉車傳令。

渦中(くわちゆう)に於て訓練するものなるを以て教室に於ける靜態(せいたい)にして智育專一の訓練と異なる點に注意せざるべからず。

從つて相當の距離而も諸種の障碍物或は敵中を通過する如く計畫指導せざるべからず。

三、夜間の訓練に就て。

左の事項に留意すること肝要なり。

1、道を失ひ或は方向を誤らざること。

2、夜暗躊躇せざること。

3、靜肅なること。

出發後の動作	(1) 適宜に定む。 (2) 到著時刻を以て規正す。 2、基礎訓練のときは競走的に實施するも一案なり。 3、乘馬、自轉車傳令を實施する所に於ては共の速度を良く教育するを可とす。 二、途中の動作。 1、經路は相當長き距離を選定するを要す。 2、途中不齊地、斜面、高地、森林、溝渠等を含ましむるを可とす。 校庭にて行ふときは移動障碍物等を以て地形を假想するを可とす。 3、尚進歩せば途中に敵を設け實施するを可とす。 4、途中助手をして監視せしむると共に傳令に負傷等の狀況を與へ如何に努力するかを指導するを可とす。
傳達の	口頭又は文書傳達の要領。 一、受信者を確めしむるを要す。 二、口頭傳達。 1、發信者の名を冠せしめ「何々命令、通報及報告」等と必ず述ぶる如く習慣附くるを要す。 2、受信者となるべき指導者(助手)等は豫め傳達事項を承知し置き共の場にて誤を正し又誤りたる場合は反復せしむる等注意指導するを要す。

要領	歸著時の動作
3、特に沈著して述べしむる如く注意すること必要なり。 三、文書傳達。 文書傳達の訓練は要領を一通り會得せば共の後は多くの時間を必要とせず。 四、言語、態度。 出發のときと同樣の注意を必要とす。	一、復唱。 二、言語、態度。
一、出發時と同樣の注意を以て指導すること。 二、要すれば豫め經過時間を計算し置き生徒各自の經過時間を照合し其の遲速を比較指導するを必要とす。	

第二款　連絡兵

課目	實施要項	實施上の注意
連絡兵の動作 一、連絡長の動作。 1、連絡兵配置要領。 2、連絡兵の指導。 著眼點 一、行軍或は停止間に於ける小部隊間に連絡兵を配置し、互に連絡する動作を概ね訓練せば可なり。 二、部隊間に連絡兵を配置するには連絡長を定め所要の人員を其の指揮に入れ以て其の連絡に任ぜしむるもの		一、教練場若くは其の附近に於て概ね其の要領を會得せば、其の後は主として行軍、野外教練等の機會に實施す。 二、一教練班の人員が多數の場合は數箇の部隊に分ち各部隊

連絡兵の動作	
二、連絡兵の動作。	とす。 三、配置する連絡兵の數は部隊間の距離の長短、明暗の度、進路の景況等に依り增減するものとす。 四、連絡兵の指導。 1、連絡兵に示す距離は明暗の度及進路の景況に依り目視、記號、音聲等に依り確實なる連絡を爲し得ることを標準とす。 2、記號は從來使用しあるものを用ひ、尙要すれば臨時定むるも可なり。 3、連絡兵を判然と示す爲帽に白帶又は日覆を著け或は銃に白布を結び附け、夜間は白布を左腕に卷き附ける等の處置を必要とす。
1、任務の分擔。	二、連絡兵に示す任務の分擔は配置を爲すとき豫め確實に命令し出發せしむるを要す。
2、連絡の實施。	二、連絡兵の動作は距離の保持と進路の維持が重點なるを以て其の點に

	特に留意して指導するを要す。
命令、通報、報告の傳達。	一、命令、通報、報告の傳達は先づ停止間に於て競技的に指導するを可とす。 二、口頭の傳達は復唱を、文書の傳達は授受を確實に行はしむること。 三、傳達事項は當初簡單なるものより逐次複雜ならしむるを可とす。 四、行軍間の傳達は行軍等の場合の外特に多く實施するを要せず。

第三款　傳令、連絡兵訓練指導計畫　其の一

傳令訓練指導計畫の一例

一、立案の基礎。

第一學年の終期に於て傳令の基礎訓練を會得せる者に對し傳令を主教材として實施する場合。

二、方針。

傳令が途中の苦難を克服して任務を達成せんとする崇高なる責任觀念を養成し併せて心身平行の訓練を實施するに在り。

三、訓練事項。

1、出發時の動作。　2、途中の動作。　3、傳達の要領。　4、歸著時の動作。

指　導
一、教練班を横隊(縱隊)に整列せしめ數名づつの組を作る。
二、任務、傳達事項、連絡速度を示し復唱せしむ。
三、各組毎に逐次距離を置き出發せしむ。
四、逐次歸著せば復唱を爲さしめ豫め經過時間を計算し置き其の遲速を檢知す。

著　眼
一、任務了解の可否。
二、復唱の確否。
三、言語態度。
　1、活氣あること。
　2、敬禮の正確。
　3、前後の動作嚴正なること。

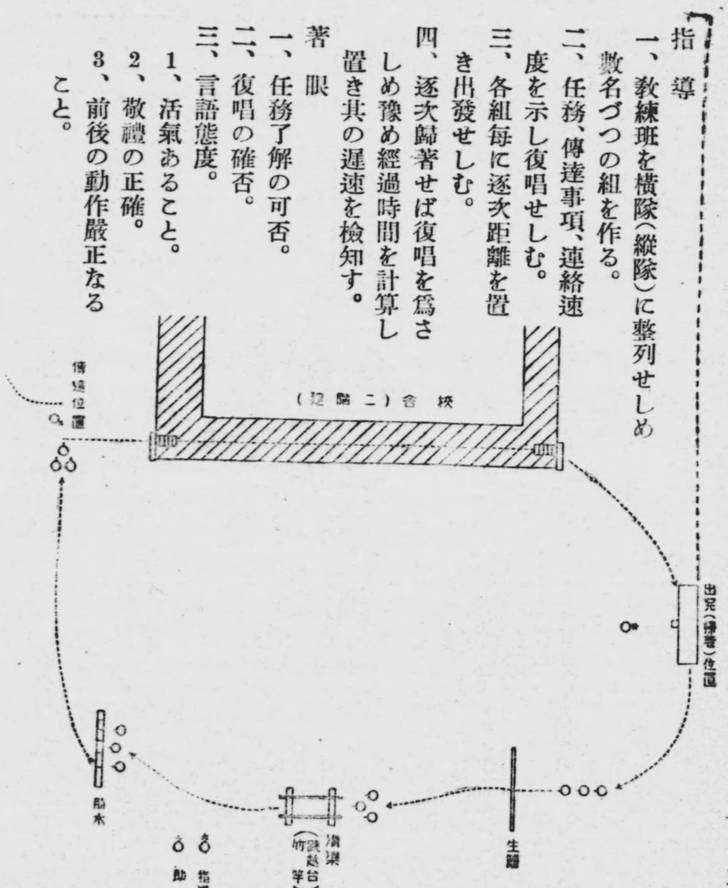

指　導
一、各障碍には助手を配置して危害の豫防に注意す。
二、障碍通過は國防競技に準じ組毎に協力して實施せしむ。

著　眼
一、障碍を突破して任務に邁進する旺盛なる元氣。
二、協同動作。

指　導
一、到著せし者より逐次傳達を受く。
二、傳達事項を豫め承知し置き其の正誤を正す。
三、歸路の經路を示して歸らしむ。經路は要すれば校舍を迂回せしむ。

著　眼
一、沈著にして誤りなく傳達すること。
二、言語態度。
　1、活氣あること。
　2、敬禮の正確。
　3、前後の動作嚴正なること。

注　意
一、場所は校庭とし平素の教練時間内にて實施するものとす。
二、傳達事項は陣中に關する事項を主とし適宜決定すること。
三、口頭傳達を主として行ふ。
四、障碍物は國防競技に使用する材料を使用す。
五、終了後精神訓話を行ふ此の際戰例を引用するを可とす。

傳令訓練指導計畫　其の二

一、立案の基礎。
　第二學年の終期又は第三學年の初期に於て稍〻複雜なる生地（學校附近の地形）を利用し敵情を加味して行ふ場合。
二、方　針。

稍〻複雜なる地形に於て而も敵に遭遇する虞ある狀況の下に任務を達成するの責任觀念を强調するに在り。

三、訓練事項。

1、複雜なる地形の克服。
2、故障排除の氣概。
3、敵に遭遇せしときの動作。

四、指　導。

1、狀況、諸子ハ中隊長ノ傳令デアル、乙村ヲ經テ八幡社ニ在ル小隊長ノ許ニ傳令ニ行ケ、丙村ニハ時々敵ノ斥候ガ出沒スル。
2、教練班を二名一組にし數組を作る。
3、甲助手をして別紙任務（傳達事項、經路、速度）を與へ逐次出發せしむ。
4、甲助手をして歸著時の動作を點檢指導せしむ。

五、著　眼。

1、嚴正なる態度、活潑なる言語。
2、復唱の確實。

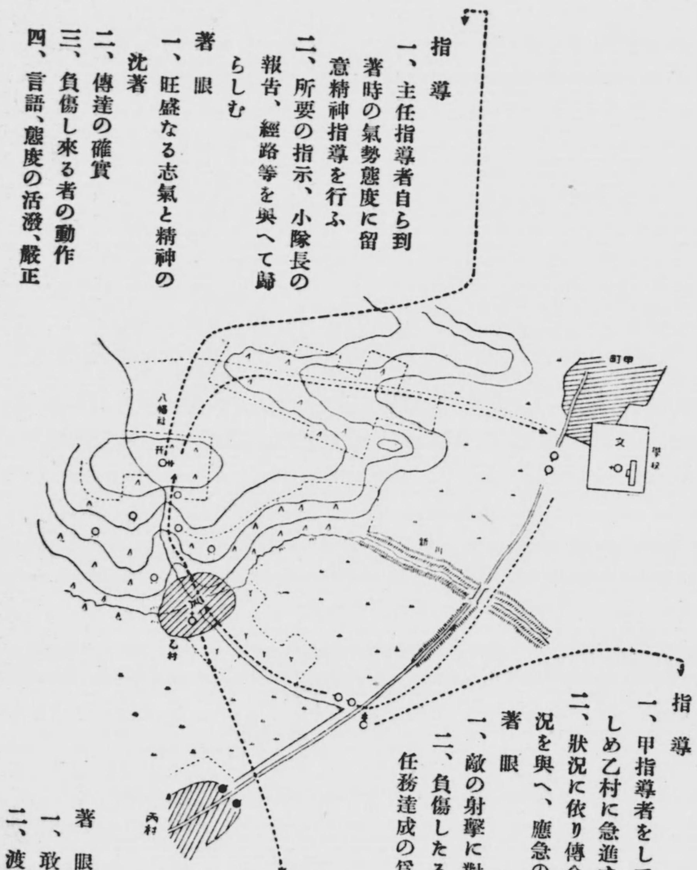

指　導

一、主任指導者自ら到著時の氣勢態度に留意精神指導を行ふ
二、所要の指示、小隊長の報告、經路等を與へて歸らしむ

著　眼

一、旺盛なる志氣と精神の沈著
二、傳達の確實
三、負傷し來る者の動作
四、言語、態度の活潑、嚴正

指　導

一、甲指導者をして丙村の對抗部隊をして射撃せしめ乙村に急進する動作を指導せしむ
二、狀況に依り傳令の內一名上、下肢に負傷の狀況を與へ、應急の處置及協同動作を指導せしむ

著　眼

一、敵の射撃に對し機敏に地形を利用して前進
二、負傷したる場合の處置及協同の動作特に任務達成の爲の精神訓練

指　導

一、乙助手をして乙村內新川橋梁破壞の狀況を與へ萬難を排して渡河せしむ
二、豫め通過し得る所を偵察し置き危險なる場所は避けしむ

著　眼

一、敢然たる渡河決行の態度
二、渡河點の偵察及障碍の通過

注意

一、學校附近の地形を適宜選定し行程五、六百米とすること。
二、終了後校庭に集め精神訓話を兼ねて講評を行ふ（戰例引用のこと）。
三、助手及對抗部隊は高學年生を使用するものとす。
四、傳達事項は適宜選定し決定すること。

連絡兵訓練指導計畫

一、立案の基礎。
第三學年生に對し行軍間の連絡兵の基礎動作を訓練する目的を以て行ふ場合。
二、方　針。
行軍間に於ける連絡兵の基礎動作を訓練するに在り。
三、訓練事項。
1、連絡兵の配置。　2、連絡兵の一般要領。　3、命令、通報、報告の傳達。

指　導
一、教練班を二分し前方部隊の先頭に赤旗を持たしめ基準部隊を標示す
二、後方部隊より二名一組の連絡兵四組を出し後方部隊の指揮者たる甲助手を連絡長とす
三、乙助手をして基準部隊を指揮せしめ八十米の距離を取つて前進を命じ前進するや逐次連絡兵を配置せしむ
四、連絡兵は三組を使用し一組を豫備として控置す
五、連絡兵を區別する爲帽に白帶を附けしめ、且分擔を命じ左側甲、右側乙と定む
六、適當の距離を前進して全部停止を命じ訓示す
七、連絡兵を交代す

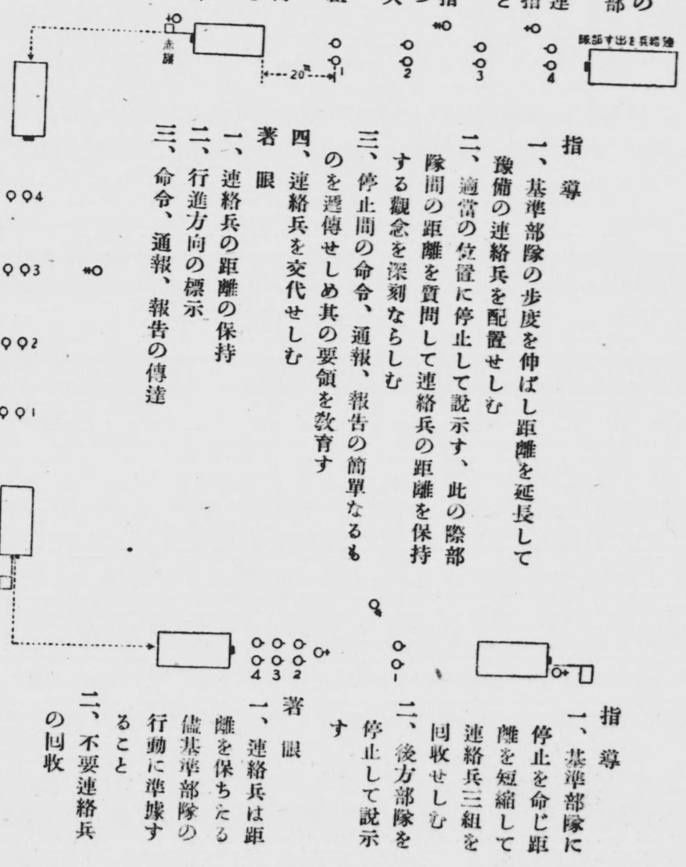

著　眼
一、連絡兵配置の要領
二、連絡兵任務の分擔
三、連絡兵の標示

指　導
一、基準部隊の歩度を伸ばし距離を延長して豫備の連絡兵を配置せしむ
二、適當の位置に停止して訓示す、此の際部隊間の距離を質問して連絡兵の距離を保持する觀念を深刻ならしむ
三、停止間の命令、通報、報告の簡單なるものを遞傳せしめ其の要領を教育す
四、連絡兵を交代せしむ

著　眼
一、連絡兵の距離の保持
二、行進方向の標示、報告の傳達
三、命令、通報、報告の傳達

指　導
一、基準部隊に停止を命じ距離を短縮して連絡兵三組を回收せしむ
二、後方部隊を停止して訓示す

著　眼
一、連絡兵は距離を保ちたる儘基準部隊の行動に準據すること
二、不要連絡兵の回收

注意

一、場所は校内を成るべく廣く利用し得る如く進路を定むること。
二、記號は適宜定めて實施せしめること。
三、終了後講評を行ふ。
四、基準部隊の行動は記號（旗を用ふ）に依り生徒に判明せざる如く實施すること。
五、前方部隊と後方部隊とは適宜交代實施すること。
六、生徒の人員多き場合は部隊數を多く分割して實施し、成るべく一回は連絡兵の動作を體驗せしむる如く留意すること。

第三章　警戒

第一節　通說

第一款　目的精神

一、警戒勤務は敵の奇襲を豫防すると共に我が狀態を掩蔽し以て後方部隊の安全と行動の自由とを圖るに在り。之を完からしめんが爲には各人各個の警戒心に待つもの多し、故に絕えず細心の注意を拂ひ不斷の警戒を加へ以て些細の不注意に因り全般の不利を來すが如きことなきを要す。
二、青年學校教練に於ては主として駐軍間の警戒卽ち前哨勤務を訓練するものなり。前哨勤務は捜索を周密にすると共に警戒を嚴にし敵の攻擊に對して所命の地點を固守し抗戰するを本旨とす。企圖を祕匿するは固より必要なるも自己の行動を隱蔽するに腐心し緊要なる警戒及抗戰の準備に缺くる所あるが如きは斷じて不可なり。
訓練に方りては能く此の趣旨を銘肝せしめ本末を誤らざる如く注意すること必要なり。
三、警戒勤務は少數の者又は小部隊が後方の大部隊の爲に自ら犧牲となり勤務するものなるを以て之に服務する者は益〻責任觀念を旺盛ならしむると共に不斷の警戒の爲には用意周到なる注意力と、正確迅速なる判斷力とを必要とす。之が爲訓練に方りては獻身犧牲の精神と旺盛なる責任觀念とを養ひ且協同の美風を馴致する如く留意すること肝要なり。

第二款　訓練上の注意

一、訓練の範圍。
警戒の訓練は駐軍間の警戒勤務中主として歩哨の動作を訓練するものとす。
警戒勤務に最も重要なる捜索に就ては次章に之を述ぶ。
二、歩哨訓練の重點。
歩哨訓練の重點は對敵動作特に監視、報告、誰何、敵の攻擊を受けたる場合の動作等なり。
三、歩哨訓練に方りては其の特質を明かにし特に精神要素の涵養に努むること緊要なり。
歩哨は生徒の全員が獨立して守則に準據し諸般の狀況に應じ適切に動作し能く其の任務を遂行し得る如く個人練成を主義として訓練するを要す。蓋し歩哨は散兵の如く指揮者に依り動作するものと異なり他の指導援助なく獨立して之に服し得さるべからざるを以てなり。

故に責任觀念、義務心、剛膽、沈著等の精神涵養に努むること特に緊要なり。生徒をして良く其の任務の重大なる所以を理解せしめ責任を自覺し任務の爲には斃れて尙止まざるの氣概を養成せざるべからず。之が爲訓練の進歩に從ひ體驗と自信とを積ましむると共に戰例等を引用して感銘と教訓とを與ふること必要なり。

四、訓練の實施に方りては勉めて實戰的感想を與へ精神を緊張せしむるを要す。

歩哨勤務は外觀活動的動作に乏しく、動もすれば倦怠弛緩を免れざるを以て指導者は左の諸點に留意指導すること必要なり。

1、演習構成上の著意。

イ、演習一般の經過を圓滑ならしむる如くするを要す。

ロ、狀況の現示を合理的且實戰的ならしむるを要す。

2、實　施。

イ、指導者自ら狀況中の人となり氣合を充實し言語、態度を壯快にすること。

ロ、狀況に應ずる實戰的姿勢と態度とを取り守則等を授くること。

ハ、立哨者の交代を頻繁にして倦怠を防ぐこと。

ニ、絶えず歩哨竝に見學者の顏に注意すること。

ホ、見學者にも任務を與へ歩哨としての動作を爲さしむること。

3、然れども一面歩哨は其の服務中何等異常なく靜止狀態を持續する際に於ても能く精神を緊張して任務遂行に努力する如く綜合訓練の時期を利用して堅忍持久の精神を涵養すること必要なり。

4、注意を散漫ならしめざる爲交通頻繁なる道路を避くる等場所の選定に留意すること。

五、訓練事項の輕重本末を明かにして重點教育に徹底するを要す。

1、訓練事項の輕重。

イ、單に一通り教示して知らしむるを以て足れりとするもの。

歩哨線の出入者。

ロ、要領を會得せしむれば特に演練の必要なきもの。

歩哨の姿勢、禁制、銃の保持法等。

ハ、十分の力を用ひ演練を要するもの。

前記以外の課目。

特に警戒の要領及攻擊を受けたる場合の處置。

2、同一課目に在りても如何なる點に重點を用ふべきかを考慮すること。

3、歩哨の訓練は夜間を主體とすべきものなり。青年學校に於ては一概に夜間訓練に重點を置くこと困難なる所あるべきも勉めて夜間訓練を行ひ膽力の練磨を圖ること必要なり。

六、指導者は歩哨に與ふる狀況に應じて歩哨の取るべき行動に關し確乎たる原案を研究用意し置くこと肝要なり。

七、訓練は啓發的實行訓練なるを要す。又勉めて實施の回數を多くする手段を必要とす。徒らに口頭の問

答訓練に趨ることなく總て實行に依り表現せしむる主義を採り且勉めて全員立哨の機會を多からしむる如く工夫を要す。

八、對抗部隊の運用を重視すること。

1、生徒をして常に身恰も戰場に在るが如く終始緊張したる精神を以て動作せしめ、最も有效に訓練の目的を達成せしむるには訓練の準備就中對抗部隊の運用最も重要なり。從つて此の運用計畫には周密なる注意を拂ひ且狀況の許す限り精細に計畫せざるべからず。訓練目的の確立と之に伴ふ對抗部隊運用計畫の立案とは步哨訓練計畫の骨子なり。

2、對抗部隊の人員は成るべく少くし經濟的に使用すること必要なり。而して豫め行動の豫行を實施するを可とす。

3、對抗部隊は勉めて實戰的に行動せしめざるべからず、從來行はれたる適切ならざる例を擧ぐれば左の如し。

イ、敵の斥候を至近距離に於て而も大目標を呈する如く現出せしむるが如きこと。

ロ、步哨の射擊下に敵斥候を悠々と移動せしめ隣步哨を襲はしむるが如きこと。

ハ、遠距離を目視し得る地形に於て何等の徵候なく突然近距離に敵部隊を現すが如きこと。

ニ、夜間赤旗一本を前進せしめ敵襲と稱するが如きこと。

4、對抗部隊を操作する方法。

イ、對抗部隊の現出は勿論前進、停止、退却、射擊等に至る迄記號を定め動作せしむる法。

ロ、現出の時機及地點等のみを約束し、現出後の行動は目的のみを示して自由に行動せしむる法。

右の何れの方法に依るかは訓練の目的、生徒の學年及進度竝に對抗部隊の能力等に依り一定すべきものにあらざるも前者は低學年生の、後者は高學年生の訓練に用ふるを可とせん。

5、對抗部隊運用の記號は絶對に生徒に知らしめざること。之が爲

イ、記號手の位置の選定に注意すること。

ロ、簡單なる指示（約束）に依りて記號を爲さしむること。

ホ、夜間に於ては懷中電燈等にて記號するを以て特に注意すること。

九、極寒地域（時期）に於ける訓練上の注意。

極寒地域（時期）に於ける步哨訓練は動もすれば凍傷患者を生じ或は寒冷の爲注意力放慢となり、不規律に流れ易きを以て周到なる準備と、整齊嚴格なる實施とに依り目的を達成せざるべからず、其の著意すべき件を述ぶれば左の如し。

1、說明事項は勉めて室內にて行ひ野外にては實施本位に徹底すること。

2、場所、實施要領、著眼事項、對抗部隊の運用等の準備、指示は事前に綿密に實施し且服裝等を整へしめ準備の完全を期すること。

3、訓練の實施は風向に面せしめざるを可とす。

4、溫度著しく低下（零下概ね十度以下）せし場合の注意。

イ、二十分乃至三十分毎に狀況を中止し、足蹈を爲さしめ或は手特に指、鼻、耳等を摩擦して凍傷の

豫防に注意すること。

ロ、靴に唐辛子を入れ或は麥稈、藁、乾草等を足場に敷き保温の設備を爲すを可とす。

第三款　指導要領

一、警戒勤務訓練の實施法。

教材の内容單純ならざるを以て之が訓練には學科に由るもの、實地に由るもの、又晝間或は夜間實施するもの等適切なる計畫を立つること肝要なり。

1、警戒の目的、警戒部隊の種類、前哨の配備、歩哨の種類等竝に守則の記憶、理解等は晝夜に拘らず學科として實施するを適當とす。

2、監視、敵兵發見、報告等の部分訓練は實地訓練として野外に於て實施し最初は晝間基礎的に訓練し逐次夜間訓練を實施するを適當とす。

若し場所なきとき或は雨雪天等の場合は校舍の窓又は廊下の入口等を利用し實施するを可とす。

3、綜合訓練は日沒前より始め夜に亙るを適當とす、就中緊張せる警戒心及敵襲に對する沈著剛膽、機敏なる訓練は夜間を適當とす、又或時は夜半過ぎより拂曉にかけて行ふを可とす。早朝訓練を行ふ靑年學校に於ては特に然りとす。

二、實地訓練の實施法。

各教材に應ずる訓練實施の方法手段は教材の要度、生徒の能力、時期等に適する如く人員、使用時間、場所、天候、季節、材料等を考へ立案すべきものなり。要は最少時間内に最大の效果を收め得る如く實

施するを要す。

1、生徒の全部を同時同所に於て實施する法。

此の方法は各動作を全員體驗せしむる點に於て適當ならざるも訓練の初期一般の要領を說明せんとするとき或は少時間内に單一なる課目を訓練せんとするとき等には有利なり。

イ、此の方法は必ず若干の說明事項を伴ふものなるを以て歩哨動作の實施と教育の爲の說明とを混淆せざる如くするを要す。之が爲歩哨動作の實施中は之に專念せしめ見學者の意見を徵し試問を爲し或は歩哨の動作を批評する等を避け、若し說明せんとする場合は明瞭に一時狀況を中止して行ふこと。

ロ、見學者の位置、隊形特に指導者の位置は地形其の他に應じ適當に選定すること。

ハ、特に實戰的氣分を緊張せしむること。

ニ、助手（指導者）の使用に注意し無爲に立たしむることなく隣歩哨の所に位置して連絡動作を修正せしめ或は友軍の巡察斥候と爲し或は對抗部隊たらしめ或は對抗部隊斥候の教育指導に任ぜしむる等適當に任務を與へ活動せしむること肝要なり。

2、助手（指導者）の數に應じ數班に分ちて實施する法。

此の方法は多くの者を體驗せしむることを得るを以て有利なる方法なり。

イ、實施前助手（指導者）を合して一班とし指導者自ら指導して訓練の豫習を行ふこと。

ロ、訓練の目的及分量を的確に示し其の範圍外に逸せざる如くすること。

3、對抗演習を以て實施する法。

綜合訓練の場合採用する一の方法なり。

イ、助手（指導者）を各哨所に配置して其の場に於て實際的に指導すること、之が爲目的、著眼、指導要領を豫め示し置かざるべからず。

ロ、戰況を不自然ならしめざること。

動もすれば敵の現出狀況の變化頻繁にして歩哨の勤務を過重ならしめ却つて任務遂行の熱意と努力を消磨する弊害に陷り易きを以て注意すること。

三、準備訓練の實施。

歩哨訓練の實施に方りては學科若くは實地訓練に依り準備訓練を實施すること必要なり。

1、警戒勤務の概念を與ふること。

警戒勤務の概念として教育すべき著眼左の如し。

イ、行軍間の警戒と駐軍間の警戒との一般要領（教科書に圖示しある程度）。

ロ、前哨各部隊の名稱特に小哨と歩哨との名稱及關係位置。

ハ、歩哨の任務竝に勤務の概要。

ニ、斥候の概念。

之が訓練の方法として左の如くするを可とす。

(一)　要圖に依り學科を實施す。

要圖は教科書に在る如く白紙に一般配備を著はしたるものと其の配備を學校附近の地形に當て嵌めたるものとを用意するを可とす。

(二)　上級學年の歩哨綜合訓練を見學せしめ學科にて訓練したる事項を徹底せしむ。之が爲左記事項に注意すること。

(1)　小哨の說明は對歩哨關係を簡單に知らしむるを度とす。

(2)　歩哨の敵發見報告、小哨の敵襲に對する抗戰等を實見せしめ歩哨の任務竝に動作の大要を會得せしむること、耳目の活動を要するものなることを自覺せしむ。

(3)　斥候は歩哨教育に關係深きを以て彼我斥候の現出を利用し任務、動作の概要を簡單に說明す。

2、耳、眼、心活動の準備訓練。

イ、視像標準の附與。

(一)　遠、中距離に於ける各種姿勢の一人、三人、四人像の視え方及部隊の視え方の標準を與ふ。夜間は近距離のみにて可なり。

(二)　本事項は距離を判知することと連繫して訓練するを便利とす。又成るべく日沒前後光明の變化する際の景況に於て教示するを可とす。

(三)　地物を利用せる者、利用せざる者、又一目標の前後左右に移動する者等に就て概念を會得せしむるを可とす。

(四)　兵力の判別は概念を教へ逐次伎倆の進歩に從ひ斥候訓練と連繫して行ふを可とす。

(五)　特に夜間の訓練を必要とす。

3、音響、火光等に依る方向竝に距離の判知標準附與。

イ、晝間は各種距離に於て空包を發射せしめ音に依りて方向を判定し且概略の距離の標準を知らしむ。

ロ、夜間は當初先づ小笛或は喇叭の音聲を利用し方向竝に距離の概略の標準を知らしめ、次で空包音と共の火光とに由りて訓練するを可とす。

ハ、此等の訓練と相俟つて夜間に於ける地形の識別特に誤認し易き高地と森林、樹木と村落、凹地と斷絶地等の區別の概念をも知らしむるを要す。

4、徵候の說明。

イ、沈著注意を怠らされば四邊の風物の動靜は悉く敵發見の徵候ならざるものなく、任務達成の爲には斯くの如く細部にも注意するの必要なる所以を知らしむ。

ロ、判斷、識別の基準を得せしむる爲晝夜を區分し實地に知らしむるを可とす。

(一)　耳に依るもの。

犬の遠吠、蟲聲の急止、車馬の音、銃聲、靴音等。

(二)　目に依るもの。

地圖、刀の反射、塵埃、露營火、信號火等。

徵候に就ては次章徵候の項參照。

四、守則の解說。

守則は步哨行動の基礎なるを以て能く其の內容を識得せしむること必要なり。

1、一般守則。

イ、步哨行動の根本規則にして如何なる狀況地形に於ても服務中常に嚴守すべき不變共通のものなるを以て能く記憶せしめざるべからず、之が爲守則全般を概ね十二文字毎に句切り誦し得る如く記憶に便ならしめあり。

必要ならざる部分あるを以て左に其の重要なる事項のみを示す。

(一)　絕えず敵方を監察し、併せて四圍を警戒し、總ての徵候に深く注意す。

敵に關し發見せば、良く之を確めて、其の一名は報告し、若し猶豫し難きときは、急射擊又は信號を、爲し且一名は急報す。

少數の敵近接せば、殺すか又は捕獲すべし。

(二)　步哨線の出入を許すは、我が軍の部隊、將校、斥候、巡察、傳令とし、爾餘の者に關しては、小哨長の指示を受く。

夜間近づく者あらば、銃を構へて良く確め、彼我判明せさるときは、機先を制して「誰か」と呼ぶ、三回呼ぶも答なければ、殺すか又は捕獲すべし。

自動車は停止せしめて、取調ぶべし。

步哨の命に反する者は、殺すか又は捕獲すべし。

(三) 出發する斥候よりは、任務、經路、歸來の地點、時刻等の概要を聽き、自己見聞の狀況を告げ、歸來する斥候よりは、其の見聞せし事項を聞くべし。

(四) 歩哨は喫煙すべからず。命令なければ坐臥するを得ず、銃は手より離すべからず、晝間は立銃、提銃又は腕に銃を、夜間は提銃又は腕に銃を爲す。

ロ、一般守則了解上特に注意を要する點を述ぶれば左の如し。

(一) 歩哨は絶えず敵方を監察するに在るも「併せて四圍を警戒し」と示されあるは敵は何れの方向よりも近接し來ることあり特に實戰に於ては背後より奇襲せられたる例あるを以てなり。

(二) 歩哨は敵を發見せば「良く確める」ことを肝要とす、是實戰に於て歩哨の輕率にして誤りたる報告に依り後方部隊の騷擾を生ぜしめたる例少しとせざるを以てなり。

(三) 少數の敵兵又は歩哨の命令に反する者は「殺すか又は捕獲すべし」と定められあるも青年學校に於ては只其の氣合を以て歩哨が動作する如く指導せされば不慮の過ちを生ずるを以て注意するを要す。

(四) 夜間の「誰何」にては先づ良く確めること大切なり。併し敵に後れを取らざる如く心掛くることと勿論なり。

2、特別守則。

イ、特別守則は敵情、地形に依り歩哨の任務遂行に適する如く其の都度小哨長より授けらるるものにして、狀況變化すれば其の都度補修訂正せらるるものなり。而して良く歩哨に徹底せしめざるべからず。

ロ、特別守則の記憶法。

(1) 必要なる道路、村落、地物等の名稱
(2) 敵情
(3) 前方に在る我が部隊及斥候の狀況
(4) 特に監視すべき要地又は方向

(一) 歩哨の番號
隣歩哨の位置、番號、連絡法
(1) 小哨、前哨中隊の位置
(2) 之に通ずる道路

(六) 歩哨の監視法、姿勢、交代法等
(七) 敵襲に對する處置
(八) 信號及警報

ハ、特別守則に示すべき事項は多數なるも日常訓練の際其の全部を常に示して演習する必要なく、其の日に行ふ教材の目的に應じ必要なる事項に止め、綜合訓練のとき初めて全部を與ふるを適當とす。

ニ、特別守則の中に歩哨の姿勢を示すことに定められあるも元來歩哨は、命令あるにあらされば坐臥

すべからず、然れども敵に近き場合等大なる姿勢を不利とする場合多きを以てなり。

第四款　歩哨準備訓練指導計畫の一例

歩哨準備訓練指導計畫。

一、立案の基礎。

第三學年生に對し複哨の動作の準備として耳、眼、心の活動の準備訓練を教材として晝間實施する場合。

二、方　針。

耳、眼、心の活動の準備訓練中、中距離に於ける二、三人の視像と空包音に依る方向及距離の判定とに就き標準を知らしむるに在り。

訓練事項。

一、目標の發見。

二、音に依る方向の判定。

三、距離目測。

注　意。

一、對抗部隊の運用は豫め豫習を爲し特に射擊位置は指導者自ら選定指導すること。

二、生徒には啓發的に發見次第進んで報告する如く指導すること。

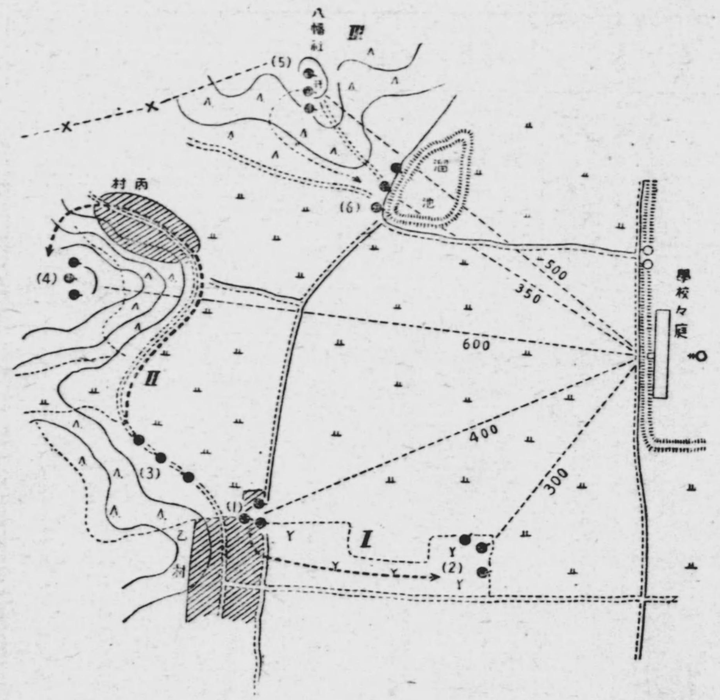

一、生徒を一歩間隔二列横隊に集合せしめ左の狀況を示す。

狀・況　諸子ハ歩哨デアル前方ヲ監視セヨ。

特ニ監視スベキ區域ハ八幡社ヨリ丙村ヲ經テ乙村ニ至ル間デアル。

二、指導者は生徒の後ろに位置して自ら記號を以て對抗部隊を運用しつつ現出する狀況に應じ指導す。

對抗部隊番號記號	指導要領 行動	著眼點
Ⅰ 一、白旗を立つ	(1)現出して地物を利用し伏射にて各〻一發宛射撃す	一、方向の判定 二、目標の發見 三、距離目測
Ⅰ 二、白旗を左右に振る	(1)隱蔽して桑畑を前進し(2)に現出伏姿を取る特に桑を動搖せしむ	一、敵現出地點の判斷(桑の動搖に注意) 二、目標の發見及目測
Ⅰ 三、白旗を立て直ちに倒す	(1)隱蔽後退して乙村北端に到り次の行動準備	
Ⅱ 一、赤旗を立つ	(3)乙村より丙村に向つて駈歩にて前進	横行目標の目視狀況
Ⅱ 二、赤旗を左右に振る	(4)に隱蔽進出して各〻伏射にて一發宛射撃す	一、方向の判定 二、目標の發見 三、距離目測
Ⅱ 三、赤旗を立て直ちに倒す	(4)隱蔽後退次の行動準備	
一、赤白旗を立つ	(5)に進出勉めて姿勢を低くし伏射にて各自一發宛射撃す	一、方向の判定 二、目標の發見 三、距離目測

對抗部隊
人員　第四學年生三名、內一名を長とす
服裝は執銃帶劍とし帽に白帶を附す
資材
赤旗一
白旗一
赤白旗一
空包各自五發

Ⅲ		
二、赤白旗を左右に振る	(5)隱蔽後退して最も遮蔽して(6)に進出す	一、進出地點の判斷 二、目標の發見 三、距離目測
三、赤白旗を立て直ちに倒す	(6)より演習を中止して整校す	

第二節　複哨の動作

第一款　訓練上の注意

一、複哨は所要の人員を歩哨掛の指揮に屬し通常二人乃至四人づつ交代服務せしむるものにして、之を特に區分して稱する場合は二人哨、三人哨、四人哨と稱す。而して複哨の人員は敵情、地形に依り小哨長之を決定するものとす。

二、複哨は小哨より通常四百米以內の所に配置するものにして、特に二人哨は其の能力に鑑み小哨に近きか、或は警戒容易なる地點に配置するを通常とす。然れども複哨の訓練に於ては、當初二人哨に就き訓練し程度の向上するに從ひ三人哨、四人哨の動作を訓練するを可とす。

三、複哨には各人間の指揮關係なく立哨中相互協同して服務し、全員同一の責務を有するものなりと雖も三、四人哨等に在りては高學年生若くは優秀者が中堅となり勤務する如く指導するを可とす。

第二款　指導要領

其の一　任地に於ける一般の動作

課目	著眼點	實施要項	實施上の注意
歩哨の位置	一、位置の選定。	一、歩哨の位置は監視に便にして敵より發見せられざるのみならず、抗戰に適する位置を選定し且地形地物其の他臨時構築物の利用等に依り、勉めて歩哨に不安を感ぜしめざる如く小哨長選定指示するものとす。 二、晝夜に於ける歩哨位置の選定。 1、晝間。 イ、成るべく十分なる展望を有すること (眼鏡を使用するを可とす)。 ロ、左圖の如く要點の監視十分なること。 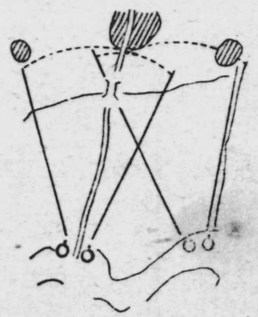	本課目は他課目の訓練を重ぬるに從ひ自然に演練せらるるものなるを以て最初は其の要領を會得せしむるを得ば可なり。

歩哨の位置
ハ、上空及地上の敵に對し十分に遮蔽し得ること。樹木、家屋、堆土等を利用し之に僞裝を施し敵より視え難くし勉めて障碍物を設く。 2、夜間に於ける歩哨位置。 イ、高所に在る歩哨は火煙を視、音響を聽くに便なり。 ロ、低地に在る歩哨は敵を空際に透視し得るの便あり。 3、晝夜歩哨位置の變更の必要。 晝夜に於ける歩哨の位置は場所に依り變更するを有利とす。是監視に便なるのみならず敵の奇襲を豫防し得んが爲なり。 三、地形地物利用上の注意。 1、著名なる地形、地物の附近は敵に發見せられ易きを以て避くること。 2、背景に注意し敵の透視を避くること。 イ、夜間高地、稜線上を避け前方斜面に選定すること。 ロ、日光に面せざる林緣等を後ろにすること。 ハ、夜間投影する物體を後ろにすること。 3、喧噪なる所は成るべく避くること卽ち水車、風車、音を立つる水流、海岸の近傍、風の夜の林緣等の如し。 4、利用すべき地形、地物なき場合と雖も樹枝、藁其の他を以て僞

裝遮蔽し決して暴露して立哨せしめざること。
四、極寒時に於ては凍傷豫防の爲常に身體を動かしあるを可とするを以て、爲し得れば風に遮蔽し且數歩動哨しつつ監視し得る地點を選定するを可とす。

歩哨の	
	二、掩體の設備。
	三、標示設備。

一、歩哨位置には通常掩體を設くるを要す。而して掩體は監視に便にして四圍に對し射撃設備を設け且出入容易なるを要す。
二、掩體の構築は小哨長の命令に依り行ふものにして歩哨が勝手に設くるものにあらず、且其の工事は交代兵を以てするものとす。
三、實戰に於ては通常立射掩體を構築するものなるも青年學校教練に於ては其の必要なく土嚢等を利用して伏射、膝射用の掩體を設くる程度にて可なり但し夜間射撃の爲主なる射撃方向を示す杭を植て白布、白紙を附して射方向を知らしむる設備は教育するを要す。
四、監視及射撃を妨害する地物は位置を暴露せざる程度に除去すること。

一、方向維持の設備。
1、夜暗に於ける方向維持の爲杭を植て之に白布、白紙等を附し其を見透して方向を知ること。
2、要すれば方向、部落の名稱、之に至る距離等を圖示せる要圖又は寫景圖を歩哨の位置に貼付すること。
3、地點の指示、距離の指示、或は射撃の爲敵方に基點を設け又は主なる地點に目標を設置す、例へば石を積み或は叢に白紙を附する等の如し、但し敵に知られざる如く注意すること必要なり。
二、夜間敵の近接を知る爲の設備。
1、夜間敵の近接し易き要點若くは歩哨の位置に近く樹枝、竹、笹等を撒布するときは敵の足音を大きくするを以て發見し易し。
2、野生の草を結合し、又は繩を張り之に石を附したる空罐、鳴子等を附するときは敵が之に躓き、或は觸れて音を發するを以て近接を發見し得べし、但し風の爲鳴子が音を發せざる樣工夫すること必要なり。
三、此等の設備は歩哨の僞裝、遮蔽設備と共に一應敵方より點檢し其の良否を判定するを要す。

歩哨の姿	位置
一、一般の場合。	

一、歩哨の姿勢は一般守則に於て規定せられある如く命令なければ坐臥し得ざるものとす。是夜間睡眠の防止と警戒心の緊張の爲必要なるを以てなり、故に良く此の精神を了解せしむるを要す。但し敵を發見し一時姿勢を低くし又は射撃するときの如きは此歩哨の姿勢は要すれば特別守則に於て小哨長命令することあり、例へば敵と近き場合歩哨位置の祕匿上特に姿勢を示すを要するが如き

勢及銃の保持法	の限りにあらず。 二、掩體に據る場合は之に靠れ勝になり警戒心弛緩の原因を爲すを以て注意指導するを要す。 三、僞裝。 三、歩哨の位置には遮蔽を施すと雖も歩哨自身も必ず僞裝を爲し附近の地物と區別し得ざる如く爲さしむるを要す。但し僞裝不徹底なるときは却つて歩哨自身を發見し易からしむるものなることを理解せしむるを要す。 四、晝夜の別に依る銃の保持法。 四、銃の保持法は夜間の睡眠防止と警戒心緊張の爲又敵に發見せられざる爲特に規定せられたるものなるを以て其の精神を良く理解せしめ規定に反せざる如く注意せしむること必要なり。
歩哨の協同	一、歩哨の協同服務。 一、歩哨は一體同心なるべきものにして相互協同して服務すべき精神要素の訓練必要なり、故に複哨の動作訓練中事毎に此の精神の體驗に留意指導すること必要なり。 二、監視を絶對に中絶せざること。 二、歩哨は如何なることあるも監視を中絶すべからず。之が爲左記諸點を良く理解せしむるを要す。 1、敬禮を要せざること。 2、上長の間あるも監視を中絶せざること。 3、喫煙し、坐臥し或は銃を手より放さざること。 三、負傷、急病の場合も監視を怠らざること。 三、立哨中負傷し或は急病の場合は左の如く動作すべし。 1、任務續行の氣概を發揚すること。 2、小哨長の指示を仰ぐこと。 3、應急の處置を講ずること。

課目	著眼點	實施要項	實施上の注意
一、主として敵方を監察するも四周に對し警戒すること。 二、耳目を働かすこと。	一、主として敵方を監視す然れども側方及後方にも注意するを要す夜間に於て特に然りとす、之が爲二名の場合は協力して絶えず四周を、三(四)人哨に在りては二(三)名は敵方を監視し他の者は側方及後方を監視するを可とす。 二、敵に發見せらるることなくして迅速に敵の發見	一、本課目は最も緊要の事項なるを以て特に意を用ひ回數を多くして訓練するを要す。 二、本課目の期する所は迅速なる敵の發見

監視一般要領

を發見するの切要なるを理解せしむ、之が爲適宜位置姿勢を變じ得べきことあるを教示す。

1、眼を左圖の如く循環的に働かせて監視の網を作り獨り敵のみならず土民徴候の微に至る迄注意し如何なるものをも見落さざること、併し其の監視の眼は特に監視すべき要地を注意すること、尚全般の監視は近きより遠きに及ぼすを可とす。

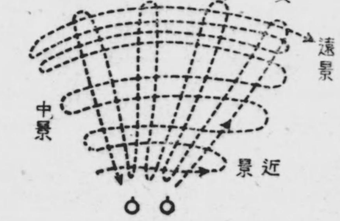

2、道路其の他要點（高地、村端、林縁、橋梁等）及地物稜線等の

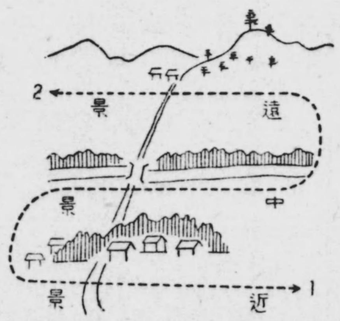

に在るを以て訓練に方りては常に實員の敵を配置して實地に訓練理解せしむるを必要とす。

監視一般要領

三、敵の僞裝欺騙

形態、色彩に特に注意すること。

3、日光、月光に面するときは手を翳して良く注視し遠く見誤らざること、之を背にするときは近く見誤るを以て注意すること。

4、夜間に於ても特に目の活動を必要とすること。

イ、薄暮、暗夜、月夜、黎明等に依り地物視像の狀態變化の景況を了得せしむること。

ロ、要すれば體を屈し或は顏を地面に近づけて敵を空際に透視し又は手を翳して視力を補ふを可とす。

5、常に靜肅を旨とし良く外部の音響に注意し如何なる微音をも聽き漏らすことなきを要す特に夜間に於て然りとす。

イ、歩哨の位置附近に在る雜音を發するものあるときは勉めて之を除去すべし、故に初めより激流、水車、工場、風ある夜の林縁等は勉めて避くるを要す。

ロ、怪しき音又は新に發したる音は常に耳を傾けて注意し確むること。

三、敵の斥候等

ハ、敵が隱密に近接する處ある場合は其の微かなる音響をも聽取する爲地上或は土地に接する物體に耳を當て聽取するを利とす。又手を外耳に當て聽力を補ふを可とす。

斥候等は僞裝を爲し隱密に近接するのみならず、欺騙的行動

監視一般要領	を以て歩哨の注意を一方に牽制することあるを以て一事一方面に捉はれざること必要なり、此の注意力は各課目の教育と相俟ち實際の狀況下に訓練すること必要なり。 四、夜間は特に方向確知に注意すること必要なり、之が爲所要の施設は幹部之を指示すべきも其の要領と利用法とを知らしむること肝要なり。 1、夜暗に於ける方向維持の爲杭を植立し白布、白紙等を附し之を見透すことに依り方向を指示し得る如くす。 2、道路、村落、著名なる地物、敵の現出すべき地點等主要なる地區地物の名稱及之に至る距離を明示せる寫景圖、要圖等を調製し歩哨に持たしむること。 3、地點の指示、距離の標示を簡易ならしむる爲主要なる地點に目標を設置す、卽ち石を積みて我が方に石灰を撒布し或は「ボサ」に白紙を附す等の如し。 五、敵兵發見の迅速と報告を確實ならしむる爲には地形を了解せしむること必要なり又夜間監視を確實ならしむる爲には地形を諳識せしむること肝要なり之が爲には基點を示し且地物の形狀、地區地物の關係位置を記憶せしむるを要す。 一、開豁地は成るべく眼を遠方に馳せ敵を遠くに發見する如く留意せ
五、地形の了解と諳識。	

地形に依る著意	しむること。 二、森、叢林、丈高き穀物、畑地、住民地の如き蔭蔽地は特に道路竝に其の緣邊を通視すること。 三、森林、村落點在する地、山地、波狀地等の半開豁地は村端、稜線の如き地物の周邊、丘阜、家屋、樹木、物見梯子等の抽出物體に注意すること。 四、道路外の交通を許さざる地に於ては專ら道路に注意するは勿論なるも交通困難なる地と雖も敵の潛入することあるを以て注意すること。
一、開豁地。 二、蔭蔽地。 三、半開豁地。 四、交通の難易。	

歩哨の位置に依る著意	一、晝夜に於ける利害と、晝夜位置變換の必要とを併せ理解せしむること必要なり。 1、高地上等高所に在るとき。 遠望に便にして音響を聽き、火光を發見するに便利なること。 2、谷底等低所に在るとき。 低所に在るときは敵を空際に透視し得るの利あること。 二、夜間高地特に稜線上に位置するときは敵を透視するを得ざるのみならず、自己の影を空際に投影し敵の爲發見せられ易し故に夜間は成るべく低地に在るを適當とす。 三、晝間歩哨の一人高所に在る者は遠距離を監視し、低所に在る者
一、高所、底所に在るとき。 二、歩哨の一人樹	

	は近距離を監視する如く良く其の監視法を了解せしめ且兩者の連絡は記號等に依り行ひ、密接なる協同動作を爲し得せしむるを必要とす。
木、家屋、堆土等に登るとき。	

其の三　敵兵發見

課目	著眼點	實施要項	實施上の注意
敵兵發見の處	一、敵兵發見の動作。	一、步哨は互に告知し常に沈著して敵を確認すること必要なり、告知する要領は目くばせ又は小聲にて行ふものとす、夜間は彈藥盒若くは銃床を叩き（叩く數は約束しあるを要す）告知するも可なり、何れにするも敵に察知せられざる如く注意するを要す。 二、射擊の準備を忘れざること。 遠距離に敵を發見せし場合は射擊準備を急ぐ必要なきも中距離以下に於ては敵を發見すると共に射擊準備を整ふること必要なり。 1、安全裝置を擊發裝置にすること。	一、本課目も最重要のものなるを以て訓練回數を多くし特に夜間の訓練を重視するを要す。 二、敵兵發見は監視、報告等の課目と連繫して訓練するを便とす、然れども敵兵發見に重點を置くこと勿論なり。 三、訓練の順序は晝間より始め次で薄暮夜間に及ぶものとす。 四、「誰何」は步哨任務達成上竝に自衞上必要なる課目なるを以て夜間實際の狀況に於て體得せしむるを要す。

	竝に其の後の監察
二、敵の行動の監察。	2、現出せし敵迄の距離目測を爲し照尺を決定すること。 3、銃は据銃若くは構へ銃の姿勢になり得る如く保持すること。 三、身體を遮蔽すること。 步哨位置は豫め遮蔽の準備を爲しあるを以て急ぎ身體を隱す必要なきも敵の發見を避くる爲更に完全に遮蔽するを必要とす、然れども急に行ふときは却つて敵に發見せらるる虞あるを以て靜かに行ふを要す。
	一方の敵に注意を牽制せられ他方面の監視を怠るべからず、之が爲發見せし敵は一名の者之を注視し他の者は全監視區域を監視する如く互に協同して監察を續行するを要す。 1、彼我の識別。 先づ敵か味方かを判別するを要す、我が方なれば服裝、行動に注意せば直ちに判別し得べし。 夜間は特に彼我の識別に注意せざるべからず（夜間「誰何」の項參照）。 2、斥候か部隊か。

敵兵發見の處置	
	現出する員數に依り判斷すべきも、斥候と判斷しても其の後方に部隊ありや否やを考慮すること必要なり。 3、何を爲さんとするや。 我を偵察するものか、攻撃するものか、他に移動するものか等良く注意するを要す。 4、我を發見せしや否や。 敵の行動に依り發見せられしや否やは判別し得べし、或は發見せさる如き平然たる風を爲し歩哨を安心せしめて知らず〳〵の内歩哨が身體を動かすことに依り其の位置を確めんとすることあるべきを以て注意するを要す。
三、射(刺)殺すべきか、捕獲すべきかの判斷及方法。	一、少數の敵に對し其の行動を判斷して射(刺)殺すべきか、捕獲すべきかを判斷することは我が狀況の祕匿、敵に關する情報の收集、歩哨の自衞上等必要にして良く其の目的を理解せしむるを要す、之を判斷するには左記諸項に注意するを要す。 1、敵の遠近。 遠距離に在る敵は射撃するも確實なる效力を期待し難く又近距離は敵と雖も妄りに射撃するときは却つて我が狀況を暴露するに至るべきを以て注意せざるべからず。 2、兵力數。

竝に其の後の監察	
	僅少なる人員たる歩哨が兵力の多寡を考ふることなく射撃するが如きは固より愼むべき所なるも少數の斥候に對しては之を射(刺)殺し又は捕獲する時機少しとせず、然れども幾組もの斥候現出しある場合に於ては射撃は愼まざるべからず。 3、我との關係位置。 歩哨線前と歩哨線内とに於ては其の機會の有無自ら判別し得らるべし。 4、敵の行動。 敵の斥候が我を發見して退却する場合或は無謀に前進する場合等は好機會なるべし。
	二、歩哨は白兵を以て敵に當るを主義とし射撃は緊急止むを得ざる場合にのみ行ふものなることを徹底せしむるを要す、卽ち歩哨の射撃は其の位置を暴露し且後方部隊の安靜を害するを以て妄りに行ふべからず。 歩哨の射撃すべき場合を述ぶれば左の如し。 1、敵襲等に方り猶豫すべからずと認めしとき(急射撃)。 2、歩哨に少數の敵兵近接せるとき。 3、夜間歩哨に近づくものにして「誰何」されて逃んとする者及「誰何」三回に及ぶも答なきとき。

敵兵發見の處置

4、歩哨の命に反する者あるとき。
(2)(3)(4)の場合と雖も刺殺不可能にして且射撃の效力を期し得るときに限るものとす。
三、射撃を爲す場合に於ては急射撃は姑く舍き其の他は工事或は地物を利用し必中を期すべきものなるを敎へざるべからず、特に精神の沈著を肝要とす。
青年學校に於てよく歩哨が立射、膝射等にて全身を暴露せし儘射撃する者あるが如きは嚴に愼まざるべからず。
四、射撃を爲す場合は必中を期して行はざるべからず之が爲標準を示せば左の如し。

三八式歩兵銃命中公算表

目標種類 / 射距離	頭的	伏的	膝的	伏姿自働的	火器的
200	35.7	46.2	71.0	47.0	
300		30.9	55.3	31.5	
400			39.8	23.2	
500			27.0	16.1	

一、本表の數字は百發射撃したる場合命中すべき數字を示す。
二、本表に依り約半數必中を期する爲には目標の大きさに依り射距離と照合して判斷の資とするを要す。

竝に其の後の監察

四、敵より射撃せられたる場合の處置。

五、射(刺)殺又は捕獲する方法は一樣ならざるも一例を示せば左の如し。
1、敵の單獨兵又は數人より成る斥候の如きは妄りに射撃せず相當距離に近接させ不意に射殺し或は刺殺するか捕獲す、此の際敵を包圍する如く行動するを要す。
2、捕獲するには必ずしも健全なる者を捕虜にするものにあらずして逃走し得ざる如く射撃に依り負傷せしむることを主とすべきものとす。
3、敵を射(刺)殺或は捕獲する爲之に熱中して他方面の監察を怠るときは却つて敵に乘ぜらるることあるを以て監視は中絶せざる如く努めざるべからず。

一、敵より射撃を受け敵彈飛來するも應射することなく地物を利用して良く沈著し敵の行動を監察し機の至るを待たざるべからず。
二、敵は目標を確認せずして射撃（探り射ち）することあり故に妄りに之に應射するときは我が位置を敵に知らしむるを以て愼まざるべからず。
三、敵は一方より歩哨を射撃し之に注意を牽制して他の方面に行動することあるを以て敵の牽制欺瞞に乘ぜられざる如く留意せざるべからず。

敵兵發見の處置竝に其の後の監察

五、夜間彼我判別し難き場合の處置。

一、夜間近接するものは銃を構へて良く確むるを要す、若し彼我判明せざるときは「誰か」と呼び確むるものとす。此の「誰か」と呼びて確むることを「誰何」と謂ふ、故に「誰何」は彼我判別せざる場合行ふものなることを理解せしむるを要す。夜間は常に誰にも「誰何」を行ふ如く思惟(しゐ)するは誤なり。

二、「誰何」を行ふ場合の歩哨の動作左の如し。

1、「誰何」は沈著して敵の機先を制する如く行ひ且變に應ずる準備に缺くる所なきを要す。

2、「誰何」に方りては地物を利用し不時の變に應じ得る如く準備し以て敵に致され或は之を逸する等のことなきを要す。

3、哨所に掩體、障碍物等を設備せる場合に於ては竊かに壕を出で敵に近づきて「誰何」するを可とす。

4、「誰何」の方法。

イ、先づ擊發裝置と爲す。

ロ、通常刺突の構へを爲して「誰何」す。

一回「誰可」するも答なき場合第二回目は稍〻間隔を置きて其の間に狀況を監察し尚答なきときは第三回は第二回目に少しく疊(たた)み掛くる氣味にて行ふを可とす。

ハ、「誰何」に依り友軍なること判明せる場合に於ても更に「合言葉」に依り之を確むるを可とす、而して此等は銃を擬したる儘行ふものとす。

ニ、「誰何」の距離及音聲は狀況に依るも距離は成るべく近接せしめたる後を可とし、音聲は對手に聞ゆるを度とし底力あるを要す。

ホ、歩哨の一名が「誰何」するに方りては他の者は監視を怠ることなく且銃を構へて何時にても敵を射（刺）殺し得る態勢(たいせい)に在るを要す。

三、「誰何」の訓練は單獨兵又は斥候に對する「誰何」、部隊に對する「誰何」等を演練せしむるを要す。

其の四　報告

課目	著眼點	實施要項	實施上の注意
報告	一、報告の要否及時機の判斷。	簡明にして要領を得而も時機に適合する報告を爲し得るは報告訓練の重點なり、之が爲報告は良く敵情を確めて行ひ而も時機を失せざるを要す。 1、敵に關し發見せば其の要否、緩急を考慮し直ちに報告するを要するや或は尚敵	一、報告は傳令訓練に於て其の基礎を確立するを要す、特に歩哨自ら目擊せし事項を正確簡明に報告し得ることを演練する

の行動を監察したる後報告を爲すべきや等敵の行動を監視しつつ判斷するものとす。

2、報告の時機は歩哨の一人が小哨長の許に報告に行きたる後の監視に支障なきやを考慮すべきものなり。

3、報告は斯くの如く愼重に考慮すべきものなるも之が爲報告を惜むが如きは嚴に愼まざるべからず、歩哨前方の敵情に就ては細大漏らさず小哨長に報告するを要す、但し極めて輕易の事項は歩哨自ら行はず斥候、巡察等を利用するを可とす。

4、敵情を確めず而も敵が歩哨の直前に停止しあるに拘らず直ちに報告するが如きは輕率たるを免れず。是却つて敵に歩哨の位置を暴露するに過ぎず、從つて報告の時機は愼重ならさるべからず。

二、報告の要領。

一、報告の方法。

1、急射撃又は信號に依る法。

二、本課目は監視、敵發見と關聯して各種の場合に於て訓練するを要す。

三、報告すべき時機は一定すべきものにあらざるも作戰要務令に示すものの中必要なるものを參考の爲列記すれば左の如し。

1、初めて敵を發見したるとき。

2、有力なる部隊特に歩兵若くは機甲部隊を發見したるとき。

3、初めて敵の瓦斯使用に會し若くは新奇なる瓦斯を發見したるとき。

4、既知の狀況と相違せしとき。

5、狀況の激變せしと認めたるとき。

敵襲を受けたる場合の如き猶豫し難きときに用ふるものにして此の場合に於ても一人は小哨に到り報告するを要す（敵襲の項參照）。

2、小哨に到り報告する法。

歩哨の常に用ふる方法にして報告の訓練も亦此の方法を主體として行ふべきものとす。

3、斥候、巡察等に傳言する法。

極めて輕易の事項例へば歩哨線に射撃其の他喧噪せしとき等の如き場合、巡察等に依頼するものにして平素訓練の必要なきものとす。

二、小哨に到り報告する要領。

1、報告に行く者の決定。

立哨者中何人が報告に行くべきやは高學年生と混同せる場合は其の區署に依るべきも通常互に協定して決定せしむるを可とす、即ち最初敵を發見せし者をして報告せしむるを可とすべきも敵情に依りては報告より寧ろ後に殘りて監視に任ずる方却つて重要なる場合もあるを以て一律に規定するは適當ならず。

報告

2、報告に任ずる者の動作。

イ、報告に任ずる者は出發及歸還に際し複哨の他の者に告知し且告知終らば速かに舊位に復すべし。

出發に方りては互に協定するを以て告知することは良く行はるるも歸還に方りては豫め複哨の位置に復歸する前告知し、舊位に復する如く指導するを必要とす、是監視に任じある者は其に專念しあるを以てなり。夜間に於て特に然りとす。

ロ、報告の爲の出入に際しては複哨の位置を祕匿すること必要なり、之が爲先づ地物を利用して遮蔽し屈身若くは匍匐を以て直角に後方に後退し、或は進入し敵に發見せられざる如く留意指導するを要す。

ハ、往復途中の行動。

報告の爲の經路は特別守則に示さるる經路に依るも晝間は特に小哨位置を暴露せざる如く迂回するを可とす。

往復途中は歩哨線内と雖も常に警戒を怠らず特に夜間は踈歩を愼み敵の斥候等に遭遇するも任務を完うし得る如く機敏なる動作を訓練すること必要なり。

ニ、報告の要領。

(一) 報告は正確を主として訓練し漸次簡明ならしむる如く指導するを要す、之が爲先づ歩哨の見た儘を正確に表現し得る如くし、想像を加へ或は獨斷的の事を言はしめざる如く指導するを要す。

(二) 報告する態度は沈著にして呼吸を平靜ならしめ且必要程度の音聲を以て爲さしむるを要す、特に夜間は低聲にて明瞭に報告せしむるを要す。

(三) 報告事項は必ず左記事項に依り正確に述べしむる如く指導すべし。

歩哨の番號、時刻、敵の兵種、兵方、位置、動靜等。

其の五　敵襲に對する動作

課目	著眼點	實施要項	實施上の注意
一、迅速なる發見。	一、敵襲に際し取るべき處置は歩哨として最も重大なる事項にして決して歩哨の獨斷に委すべきものにあらず、是特に特別守則にて命令せらるる所以なり。 二、敵襲を速かに發見察知して迅速に小哨に報告するは歩哨責務の重點なり、之が爲左		一、敵襲に關する訓練に方り襲撃部隊を現すには特に夜間に於て必ず實員を用ひ、以て歩哨をして敵襲を受けたる場合の實

敵襲に對	
二、急報の手段。	敵襲に際しては急射撃を爲すの外定められる信號（記號）を爲し若し又擲彈筒を有するときは信號彈を揚ぐる等各種の手段に依り迅速に報告し尚一名は必ず小哨に到り報告するものとす。 1、急射撃。 歩哨の行ふ急射撃は只單に報告の爲行ふものにあらずして歩哨自身の自衞の爲と敵の前進を拒止する爲をも考慮して其の射撃を有效ならしむる爲地物を利用し、記諸點に留意指導するを要す。 1、沈著剛膽なること。 2、徵候、敵斥候の動靜に良く注意すること。 3、兵力の判斷を誤らざること。 4、不意に襲撃せられたる場合に於ても沈著剛膽、所命の如く行動し得ること、此の際爲し得る限り手榴彈等を以て敵を援亂し其の氣勢を破摧するに努むること。

感を體得せしむると共に敵兵力の判定に慣れしむるを要す。

二、本課目は夜間の訓練を主とすべきも最初晝間に於て其の要領を教へ且晝間の動作を會得したる後夜間の訓練に移るを可とす。

三、敵襲の動作を訓練するに方り犧牲的責任觀念を强調し沈勇剛毅の氣象を練るには最も適したる課目なり殊に潮の寄する如き敵を前にして戰友を見捨てて報告に歸る者の氣持又後に殘り敵に抗戰する者の氣持等生徒を訓練する主眼なることに留意するを要す。

動作	
三、報告の要領。	一、敵襲を報告するに方り大聲にて「敵襲、敵襲」と連呼するが如きは全般の志氣を害し狼狽の因を爲すに過ぎざるを以て戒めざるべからず。 二、報告は左の順序に訓練するを可とす。 1、警報的報告を爲す。 「氣ヲ著ケ」を連呼す（音聲小哨の位置に達する附近に到り沈著し沈著して確實迅速なる射撃を爲す如く訓練するを要す。 2、信號（記號）。 信號は豫め約束し置くを要す、而して簡單なるものならざるべからず、例へば歩哨位置にて藁等を以て火花を揚げ或は小哨との間に豫め綱を以て連絡し置き、綱を引けば小哨位置の鳴子を鳴らす等の如き簡便なるものなるを可とす。尚敵に其の設備を察知妨害せられざるものなるを要す。 3、信號彈。 擲彈筒を有せざる靑年學校に於ては不可能なるも擬製筒を有する所は使用して可なり、但し信號煙火の使用に方りては危險なるを以て注意を要す。

敵襲に對す		て二、三回繰返す)。 2、敵の兵種、兵力、前進方向を報告す。 イ、特に沈著して言語を發すること。 ロ、敵の兵力を過大に見誤らざること、夜間に於て特に然りとす。 ハ、敵の前進方向は小哨抗戰の基礎と成るものなるを以て忘れざること。
	四、任地の死守。	一、敵襲に際し位置を固守すべく命ぜられたる場合は任地を墳墓の地とし一死以て守らざるべからず、此の際歩哨は射撃を爲し、手榴彈を投じ或は銃劍を揮つて極力抗戰し敵の前進を拒止すべきものとす。 二、後退を命ぜられある場合に於ても報告の到達する迄餘裕なきときは後方に殘りし歩哨は極力抗戰して報告を到達せしむべきを覺悟しあるを要す。
	五、撤退の時機。	一、敵襲に際し撤退を命ぜられある場合に於ても過早に撤退し累を小哨に及ぼすが如きことなきを要す。 二、撤退時機の判斷は困難なるも勉めて敵と觸接しつつ後退するものとす、是敵の兵力特に前進方向を確むる爲必要なればなり。 三、撤退の要領は敵の前進方向の側方に避け地形地物を利用しつつ後退し且小哨の位置を知らしめざる如く又小哨抵抗の爲の射撃を妨害せざる如くせざるべからず。

る動作		
	六、隣歩哨が敵に突破せられたるときの動作。	隣歩哨に敵襲を受け突破せられたるときは左の如く動作せしむるものとす。 1、自己の位置を飽く迄確保し警戒を一層嚴にす。 敵襲を直接受けざる歩哨と雖も恰も敵襲を受けたる如く誤認し行動するは適當ならず飽く迄自己の任務を完遂する爲警戒を一層嚴重にする如く訓練するを要す。 2、速かに隣歩哨竝に小哨に連絡して狀況を明かにす。 狀況不明は不安の基なり故に速かに連絡の處置を講じ狀況を明かにするを要す。

其の六　隣歩哨との連絡

課目	著眼點	實施要項	實施上の注意
一、連絡の時機。	一、歩哨相互の連絡の目的は相互の狀況を交換し以て監視線に間隙なからしめんとするに在り。其の連絡法に就ては特別守則に示さるるものとす。 二、連絡の時機。	一、本課目の訓練は行動に依る連絡法を主とし通視に依る連絡法は其の要領を會得せしむれば足る。	

隣歩哨と

二、連絡の方法。	
一、連絡の方法には種々あり歩哨は其の特別守則に示されたる連絡法を實施するものとす。	歩哨の獨斷に待つべきものなるも訓練に方りては概ね左の如き場合に實施すべきものなることを教育し能力を附與するを要す。 1、歩哨が初めて其の位置に就きたるとき。 歩哨が初めて位置に就きたるとき互に其の位置を成るべく速かに確むるを要す。連絡すべき時機は小哨長の特別守則にて連絡方法と時機を示されたる場合なり。 2、特に定められたる時刻。 小哨長より特別守則にて連絡方法と時機を示されたる場合なり。 3、隣歩哨の附近に重大なる徴候を發見せるとき又は敵の斥候若くは部隊が隣歩哨の方向に移動し之を通報するを可と認めたるとき。 4、其の他隣歩哨に通報の要を認めたるとき。 例へば友軍斥候が出發して歸路は隣歩哨の所へ歸ることが判明せしとき隣歩哨に知らしむるを可とするが如き場合なり。

の連絡

	二、行動しての連絡法 も最初其の要領を會得せしめなば爾後他課目と關聯して行ひ演練するを可とす。

1、通視に依る法。
歩哨相互間通視の出來る場合目視を以て連絡する方法にして通常記號に依るものとす。
記號は豫め約束し置き敵に發見せられざる如く互の通信位置を定め連絡事項は簡單なるものに限られ又晝間の外使用し得ざるを以て行動に依る連絡法の補助として實施するを可とす。
2、行動して連絡する法。
イ、歩哨の一人が隣歩哨の所に到り連絡するものにして之を動哨と稱し歩哨の連絡法として晝夜を通じ常に用ひらるる方法なり。
ロ、連絡要領。
(一) 連絡の爲の通路は歩哨線に沿ひ勉めて捷路を選び晝間は敵に發見せられざる所を、夜間は特に交通に便なる所を選ぶを可とす、此の通路は通常小哨長が特別守則を附與する際互に動哨して決定するを可とす。
(二) 連絡に行く者は互に告知して出發し途中の動作は斥候の要領に準じ特に左記事項に注意するを要す、尙出入に際しては特に敵に發見せられざる如く留意せしむべし。
(1) 隣歩哨との中間地區に敵が潛入しあらざるや。

隣歩哨との連絡

(2) 行動中常に敵方を監視、警戒すること。
(3) 途中にて敵襲を知らば哨所に在るときと同様機敏なる動作を爲すこと。

(三) 隣歩哨の位置に到らば豫め遮蔽して連絡に來りし旨告知したる後靜かに歩哨に近づき連絡すべき事項、途中見聞せし事項等を告げ其の歩哨方面に於ける狀況を承知し歸路に就くものとす。

(四) 歸路の動作も往路と同じく十分の警戒を爲し、哨所に歸らば小哨に報告に行き歸りたると同様の注意を以て舊位に復するものとす。

3、巡察等を利用する法。
巡察巡視の際隣歩哨に連絡すべき事項を依頼して連絡するものにして間接的なるを免れず、從つて重要ならざる事項に限り實施しむるを可とす。

其の七　斥候との連絡

課目	實施要項	實施上の注意
著眼點		
一、連絡の目的。	一、斥候は歩哨線通過に方り相互間に情報を交換し以て自己任務達成の完璧(くわんぺき)を期するもの	本課目は單獨課目として實施する必要なし、綜合訓練のとき或は斥候訓練と關聯して其の要領を會得せしむれば可なり。

斥候との連絡法

二、連絡の方法。
二、斥候出發時の動作。
1、斥候は出發に方り歩哨と連絡する爲歩哨の位置を暴露せざる如く、斥候兵を歩哨の後方適當の位置に地形地物を利用して停止せしめ、斥候長は歩哨に對し自己の任務、經路、歸來の地點、時刻等の概要を告げ、歩哨より其の見聞せし狀況を聽取するものとす。
2、斥候長は歩哨に對し自己の任務、經路、歸來の地點、時刻等の概要を告げ、歩哨より其の見聞せし狀況を聽取するものとす。
三、斥候歸來のときの動作。
1、斥候は歩哨線に歸來するとき敵と誤認せられざる如く注意すると共に、夜間「誰何」に對しては明瞭に友軍の斥候たることを告げ歩哨の位置を暴露せざる如く歩哨線を通過し、線内適當の所に斥候兵を停止せしめ、斥候長は歩哨に捜索し得たる狀況を告知し、後小哨の位置に歸來するを要す。
2、斥候長のみ歩哨の所に到り連絡するものとす。
四、斥候の出入する位置は歩哨の位置より爲さず側方よりするものとす。

第三款　歩哨訓練指導計畫の一例

歩哨訓練指導計畫　其の一

一、立案の基礎。

第三學年生に對し歩哨準備訓練終了後、歩哨位置に於ける一般的動作の要領を會得せしむる爲晝間實施する場合の一例とす。

二、方　針。

歩哨の一般及特別守則教育後、現地に就き歩哨位置の設備及監視の要領を訓練するに在り。

三、主要訓練事項。

1、旺盛なる責任觀念。
2、歩哨位置の設備及僞裝。
3、監視法及敵兵發見。

四、對抗部隊其の他。

1、對抗部隊は歩哨線捜索の斥候の任務を課す。
2、完全なる僞裝を施し實際的に行動せしむ。
3、第四學年生を使用し要すれば指導者を一名附して斥候訓練を行はしむ。

五、狀　況。

1、第一小哨命令ノ要旨。

イ、約一大隊ノ敵ハ本日早朝イ町（北方約八粁）附近ニ侵入セシモ爾後前進ノ模樣ナシ但シ其ノ斥候ハ時々溜池、八幡祠高地ニ現出ス。

ロ、某ハ六名ヲ指揮シ桑畑北端ニ到リ前方警戒。

ハ、小哨長ハ右ヨリ守則ヲ授ク。

ニ、其ノ他略ス。

2、特別守則（必要ノ事項ノミ示ス）。

イ、此ノ歩哨ハ第一小哨ノ第二複哨。

ロ、右ノ大キナ建物ハ甲町青年學校。前方ノ堤防ハ溜池。

ハ、約一大隊ノ敵ハ本日早朝イ町（北方約八粁）附近ニ侵入セシモ爾後前進ノ模樣ナシ但シ其ノ斥候ハ時々溜池、八幡祠高地ニ現出ス。

ニ、前方某地ニハ中隊ヨリ出サレタル長以下五名ノ駐止斥候ガ出テ居ル（假想）。

ホ、特ニ監視スベキ要地ハ甲町青年學校西側道路、溜池及八幡祠高地トス。

（中略）（左右ノ連絡、後方ノ事項ハ實施セザルヲ以テ省略スルモノトス）。

ヘ、掩體ハ此ノ位置ニ立射掩體ヲ構築セヨ、周圍ニ近接防止ノ設備ヲ爲スベシ（所要材料ハ豫メ準備携行セシモノトス）。

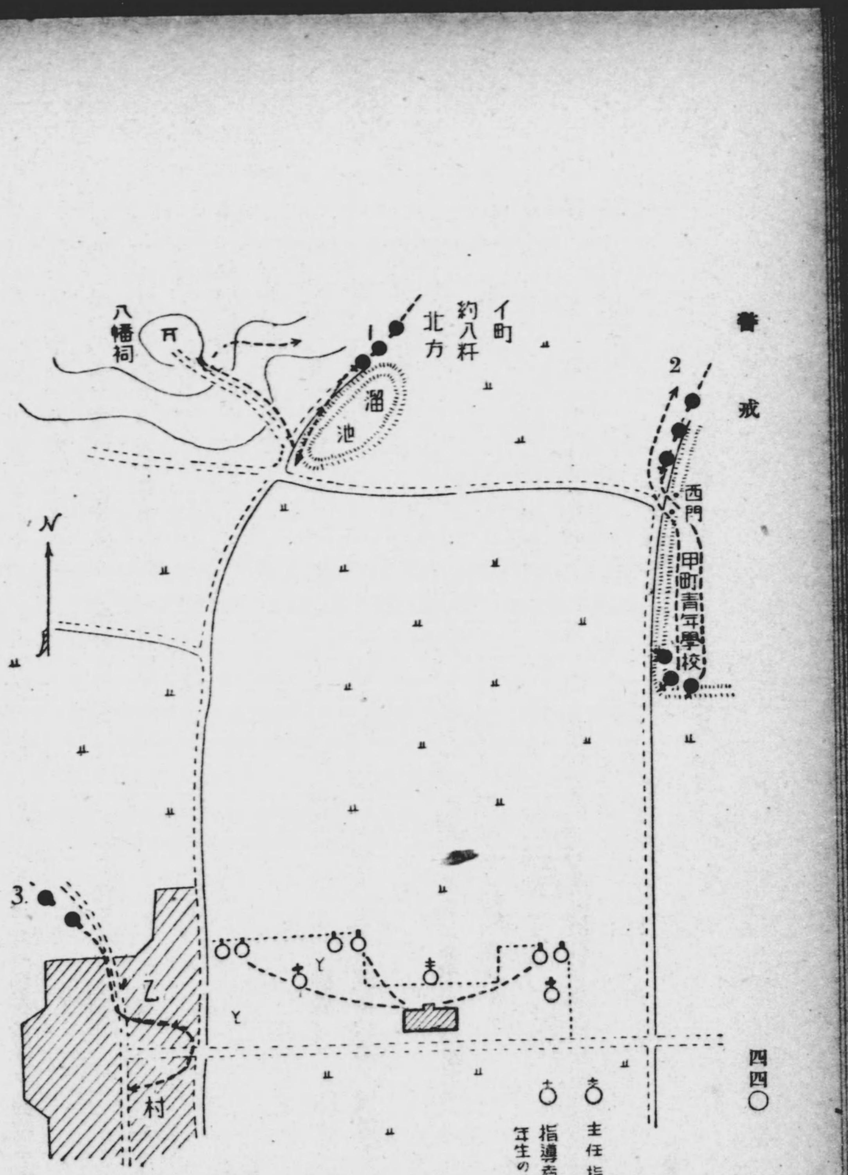

課目	要領	著眼	對抗部隊
一、任務の附與。	一、全員を要圖の位置に集合せしめ狀況を示し特別守則を附與す。 二、各人は藁を以て僞裝せしめ其の方法を點檢矯正す（晩秋收穫後の藁積あり、桑畑は葉收穫後にて綠葉なし）。	一、任務の了解。 二、僞裝の適否。 三、守則の復唱と之が徹底。	
二、哨所位置の設備。	一、一哨所六名三組を豫め準備せる哨所に就かしめ殘餘は集合位置に在りて待機せしむ。 二、哨所は豫め左記設備を爲し置き步哨位置設備の要領を會得せしむ。 1、方向維持連絡の爲の設備。 2、遮蔽設備。 イ、土嚢（空俵）を以て四周に對し射擊し得る	一、哨所の設備。 二、前方地形の識別。	

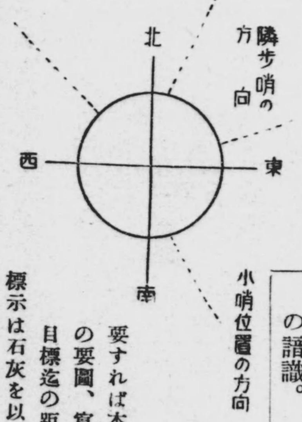

要すれば本標示の外前方地形の要圖、寫景圖等に依り著明目標迄の距離を明示す
標示は石灰を以て標示す

如く膝射掩體を作る（立射掩體構築の代りとす）。

ロ、其の周圍桑の樹枝に藁束を懸け藁積の如く形つくる。

正面

3、障碍の設備。

夜間の爲には其の線より五―十米外方に近接察知の爲の障碍を設るものとす（略す）

……奇襲豫防の爲桑樹の間に繩を張り障碍とす、其の距離は夜間「誰何」する距離附近を可とす

三、監視及敵兵發見。

一、主任指導者は各組毎に二名を立哨せしめ監視の要領に就き啓發的に試問を行ひつつ指導す。此の際後方に待機しある者にも立哨しあるものとして動作せしむるものとす。

一、地形の諳識。

二、四周の警戒。

(1)斥候。長以下三名赤旗左右に振る。

二、監視の爲の眼の働かせ方は左の如く重點に對し徹底する如く指導す。

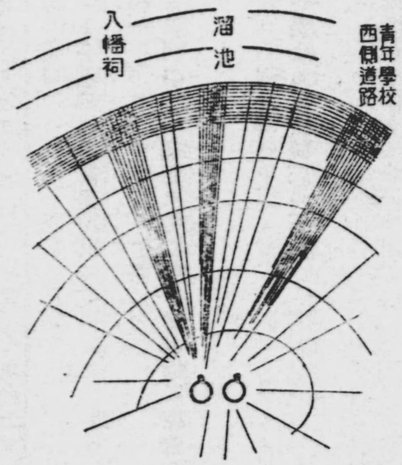

三、溜池八幡祠附近に敵斥候を現出せしめて監視力の適否を指導す。

四、(1)斥候退却するや直ちに(2)の斥候を現出せしめ歩哨の動作を指導す。

五、歩哨の動作前方の敵に捉はれあるに際し(3)斥候を現出せしめ背後より射撃せしむ。

三、監視の要領。

1、監視の眼の働かせ方。

2、要點に注視。

3、協同動作。

四、迅速なる發見。

五、敵發見時に於ける歩哨の行動。

六、側、後方に對する監視、警戒の必要。

(2)斥候。長以下三名白旗左右に振る。學校西側道路に沿ひ警戒前進。八幡祠に現出。

(3)斥候。助手を派遣し行動せしむ。

	六、助手（指導者又は高學年生）は各哨所に就き動作を監視指導せしむ。	
備考	一、所要時間一時間とす。 二、歩哨訓練終了後歩哨位置に對抗部隊要員を以て歩哨として立哨せしめ、第三學年生全員を溜池附近に引率敵方より歩哨位置を視察せしめて遮蔽の效果を自覺せしむるを可とす。	

歩哨訓練指導計畫　其の二

一、立案の基礎。

第三學年の終期若くは第四學年の初期に於て對斥候動作及報告の要領を晝間基礎的に訓練する場合とす。

二、主要訓練事項。

1、沈著剛膽にして旺盛なる責任觀念の涵養。

2、對斥候動作。

3、報告の要領。

三、對抗部隊。

1、高學年生を以て斥候三組を編成し各斥候に歩哨線捜索の任務を與へ豫め之が行動を示し指導者の記號に依り現出せしむ。

2、動作は各〻示されたる所に據るべきも其の任務に應じ實戰的に行動せしむ。

3、對抗部隊は帽に白帶を附す。

四、狀況。

1、昨夜遲クイ町ニ侵入セル敵ハ其ノ後前進ノ模樣ナシ。

2、甲町北端ニ位置セル前哨第一中隊ノ第一小哨ヨリ出サレタル第二複哨（三人哨）ハ丙村、乙村方向ニ對シ警戒中ナリ。

3、第一複哨ニ附與セラレタル特別守則左ノ如シ（必要事項ノミ示スモノトス）。

イ、此ノ歩哨ハ第一小哨ヨリ出サレタル第一複哨。

ロ、右ノ神社ノ在ル高地ハ八幡祠ノ高地（第一基點）、其ヨリ指一本左ニ在ル部落ハ丙村、斜メ左ノ高地ノ一本松（第二基點）、其ノ下ノ部落ハ乙村。

ハ、敵ハ昨夜遲クイ町ニ侵入セシモ其ノ後前進ノ模樣ナシ（乙村南方約八粁）。

ニ、乙村南方約四粁、丁村ニハ中隊ヨリ出サレタル長以下五名ノ駐止斥候アリ。

ホ、特ニ監視スベキ要地ハ乙村及之ニ通ズル道路竝ニ第二基點ノ高地トス。

以下略ス。

歩哨位置に於ける設備は學校堤防を利用する遮蔽及射撃設備竝に歩哨の僞裝の外假想とす。

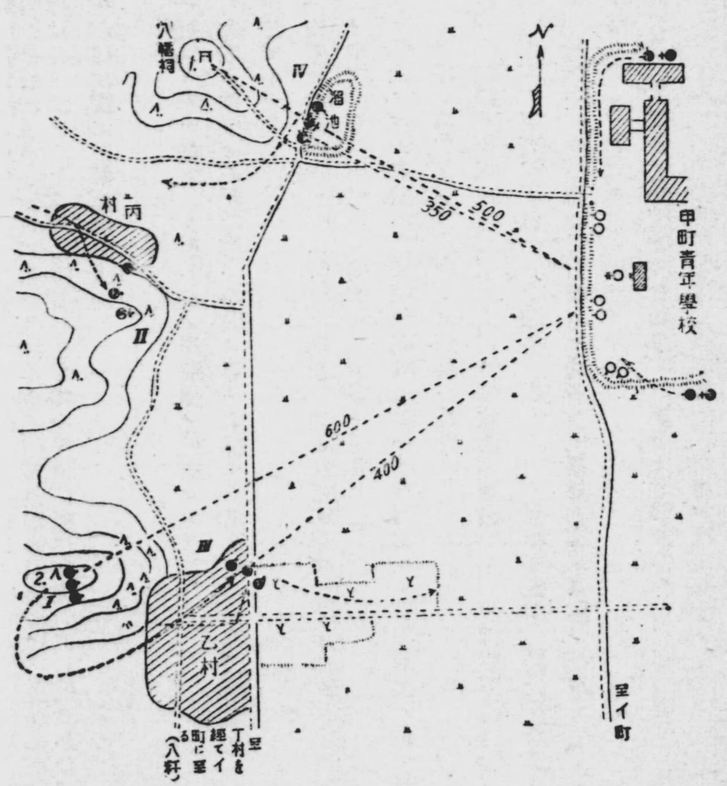

指導要領	歩哨の動作	著眼
一、要圖の如く學校の堤防を利用し三乃至四組の三人哨を配置し殘餘は後方に於て見學せしめ成るべく多く交代立哨せしむ。 二、全般に對し特別守則を附與し理解徹底せしむ。 三、敵斥候を左の如く逐次現出せしめ一動作毎に的確なる原案を示して實施せしめ確乎たる信念を附與す。	一、前方の地形地物を能く諳識せしめ、特に基點を基礎にして地區地物を指示することに慣れしむ。 二、四周に對する警戒を嚴ならしむると共に耳目の活動を旺盛にし監察力を養成す。 三、對斥候動作 1、戰場に於ける軍の耳目となり、不眠不休の緊張と活動とを僅少の人員を以て實行し全軍の勝敗に大なる決を與ふる程の重大なる任務なることを自覺せしむ。 2、敵の斥候に對しては守地を死守するの精神を根本とす。 3、銃劍に信賴し剛膽なる動作に依り任務を解決す。 4、射擊は警報、刺殺、捕獲の爲の補助	一、地形の諳識。 二、四周に對する警戒。 一、任務に基く旺盛なる責任觀念。 二、位置の祕匿。 三、監察力。 四、三人哨の協同。 五、刺殺、捕獲。 六、歩哨の射

		手段として行ひ、銃劍使用の不可能の場合にして射撃の效果を確認するとき。
	四、報告、	
	1、報告は其の要否及時機の判斷を適切にせざるべからず。	
	2、報告は歩哨の自ら目撃せし事項を正確簡明に爲し得るを必要とす。	
1、第二基點一本松の高地に歩哨線偵察の斥候(Ⅰ)を現出す(赤旗を左右に振る)。 2、赤旗を上下に振り隱蔽消滅せしむ。	イ、監察力。 ロ、發見後三人哨の協同。 ハ、位置の祕匿。 ニ、報告の要否と報告の要領。	
3、無警戒にて歩哨に近接する斥候(Ⅱ)を丙村より現出(白旗を左右に振る)。 4、次で丙村南側高地に斥候(Ⅲ)を現出せしむ(黃旗を左右	イ、位置の祕匿。 ロ、三人協同の警戒、一方の敵に牽制せられざる爲の處置。 ハ、敵を至近の距離に引著け射殺。 ニ、報告の時機及要領。	七、報告の要否及時機の判斷。 八、報告の要領。

に振る)。 5、溜池の堤防に斥候(Ⅳ)を現出せしめ我が歩哨線を察して丙村方向に反轉退却の狀況現示(赤白旗左右に振る)。 6、四周に對する警戒不十分なるときは豫め準備せる斥候をして急襲せしめ以て警戒を嚴ならしむ。	イ、刺殺(捕獲)不可能なるとき守地を離れて追及するは不可。 ロ、射撃は其の效果を確認し得されば不可。 ハ、警戒を嚴にし小哨に連絡。 イ、不意急襲する敵に對しては斷乎果敢なる突撃を可とす。 ロ、射撃し得ば射撃を以て敵の虛に乘ずるも可。	備考 一、所要時間一時間とす。 二、對抗部隊は實施前豫め豫習を行ひ其の行動を歩哨指導の要領に合致せしむる如く指るを要す。 三、不意急襲する斥候は生徒に察知せられざる如く既に任務を終り歸著せる者に豫め旨を含めて學校堤防南側若くは北側に遮蔽して待機せしむ。

一、立案の基礎。

高學年の中期に於て夜間の對敵行動特に敵襲に對する歩哨の行動を訓練する場合とす。

敵襲に對する基礎訓練は既に晝間實施せし後とす。

二、主要訓練事項。

1、沈着、剛膽、旺盛なる責任觀念。

2、夜間を顧慮しての歩哨位置の設備。

3、敵斥候に對する動作（晝夜）

4、敵襲に對する動作。

三、對抗部隊其の他。

1、高學年生の約半數を以て一小隊を編成し指導者一名を附し斥候教育の目的を以て行動せしむ。

2、斥候の行動は歩哨線偵察の任務を以て動作せしむるも其の現出の要領及時機は豫め指導者に意圖を示し記號に依り行動せしむ。

3、對抗部隊を以てする夜襲の動作は斥候（Ⅲ）を現出せしむると同時に行動を發起せしむ。

4、對抗部隊は帽に白帶を附し僞裝を適切ならしむ。

5、空包は兩軍共各自五發宛携行せしむ。

四、狀　況。

1、砲ヲ有スル約四五千ノ敵ハ昨タイ町附近（北方約八粁）ニ侵入シ其ノ後前進ノ模様ナシ。

2、甲町北端附近ニ位置スル前哨第一中隊ヨリ出サレタル第一小哨長ハ甲町西南端ニ於テ左記要旨ノ命令ヲ下達セリ。

第一小哨命令ノ要旨。

イ、小隊ハ第一小哨トナリ甲町西南端ニ位置シイ町方向ニ對シ警戒セントス。

ロ、某ハ九名ヲ率キ溜池西南端十字路附近ニ位置シ丙村、乙村方向ヲ警戒。

ハ、某ハ九名ヲ率キ青年學校西門附近ニ位置シイ町方向ヲ警戒。

ニ、小哨長ハ右ヨリ特別守則ヲ附與ス。

3、特別守則左ノ如シ。

イ、此ノ歩哨ハ第一小哨ヨリ出サレタル第一複哨（第二複哨）（三人哨）

ロ、此ノ道路ハイ町ニ通ズル主要ナル道路、斜メ右ノ部落ハ丙村、前方一本松高地ノ下ノ部落ハ乙村、左ノ建物ハ青年學校。

ハ、砲ヲ有スル約四、五千ノ敵ハ昨タイ町ニ侵入セシモ其ノ後前進ノ模様ナシ。

ニ、乙村南方無名部落ニ小哨ヨリ出サレタル歩哨配置掩護ノ爲長以下三名ノ斥候出シアリ、日沒後歸還ス。

ホ、特ニ監視スベキ要地ハ此ノ道路及乙村。

ヘ、左ニハ彼ノ學校ノ西門附近ニ第二複哨アリ其トノ連絡ハ互ニ動哨ニ依ルベシ。

（右ニハ彼ノ溜池ノ西南端十字路ニ第一複哨アリ其トノ連絡ハ互ニ動哨ニ依ルベシ）。

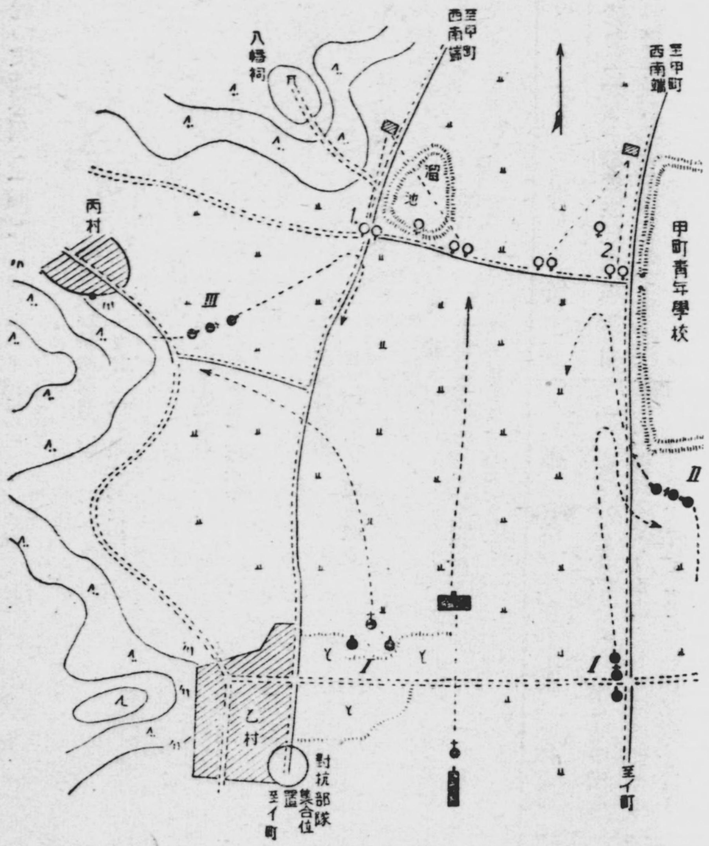

ト、小哨ノ位置ハ甲町西南端、此ノ道路ヲ通レ。

チ、敵襲ニ際シテハ別命アル迄此ノ位置ヲ固守スベシ。

晝間敵部隊ノ攻撃ハ帽子（夜間ハ電燈）ヲ左右ニ振レ。

リ、掩體ハ先ヅ膝射掩體ヲ作レ、彼ノ位置ニ近接防止ノ設備ヲ爲スベシ。材料ハ後刻小哨ヨリ交付ス。

歩哨位置の設備要領（一例）。

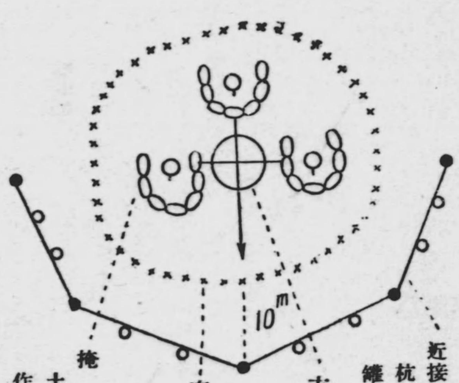

指導要領	歩哨の動作	著眼
一、生徒を二分し一班は主任指導者自ら、一班は他の指導者指導の下に狀況に示す位置に一組の歩哨要員を配置し	一、歩哨掛を命ぜられたる生徒の指揮に依り一番立の者をして立哨警戒せしめ交代者をして所要の設備を爲さ	一、旺盛なる警戒心。 二、哨所の設

指導要領	歩哨の動作	著眼
各〻特別守則を授け且所要の材料を附與して歩哨位置の設備を指導實施す。他の者は見學せしむ。	しむ。 二、特に遮蔽と僞裝に注意せしむ。	備。
二、第一班は溜池東南端に、第二班は學校西門より西方約五十米の所に更に一組の歩哨を配置す（哨所の設備は假想只遮蔽のみ實施せしむ）。 三、薄暮前に以上の課目を終る如く訓練を開始す、爾後地形地物の變化の狀態竝に監察要地の逐次近距離に轉移する狀態を體得せしむ。 四、立哨者以外の者は班毎に後方に位置し見學せしめ隨時交代す。	一、薄暮時近至距離に於ける地形地物特に夜間見誤り易き地物の識別。 二、四周に對する警戒を嚴ならしむると共に耳目の活動を旺盛にし監察力を養成す。	一、地形の識別。 二、四周に對する警戒。
五、日沒前斥候（I）を現出せしむ當初は歩哨線を知らざるも周到なる警戒の下に前進せしめ途中にて歩哨線を偵知急遽反轉退却する行動を示す。（赤旗左右に振る）。	一、位置の祕匿。 二、三人協同の警戒、一方の敵に牽制せられざる爲の處置。 三、敵を至近の距離に引著け刺殺。 四、守地を離れて追及するは不可。	一、監察力。 二、三人哨の協同。 三、位置の祕匿。

六、乙村より現出せる斥候は丙村に隱蔽待機、他の斥候は反轉退却して對抗部隊集合位置に到らしむ。	五、射撃は效果あるにあらざれは不可。 六、警戒を嚴にし小哨及隣歩哨に連絡。
七、日沒後斥候(Ⅱ)を現出し隱密に第二複哨の位置を急襲せしむ（電燈點滅三回）。 八、歩哨の位置を急襲せば狀況外として對抗部隊の位置に行かしむ。	一、耳目を活動しての監察力。 二、誰何は彼我判明せざるときに行ふ。 刺突距離に於て行ひ不覺を取らざるを要す。 三、銃劍に信賴し剛膽なる動作に依り任務を遂行す。 四、小哨長及隣歩哨との連絡。
九、次で斥候(Ⅲ)を現出して第一複哨に近迫せしめ誰何せらるるや直ちに反轉して退却し對抗部隊に合せしむ。 十、同時に對抗部隊全部を以て夜襲を實施せしむ。	一、誰何。 二、敵斥候の退却に對する射殺（捕獲）の適否。 三、敵の攻撃に對する動作。 1、成るべく遠くに發見するを第一義とし確實に小哨長に報告し得さ

	一、旺盛なる警戒心。 二、誰何。 三、刺殺。
	一、警報。 二、報告。 三、死守。 四、敵に接觸しつつ小哨に後退する

備考	
一、所要時間一時間三十分。 二、實施前指導者を集め（現地にて）指導要領を徹底せしむること必要なり。	

	るべからず。 2、報告の餘裕なき場合の處置。 イ、急射撃警報。 一名は報告、二名は死守（射撃、手榴彈投擲、突入）。 ロ、報告は沈著を旨とし「敵襲」と連呼するが如き動作は止め、小哨長の聞ゆる距離に於て「敵の歩兵何名、何々方向より前進中」等と大聲にて報告す。 「銃を著け」と注意を喚起するは可、尚電燈の信號に依り急報す。 3、報告の餘裕あれば小哨長の許に到りて報告し、他は不意の射撃に依り敵を混亂せしむ。 4、後退を命ぜられある場合に於ても過早の後退は不可。
	動作。

第三節　歩哨掛及分哨長の動作

第一款　訓練上の注意

一、歩哨掛及分哨長訓練の目的。

高學年生に對し陣中勤務に於ける指揮法及勤務を正確に實施する能力を與へ、人を統御し衆を掌握する技能を養成するに在り。

二、歩哨掛及分哨の任務。

1、歩哨掛。

歩哨掛は一の複哨毎に立哨者及其の交代者を指揮監督し主として豫定哨所への引率、歩哨に特別守則を徹底せしめ、歩哨の爲所要の設備を施し地形を諳識せしめ竝に交代引上の動作に任ずるものとす。

2、分　哨。

分哨は歩哨の一にして歩哨線中重要なるか或は交代不便なる地點に配置さるるものとす。而して其の兵力は長以下四乃至七名とし狀況に依り更に其の兵力を增加し時として輕機關銃を附することあり。

三、訓練の要領。

最初は指導者自ら歩哨掛若くは分哨長となり逐次說明しつつ實施し然る後生徒をして實施せしむ。但し全員實施せしむる必要なし。

1、歩哨掛。

生徒を歩哨掛とせし場合の訓練。

イ、先づ特別守則を與へたる後簡單なる狀況の下に交代法を訓練す。

ロ、次で敵が複哨の近くに在る場合の交代法を訓練す。

ハ、交代の要領を會得せば歩哨掛の全動作を實施す。

ニ、歩哨引上の動作は特に訓練の必要なし。

2、分　哨。

イ、分哨の訓練は分哨長及其の指揮下に在る者の動作を同時に訓練するものとす。

ロ、分哨は複哨よりも任務の重要なること、任務の獨立性の强きこと、小哨との連絡困難なる場合多き爲特に哨所の設備及連絡に注意する等の觀念を强調指導するを要す。

3、綜合訓練は高學年生を歩哨掛及分哨長とし、低學年生を其の部下として實施せしむるを可とす。

4、歩哨掛及分哨長の部下となる者は縱ひ同學年と雖も良く服從輔佐の氣分を發揮する如く注意指導するを要す。

第二款　歩哨掛及分哨長の動作

一、任務受領より出發迄の動作。

1、任務の了解及復唱。

2、人員の選定。

小哨長の傳令或は特別任務を有する人員は小哨に殘置するを要す。

3、裝　填。

4、要すれば彈藥の補充、手榴彈、信號彈其の他所要材料（標示設備、障碍等に要するもの）を受領携行す。

5、通常背嚢を小哨の位置に殘置し（小哨長の命に依る）僞裝を完全にす、特に武裝を堅確にし夜間行動するも音響を發せざる如く注意せしむ。

6、携行品の點檢。

磁石、時計等特に時計は小哨長のものに合はすこと。

7、部下に任務を下達す。

8、出發。

二、哨所に到る途中の動作。

1、成るべく速かに哨所に到り監視に任ず日沒時特に然りとす。

2、斥候の前進要領に依り所要の警戒を爲しつつ迅速に且敵に遮蔽して哨所に到る。

3、附近の地形を研究しつつ前進す。

4、小哨の位置を見誤らざる爲後方に認識し易き目標あらば之を部下に指示し要すれば敵に察知せられざる如く道標を設置す、分哨に於て特に然りとす。

三、哨所に到著後の動作。

1、遮蔽して取敢ず監視に便にして敵に發見せられざる地點を選定し一部を以て監視に任じ、他は工事或は諸設備の準備を爲しつつ小哨長の來るを待つ。

此の際假守則を定むるは小哨長より與へらるる特別守則と混同する害あるを以て適當ならず。

2、步哨配置間は敵に探索の好機會を與ふるものなるを以て十分遮蔽に注意するを要す。

3、爲し得る限り自ら附近の地形を偵察し、哨所の選定及抗戰に關し腹案を立つると共に敵方に在る要點に對する距離目測を爲し又夜間地形諳識の基礎となる地眞、地物を研究して之を部下に知らしむるを要す。

4、地形錯雜せるか日沒に垂んとする如き場合は一名を小哨長の來る方向に出し誘導案内に任ぜしむ。

四、小哨長來著後の動作。

1、小哨長來らば機を失せず部下を特別守則聽聞に便なる如く集め、哨所到著後得たる敵情及地形に關し報告す。

2、小哨長特別守則を與へ終らば步哨掛（分哨長）自ら之を復唱す。

是特別守則は步哨掛及分哨長に授けらるるものなるを以てなり。

3、部下をして現地に就き守則を十分に理解せしむると共に必要なる地形を諳識せしむ。

4、特別守則は要すれば之を筆記し又は要圖化し部下に徹底せしめたる後燒却するの著意らるを要す。

又時刻の經過と共に特別守則狀況に適せざるに至れば速かに小哨長に報告するを要す。

5、小哨長の命令に依り（要すれば小哨長に意見具申し）所要の設備（監視、射擊、連絡、遮蔽、敵の近接豫知及妨害等の設備）を爲す。

6、小哨長の特別守則附與に一名を隨伴せしめ隣歩哨の位置を確むると共に最初の連絡を實施するの著意を必要とす。

7、複哨に在りては交代兵を率ゐて小哨の位置に歸還す。

8、分哨に在りては爾後敵情の緩急に依り所要の者を監視に任じ他を控兵とし遮蔽待機せしむ。

五、分哨の監視要領。

1、分哨警戒の全責任は哨長に在るを以て自ら率先して嚴重なる警戒に任ずるを要す。

2、通常二人を立哨して監視に任ぜしめ他の者は其の附近卽ち低聲にて直ちに應じ得る所に遮蔽して位置せしめ控兵と爲す、但し控兵の內一名を以て後方の警戒に任ぜしむるを要す。

3、立哨者は複哨と同樣の動作を爲すも只報告は其の場より哨長に爲すものとす。

哨長は立哨者の報告を受くるや直ちに其の位置に到り敵情を監察するものとす。

4、敵襲に際しては一人を報告に歸し他は哨所位置に豫定せる陣地に據り抵抗す、之が爲豫習を實施するを可とす。

小數の敵に對しては控兵を指揮し複哨の動作に準じ之を射(刺)殺するか捕獲するものとす。

5、小哨長との連絡には特に注意し報告には控兵中より派遣するものとす。

6、隣歩哨との連絡は控兵を以て行ふ。

7、控兵（交代者）の動作。

イ、遮蔽し且靜肅なること。

ロ、許可なく位置を離れざること。

ハ、銃を手より離さざること。

ニ、常に側、後方の警戒を怠らざること。

ホ、食事等は其の場にて靜かに行ふこと。

六、歩哨掛小哨歸還後の動作。

1、小哨に歸還せば小哨長に報告す。

2、銃は所定に從ひ銃架に順次に之を托し見誤らざる如く印を附けしめ或は叉銃せしむ。

3、指示せられたる位置に一團となり休憩せしめ此の間特別守則の復習を爲し敵情の變化等を教示す。

4、假眠の規定を嚴守せしむ。

七、歩哨掛複哨交代の要領。

1、複哨の交代法に關しては特別守則にて示さるるものとす、通常一時間毎に行ふを可とす但し極寒時に於ては二、三十分とするを可とす。

2、交代時刻に至れば歩哨掛は交代者卽ち上番の者を引率して哨所に到り交代す。

3、交代は時刻を誤らざる如くし往復共に所要の警戒を爲しつつ斥候の要領に依り行動するを要す。

敵に近き場合に於ては往々敵斥候等が歩哨線內に潛入しあることあるを以て靜肅にして警戒を嚴にし不覺を取らざる樣注意の要あり。夜間及蔭蔽地に於て特に然りとす。

晝間の交代に方りては地形に依り多少迂路となるも敵に遮蔽して往復するを緊要とす。

4、交代に際しては至嚴なる警戒を中絶することなきを要す。
之が爲舊複哨の一名は申送りを爲し他の者は絶えず監視を繼續せしむるものとす。
尙此の際不用意に姿勢を高くし或は夜間靜肅を缺き歩哨位置を暴露せざる如く注意すること必要なり。
5、申送り事項の內容左の如し。
イ、立哨中敵情に關し自ら見聞せしこと。
ロ、隣歩哨、斥候、巡察、小哨長等より承知せし事項の中申送るを必要とする事項、特に我が軍の斥候にして前方に出でありものあるときは其の任務及歸來の時刻、場所等の概要。
ハ、歩哨掛は申送りに疑はしき點あらば之を補修訂正して萬々誤りなきを期せざるべからず。
6、歩哨掛は交代の時機を利用して特別守則の徹底を圖り又所要の注意を與ふる等に著意するを要す。

第四節　對空監視哨、斥候、巡察

第一款　對空監視哨の動作

其の一　訓練上の注意

一、訓練の目的。
對空監視の基礎的訓練を實施し併せて防空精神を昂揚し以て獻身犧牲の精神を涵養するに在り。
二、對空行動の要領。
1、戰場附近に於ける防空は高級指揮官に於て所要の高射部隊（高射砲隊、高射機關砲隊等）照空部隊等を部署する外要すれば各部隊に對空監視、對空射擊部隊の兵力、各部隊相互の協同、欺騙行動、燈火の處置等に關し必要の事項を命令せらるるものとす。
2、各部隊の對空處置は行軍間、駐軍間に依つて異なるも、駐軍間に就き述ぶれば左の如し。
イ、前哨大隊又は宿營區毎に對空射擊部隊を指定す其の兵力は機關銃四銃若くは歩兵一小隊以上とす。
ロ、對空班をして對空監視哨を配置せしめ尙別に或部隊をして對空監視哨を配置せしむるものとす。
ハ、對空監視哨は其の出されたる部隊と連絡する外對空射擊部隊と密に連絡するを要す。
三、對空監視哨の兵力及勤務の要領。
對空監視哨は前哨勤務に於ける歩哨の要領に準ずるものにして其の兵力は長一、兵四乃至八名（內一名喇叭手）位を適當とし內一名又は數名づつの監視に任じ殘餘は連絡及交代兵として適宜の位置に控えしむるものとす。若し地上の敵に對する顧慮大なるときは一名を以て銃前哨の要領に準じ地上を監視せしむるを可とす、而して特に眼鏡、遮光眼鏡、簡易なる連絡器材（旗、呼子、方向盤（飛行機の方向を示すもの）石油罐等）を使用せしむるを可とす。
四、靑年學校教練に於ては專ら駐軍間の對空監視哨の動作のみを訓練するものとす。
五、訓練の要領。
1、歩哨訓練の要領を會得したる後主として高學年生に對し其の要領を教育するものとす。

イ、最初指導者自ら哨長となり逐次說明しつつ實施し次で生徒を哨長として實施せしむるものとす。
ロ、動作は對空監視の方法、連絡、報告に重點を置き晝間監視の要領を會得せしむれば可なり。
ハ、實敵を設くること不可能なる訓練なるを以て雲、鳥、風船、凧等を利用して敵機と假想するを可とす。尙生徒には日常飛行機の飛翔に注意せしめ爆音の聽取、機影の發見等を自發的に練習せしむること必要なり。

2、防空監視哨要員たる生徒は高學年生と限定し得ざるべきを以て此等要員の訓練は教練時間外適宜に實施するを要す。特に國民防空に於ける防空監視哨の行動は教練にて行ふ對空監視哨の動作とは異なるものあるを以て注意するを要す。

3、指導者中には國民防空の防空監視哨長として實務に服務しある者あるべきも教練として對空監視哨の動作を訓練するに方りては教練教科書に示す要領に依り實施し、彼此混同せざる如く注意することを必要なり。

其の二　指導要領

課目	實施要領	實施上の注意
一、一般守則。	一、一般守則は對空監視哨行動の基礎なるを以て良く其の內容を識得せしむること必要なり、而して左に示す以外の事項は歩哨の	一、本課目は歩哨の如く多くの時間を設けて訓練する必要なき

守則の解說	
二、特別守則。	

一般守則に準じ行動すべきものとす。
1、對空監視哨は彼我飛行機の識別法を辨へ常に上空を監視し音響に注意す。
2、敵飛行機に關し發見せば監視を中絶することなく直ちに指揮者に報告し、附近の對空射撃に任ずる部隊に通報す。
3、發見したる飛行機彼我何れに屬するや不明なるときも亦同じ。
4、友軍飛行機にして我に向ひ來るときは之を指揮者に報告す。

二、彼我飛行機の識別法に就いて。
近來飛行機製作技術の發達は各國共究極に於て低翼、單葉の型式に統一せられ發動機も亦空冷式發動機に依る高馬力の出力可能なるものの採用の氣運濃厚となりつつありて、顯著なる外貌に依る識別は次第に困難に向ひつつあり。之が爲には我が國產機の型狀、特徵に通曉し且各種の手段を盡くして敵機の型狀を會得するに勉めざるべからず。各學校には各種飛行機の模型等あるを以て其等を利用すると共に時々飛行する軍用機の實物に就き區別を教育するを要す。

一、特別守則は狀況に依り千變萬化すべきも示すべき事項と順序に從ひ良く記憶せしむること必要なり。

ものとす。
二、本項には指導者の防空監視哨要員の教育訓練に資する爲詳細に記述しあるを以て參考とするを可とす。

守則の解說

1、其の監視哨の名稱。

2、方位及必要なる地名。

イ、方位は磁石、地圖等に依り確實に判定して示すを要す。

ロ、方向盤を立哨位置に置き其と附近周圍の地區地物に照合して方位を諳識せしむるを要す。

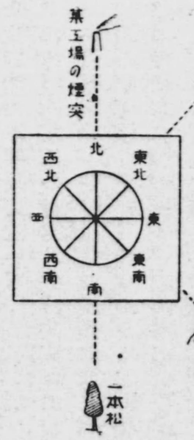

立哨位置に右の如き方向盤を置き周圍の地形地物と照合して、「北の方は某工場の煙突」と云ふが如くして記憶せしむるものとす。

若し附近に百米以上の標高を有する高地あるときは高度判定の基準として其の山の高さを示し置くを可とす、尙當日の雲の高さを測定し其を示し置けば尙可なり。

3、要すれば彼我飛行機の識別法。

4、要すれば特に監視すべき方向及監視法は一般守則の所にて述べたるが如し。

	對空監視哨の動作
	一、監視哨の位置。

イ、特に監視すべき方向は其のときの狀況に應じ敵飛行機の來襲すべき方向を示せば可なり。

ロ、監視法は立哨する者の數、交代法、姿勢等を示すものとす。

5、報告すべき指揮者と連絡すべき部隊の位置。

6、報告又は通報の手段。

口頭に依るか、視號通信に依るか等實際の手段を示すものとす。

二、特別守則の一例は教科書參照のこと。

一、對空監視哨の位置竝に設備は對空監視哨を配置する指揮者之を指示すべきものなるも、哨長及監視兵も亦指示せられたる範圍に於て適切なる位置を選定し所要の設備を行ふを要す。

二、對空監視哨位置選定の要領左の如し。

1、地上の敵に對し掩護せられあるを要す、之が爲其の位置は我が警戒線の內方に選定し潛入する斥候等に對し急襲せられざる如く地形地物を利用し且所要の設備を爲すを可とす。

2、四周の上空に對し視界廣闊なるを要す、之が爲多くの場合高地、堆土、家屋等を利用し高所に選定するを可とす、家屋、高地等の稜線を利用するときは眼より上を稜線上に出す如く利用するを可と

對空監視

二、監視要領。

す。

3、周圍は特に靜肅なるを要す、之が爲天然、人爲の騷音多き地點は勉めて之を避くるを要す、卽ち流水、海岸、諸車、機械等の噪音のする所の如し、夜間、曇天、薄暮等通視十分ならざるときに於て特に然り。

4、指揮者との連絡便利ならざるべからず、卽ち監視哨の報告は指揮者をして之に對應するの處置を講じ得るの餘裕を得しめざるべからざるを以てなり。

三、哨所內の配置に關する注意左の如し。

1、監視に任ずる者は四周の上空廣闊なる地點に地物（樹叢、堆土、壕等）を利用し且十分僞裝の上監視に專念せしむ。

2、交代要員は附近の地物を利用し對空、對地に遮蔽せしむ、大聲にて談話すること及喫煙は嚴禁とす。

3、連絡に任ずる者は連絡すべき指揮者の位置と通視良好にして監視者及哨長と音聲に依り明瞭に連絡し得べき地點に敵方に遮蔽して位置せしむ。

一、對空監視の爲二名以上を充つるときは通常監視區域を分割し、尙要すれば重要方面は一部重複して區域を與へ監視せしむるを可とす、蓋し廣大なる空域を漫然監視するも敵機の發見困難なればなり。

哨の動作

而して監視區域を分割するには地物を補助とし明示す、若し地物なきときは所要の材料を以て標示す。

二、監視者の姿勢は立姿、膝姿、仰臥姿勢を用ふ。

1、立姿は地上の敵の顧慮少く樹草等の爲膝姿に適せざるとき用ふ、裸地、短草地に於て之を用ふるときは地上への投影大となる爲機上より發見され易し。

2、膝姿は折敷の姿勢を用ふ。姿勢小、投影小、地物の利用容易なるを以て使用せらるる場合多し。

3、仰臥姿は地上の敵の射撃を受くる場合に於ても尙監視を繼續する場合に用ふるものとす。

4、二名以上にて監視を行ふ場合は通常立（膝）姿に在りては背中合はせ（向ひ合はせ）にて監視し、仰臥姿勢に在りては頭部を接する如く（足を反對方向）仰臥す。

三、監視の方法。

1、飛行機の行動は航路に制限を受くること少きを以て監視者は視力と聽力とを活動せしめ、常に四周の上空を監視するを要するも飛行機の特性竝に行動、地形及天候氣象等の關係を顧慮するとき

對空監視

は特に監視の濃度を大にするを要する區域あるものとす、之が爲著意すべき事項左の如し。

イ、飛行機の特性竝に行動及地形に關するもの。

(一) 敵は我が制空圏内は之を避け迂回して行動すること多きを以て我が制空圏外の上空に對し特に注意するを要す。

(二) 天氣晴朗にして視界廣闊なるときは山、林、村落、稜線等に遮蔽して近接する敵機を此等と天空との接際部に近く發見し得るものとす。

(三) 山地殊に高山連綿たる地方は飛行困難なるを以て該地方は之を避くる場合多し、然れども幅狹く縱走する山脈は飛行の基準となり或は其の行動を祕匿するに便なるを以て利用せらるることあり。

(四) 海岸線、河川、道路、鐵道等の延長物體は飛行の基準となるを以て此等諸線の視界に入る接際部及其の上空は注意して監視するを要す。

ロ、天候氣象に關するもの。

(一) 晴天にして視度良好なるときは地平線に近く敵機を發見し得るを以て特に前項の地形地物と天空との接際部に注意するを要す。

哨の動作

(二) 曇天にして視度良好なるときは敵機を天空に投影するを以て晴天時に比し却つて發見容易なり。

(三) 敵機は我が發見を困難ならしむる爲太陽を背にして近接することあるを以て特に注意するを要す、而して太陽の方向より來るものに對しては遮光眼鏡を用ひて監視するを得ば有利なり。

(四) 斷雲(だんうん)又は薄き雲低空を蔽ふときは敵機は雲に入りつつ其の行動を祕匿するか、或は雲の上を飛行し目的地に到り降下することあるを以て特に爆音に注意するを要す。

密雲上空を蔽ふときは敵機は雲の下際を飛行し時々雲に入りつつ共の行動を祕匿して近接することあるを以て雲の下際に注意すると共に爆音に注意するを要す。

(五) 拂曉、薄暮等に於ては敵機は太陽と相反する方向より飛來し空際の微光に投影せしめざる如くすべきを以て特に留意するを要す。

2、監視の爲音響に注意すること肝要なり、特に蔭蔽地及夜間に於て然りとす。然れども敵機は滑空して隱密に近接し來ることあるに著意するを要す。

3、敵機を一度發見せば監視を持續するを要す、蓋し監視を中絕す

對空監視

るときは之を見失ひ、爾後の發見を困難ならしむるのみならず爾後の行動を確め且彼我飛行機を識別すること困難なるを以てなり、故に哨長は一機（編隊）を發見する毎に要すれば監視者を增加し監視に遺憾なきを要す。

4、敵機の發見は最初機影次で彼我の識別の順序を經るものにして機影の發見に前後して爆音を聽取するものとす、裸眼に依る機影發見の距離は天候、氣象、視力、訓練の程度に依り差異あるも實驗に依れば概ね五粁内外なり、然れども彼我の判別は更に近距離に至るものとす。

尙各種標準を示せば左の如し。

イ、飛行機の目視の景況に依る距離の標準。

一、〇〇〇米　機の輪郭のみを認め得るも其の各部を識別し得ず。

二〇〇米　標識と翼柱を認め機の各部を識別し得。

ロ、飛行機を視察に依り發見し得る距離。

高度二、〇〇〇米以上　六、〇〇〇米—七、〇〇〇米

高度一、〇〇〇米以下　二、〇〇〇米以内

以上は偵察機（中型）とし戰闘機（小型）も略ゝ同樣なり。

ハ、飛行機の音響を察知し得る距離。

偵察機（中型）に對しては四、〇〇〇—五、〇〇〇米にて察知し得、戰闘機（小型）も略ゝ同樣なるも稍ゝ容易なり。

5、敵機は欺騙的行動を爲し注意を牽制し其の間他方面より潛入又は攻撃することあるを以て、一方面にのみ注意し他方面の監視を中絶せざる如く注意するを要す。

6、爆音を聞きたるときは其の音を鼻に受くる如く頭を向け其の方向を凝視するときは機影の發見容易なり、但し音響は四圍に反響することあるを以て注意を要す。

哨の動作	
	三、報告。

一、報告は機を失せざること特に肝要なり。

二、報告は發見せる飛行機を監視しつつ左の諸件に就き報告するものとす。

1、彼我何れなるや。

2、單機か、編隊か。

3、方　向。

4、高度及距離。

報告は哨長に行ひ哨長は之を確め連絡者をして連絡せしむ、連絡者は復唱しつつ連絡す。

三、報告の方法。

對空監視

1、觀號。

簡單なる規約を設くるときは利用の機會多きものとす、然れども記號の數を多くするときは煩雜となり遲延又は錯誤を生ずることあるに注意するを要す。

視號に依る傳達の一例を示せば左の如し。

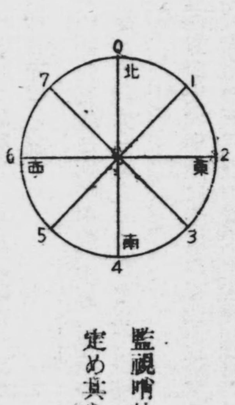

注意

族を振ることに因り上空及地上の敵に發見せられざる如く地形地物を利用すること。

哨の動作

ロ、旗に依り方向示數を示し飛行機の方向を示す。

方向示數の示し方は旗に依り「アラビヤ」數字を描くものとす。

監視哨位置に在る方向盤に示數を定め其を利用す。

ハ、機數（單機なりや編隊なりや）を現示する爲彼我飛行機を現示する旗を使用す。

單機　左右に振る

編隊　丸く圓を描く

ニ、距離を示すには彼我飛行機を現示する旗を片手に持ち左の如くす。

遠距離（千米以上）　旗を肩以上に高く揭ぐ

近距離（千米以下）　旗を肩以下に低く揭ぐ

ホ、敵飛行機視界を去るときは帽を以て圓形を描く。

2、呼子其の他音響に依る法。

對空監視哨の動作		
簡單にして有利なるも複雜なる事項の傳達には不適當なり、良好なる狀況に於ける傳達可能距離左の如し。 イ、石油罐　約五百米 ロ、呼子　約千米 ハ、喇叭　喇叭　約二千米 3、音聲。傳達距離は著しく制限せらるるも最も確實迅速に傳達し得、故に成るべく對空監視哨の位置は受報者に近く選定するを可とす。 4、敵機の急襲を受けたる場合に於ては監視者は直ちに哨長に報告すると共に射擊す、哨長は猶豫せば危殆に陷ると認めたるときは飛行機警報を發す。	四、交代。	一、監視者の交代は疲勞の度、天候、氣象の關係等に依り異なるも長時間の服務は視力を減退すべきを以て服務時間を適宜に決定するを要す。 二、監視者の交代要領は歩哨の交代に準ずるも特に敵機の現出し易き方向、在空の飛行機の狀況を告げ敵機の活動中は共に監視するものとす。

第二款　對空監視哨訓練指導計畫の一例

對空監視哨訓練指導計畫

立案の基礎。

高學年生に對し對空監視哨哨兵の動作を基礎的に訓練する爲晝間實施する場合の一例なり。

主要訓練事項	
一、旺盛なる責任觀念。	
二、監視の要領。	
三、連絡。	
四、報告。	
所要材料	
サイレン	二箇
風船赤	四箇（若くは信號彈赤吊星　四箇）
手旗	四組　青旗一
標示材料（石灰）	
喇叭	一

狀況

一、聯隊ハ北進スル略ミ同等ノ敵ヲ攻擊ノ爲前進中甲町北側附近ニ大休止ヲ爲スニ決シ前衞タル大隊ハ青年學校附近ニ停止ス。

二、某ハ部下六名（外ニ喇叭手一名）ヲ以テ青年學校西南側附近ニテ對空監視ヲ命ゼラル。

三、敵ノ飛行機ハ今朝來活動熾ンナリ。

演習上の規定

赤風船（赤帛星）一は敵機を、「サイレン」は爆音を示す。

特別守則

一、此ノ監視哨ハ前衛大隊ヨリ出サレタル甲町對空監視哨。

二、北ハ甲町南端ノ彼ノ煙突ノ方向、彼ノ高地ハ八幡祠ノ高地、彼ノ部落ハ乙村、其ノ後ロノ高地ハ一本松ノ高地、彼ノ山ハ神去山。

三、友軍機ハ高度千米以下ニテ飛ビ翼ニ日ノ丸ヲ畫キアリ。

敵機ハ……

四、特ニ監視スベキ方向ハ乙村及神去山方向、姿勢ハ膝姿、二名監視、三十分服務、三交代。

五、大隊長ハ學校ノ彼ノ建物、連絡兵ハ彼ノ校舍ノ右端。

對空射撃部隊ハ學校東側畑地。

六、空襲又ハ瓦斯雨下ヲ發見セバ飛行機警報ヲ發シ白及赤ノ手旗ヲ兩手デ左右ニ振レ。

七、報告、通報ハ手旗。

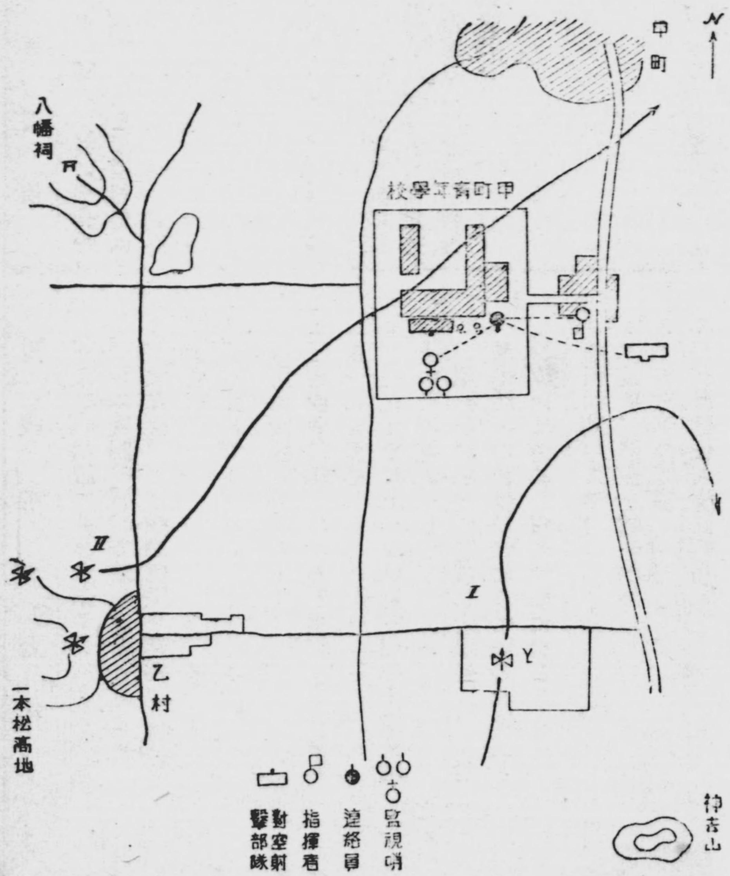

圖八一

指導要領

一、生徒を要圖の位置に集合せしめ監視哨要員を配置し他は見學せしめ時々成るべく多く交代す。
指導者は哨長を兼ぬるものとす。
二、特別守則を授け良く記憶理解せしむ。
三、大隊長及對空射撃部隊の位置には助手（指導者又は優秀生徒）を配置して連絡の確否を留意せしむ。

監視哨の動作	著眼	一、位置の選定。
	一、監視哨の位置に就き說示す。 1、視界廣闊、飛行音聽取容易なること。 2、大隊長、對空射撃部隊と連絡容易なること。 3、自衞の爲適當なる所なること。	
	二、哨所内配置の要領を示す。 1、監視者は地形地物を利用し十分僞裝し監視に專念せしむ。 2、交代要員は地形地物を利用し上空及地上の敵に遮蔽せしむ。 3、連絡員は敵方に遮蔽し大隊長及對空射撃部隊との通視良好にして監視兵及長と音聲にて連絡し得る地點に居ること。	二、哨所内配置の要領。
	三、哨所設備の要領。 1、僞裝、遮蔽を徹底的ならしむ。 2、方向盤の設置。 3、射撃設備（堤防利用）。	三、哨所の設備。
	四、監視の要領。	

四、哨兵を配置し監視の要領を說示す。
勉めて試問を行ひつつ啓發的に指導す。

石灰を以て左の如き方向盤を標示す。

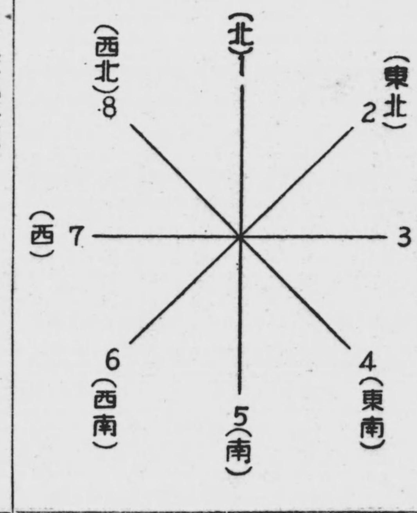

四、監視要領。
1、通常監視區域を分割す、重要なる部分は重複す。
甲は八幡祠高地より乙村東南方無名部落迄。

五、Ⅰの敵機を現出（青旗左右に振る）。 乙村東方桑畑の中にて「サイレン」を鳴らし直ちに赤風船（信號彈）一を揚ぐ。 此の飛行機は高空にて偵察後視界を去る狀況を與ふ。	乙は一本松高地より神去山進。 2、音響に注意す。 3、山、村落、森林、稜線等と天空との接際部及地平線に近く監視す。 4、監視の爲の姿勢。 立　姿　敵に對する顧慮少きとき。 膝　姿　姿勢小、投影小、地物利用容易。 本日は膝姿とす。 仰臥姿　地上の敵の射撃を受くるとき。
五、監視及報告、通報の要領。 1、監視者は飛行機を發見せば監視を中絶することなく彼我何れか、單機か、編隊か、方向、高度を哨長（指導者）に報告せしむ。 2、指導者は（手旗の信號に依り）連絡兵をして報告せしむ。 3、連絡兵は復唱しつつ傳達す。 4、敵機を一度發見せば監視を持續す。	五、敵機發見。 六、報告通報。
六、空襲機に對する動作。 1、監視者は「敵機空襲」を報告すると共に射撃す。 2、指導者は喇叭手をして飛行機警報を發し（喇叭一聲）、捺兵をして射撃せしむ（見學者も全部對空射撃を行はしむ）。	七、空襲機に對する動作。

六、Ⅱの敵機を現出（青旗上下に振る）。
一本松高地にて「サイレン」を鳴らしたる後赤風船（信號彈）三箇を續けて揚ぐ。
此の飛行機は低空にて空襲の狀況を示す。

備考
一、視號傳達の規定を左の通定む。 1、飛行機の識別。 イ、友軍機　白旗。　ロ、敵機　赤旗。　ハ、彼我不明機　赤白併用。 2、機數。 イ、編隊　丸く圓を畫く。　ロ、單機　左右に振る。 3、方向。 旗にて「アラビヤ」數字を畫く。 4、高度。 低し　旗を肩以下に掲ぐ。　高し　旗を肩以上に掲ぐ。 二、所要時間一時間。

第三款　銃前哨の動作

訓練上の注意

一、銃前哨の任務及位置。

銃前哨の任務は小哨、前哨中隊等を直接警戒するに在り。

銃前哨の位置は狀況、地形に依るも通常抵抗線の附近にて其の位置より直接指揮者(小哨長等)に報告し得る場所に於て服務す。

二、銃前哨の動作。

1、銃前哨は通常單哨とし其の動作及守則は歩哨に準ずるものとす。然れども狀況に依つては複哨とし或は其の箇數を増加す。

2、銃前哨の動作中歩哨と異なる點を述ぶれば左の如し。

イ、絶えず前方に在る歩哨に對し注意す。

ロ、前方に起りたる銃聲、其の他の事件は細大となく報告するを要す。而して總ての報告は通常其の位置を離るることなく行ふものとす。

ハ、妄りに哨所の位置を離るる者なきやに注意す。

ニ、傳令等には小哨長、中隊長等の位置を知らしむ。

ホ、中隊長又は小哨長が哨所を離るる場合には其の行先、歸來時刻等を必ず承知し置くものとす。

3、銃前哨の特別守則は成るべく簡潔にして譜記の爲の勞苦を減じ警戒に專念せしむべし、其の要領を示せば左の如し。

示すべき事項　例

イ、銃前哨の名稱　第一小哨より出されたる銃前哨。

ロ、任務　第一小哨を直接警戒す。

ハ、敵の方向　敵は此の道路の方向約一〇粁何村附近に在り。

ニ、各哨所の位置　第一分哨、彼の一軒家此の小徑を約六〇〇米行く。

ホ、隊長の位置　彼の叢に第二複哨、此の畑を通つて行く。

ヘ、監視の要領　此の村の出口本道上に第三分哨がある。

若し他の銃前哨あるときは其の位置、警戒の擔任正面等を附加するものとす。

三、本課目は特に時間を設けて訓練する必要なし、綜合訓練のとき設置して其の要領を會得せしむれば可なり。

第四款　巡察の動作

訓練上の注意

一、巡察の任務。

1、歩哨線内を巡視す。
2、歩哨を配置せざる地區を捜索警戒す。
3、歩哨相互間又は隣接部隊間の連絡に任ず。
4、歩哨線に於て射撃其の他喧噪せしとき其の事實を確め且歩哨を援助す。

二、巡察の動作。

巡察の兵力は目的に應じ之を定むべきものなれども通常長以下二名以上とし其の動作は斥候の要領に準ずる外左記諸點に留意するものとす。

1、歩哨線内及歩哨配置間隙の警戒、捜索の任務を有することを忘れざること。
2、歩哨をして完全に其の任務を盡くさしむる如く援助すること。
3、巡察中は良く地形を利用し敵に發見せられざるを要す。
4、各歩哨間の地形或は敵情等に關し發見したることを告知すること。
5、歸還後必要の件を指揮者に報告すること。

三、訓練の要領。

1、本課目は特に時間を設けて行ふ必要なし。綜合訓練に於て其の要領を會得せしむれば可なり。
2、場合に依つては斥候教育と關聯して實施するも可なり。

第五節　小哨の動作

第一款　訓練上の注意

一、小哨の概念。

1、小哨の任務及兵力。

イ、小哨は歩哨の支援及後援たるものにして警戒上の要點に位置し、必要なる捜索を行ひ敵襲に際しては其の後方の部隊をして戰備を整ふるの時間を得しむるものとす。

ロ、小哨は前哨中隊より出されたるときは同中隊内に於て右翼より順次一連の番號を附し、前哨中隊以外より出されたるときは當該指揮官適宜命名するものとす。

ハ、小哨は其の重要の度に應じ一小隊以下の兵力を以て之に充つ。狀況特に之を要すれば機關銃、對戰車火砲、携帯地雷、犬等を配屬することあり。

(一)機關銃、對戰車火砲は小哨長統一使用し對戰車戰鬪及敵襲に對し使用す。
(二)携帯地雷は所要に應じ歩哨に配屬することあり。
(三)犬は其の役種に依り之を歩哨（銃前哨）に配屬して警戒の補助たらしめ或は歩哨と小哨との連絡に使用し或は斥候、巡察等に配屬して使用するものとす。

2、小哨警戒一般の要領。

イ、敵に關する顧慮大ならざる狀況。

主として敵方に通ずる道路及重要なる地點に歩哨を配置し其の間隙には所要に應じ斥候、巡察を派遣して警戒せしむるを通常とす。

然れども實間開豁地に於ては單に展望哨（高所に位置する歩哨）を出して監視せしむるを以て足れ

りとすることあり。

ロ、警戒嚴なるを要する場合。

警戒嚴なるを要するに從ひ歩哨を互に近く相接して配置し、以て一人と雖も其の眼を逃れ射撃を受くることなく歩哨線を通過するを得ざらしむるものとす。之が爲夜間又は濃霧等の際は一層近く歩哨を相接せしむるを要す。

二、訓練要領。

1、訓練の時期。

イ、警戒勤務各教材の大部を終りし後綜合訓練として實施するものとす。

ロ、本訓練は一回數時間を豫定せざれば十分なる訓練を爲し得ざるを以て行軍、露營等の教材と併せて野外教練として實施するを可とす。

ハ、最初は晝間に於て實施するも、其の後は日沒前より夜に亙り實施するを可とす。

2、訓練の方法。

イ、一校單獨にて實施する場合と雖も勉めて對抗演習に依るを可とす。人員僅少なるときは一方軍は單に斥候訓練とするも可なり。若し對抗し得ざる場合に於ては對抗部隊の運用計畫を綿密周到に立案するを要す。

ロ、對抗演習を實施する場合、隣接青年學校と協定して行へば最も有利なり、勉めて隣接校と打合せの上實施するを可とす。

ハ、實施に方りては指導者自ら小哨長となり次に示す小哨長の勤務要領に基き狀況中の人と爲り實戰的に指導するを要す。

ニ、指導に方りては所要の審判兼助手（他の指導者止むを得ざれば高學年生中の優秀者）を任命し歩哨、斥候等の行動に準據を與へ且動作を矯正指導せしむるを要す、對抗演習に於て特に然り。之が爲此等助手には豫め演習計畫の說明を爲し著眼點を明示して指導の標準を與ふるを要す。

3、訓練の重點。

本教材は小哨動作の一般要領を會得せしむるに在るも其の重點は歩哨、斥候及其の相互連絡に置き其の他の動作は單に要領を會得せしむれば可なり。

4、危害豫防。

本教材實施に方りては指導者の監視十分徹底せざるを以て指導者に示す各種危害豫防に關し萬全の注意を喚起するを要す、特に他校と對抗演習を實施する場合に於て然りとす。

第二款　小哨長勤務の要領

小哨長の動作は狀況に依り其の要領を異にするも基本的と認めらるる行軍より駐軍に移る場合を想定し手順の一例を記述せんとす。

一、任務受領後より任地に就く迄の處置。

1、任務を受領するや地圖を有するときは圖上に於て警戒に關する腹案を定め隣接小哨長と所要の協定を爲す。

2、部下に對し簡單に一般の狀況及小哨の任務を下達す。
3、速かに左の斥候を派遣す。
イ、歩哨配置間の警戒斥候。
ロ、敵情及地形の捜索斥候（警戒に必要なる範圍）。
但し右は要すれば小哨長豫定の小哨位置に同伴先行して現地を視察したる後派遣するを可とすることあり、何れにするも背嚢は小哨豫定位置に殘し輕裝にて派遣するを可とす。
4、次で左の處置を爲す。
イ、時計を前哨中隊長のものに規正す。
ロ、小哨勤務に堪へざる傷病者其の他所命の人員を中隊に殘置す。尙中隊にて炊事を擔任するときは飯盒（米を入れて）を殘置せしむるを可とす。
ハ、傳令を中隊に殘置し其の位置を確認せしむるの處置を爲す。
5、小哨長は先任分隊長に部隊を指揮し小哨の豫定位置に來るべきを命じ所要の傳令、斥候要員、分哨長、歩哨掛となるべき者を同伴し小哨豫定位置に先行す。
6、行進途中の地形特に連絡、後退の場合の經路等に就き觀察研究しつつ前進す。
二、任地到著後の動作。
1、全般の地形を觀察して小哨の位置を決定し、傳令を殘置して部隊到著せば其の停止位置を知らしむ。
2、展望哨を配置す。
3、歩哨の位置、數、種類及小哨抵抗線を決定する爲地形を偵察す但し其の程度は專ら地形と時間とに應じ展望良好なる地點等を利用するに努むるも重要なる地點は自ら蹈査するを必要とす。
4、歩哨の配置を決定せば同伴せる分哨長、歩哨掛要員に其の腹案を示す。
5、部隊到著せば全般に對し勉めて現地に就き命令を下し歩哨を配置に就かしむ。
狀況に依りては（日沒直前の如きとき）速かに所要の歩哨要員を伴ひ必要なる地より逐次配置に著手するを可とす。
小哨長の下す命令の一案を示せば左の如し。
イ、敵ハ何街道ヲ前進シ何時其ノ先頭ヲ以テ何村ヲ通過セリ。
我ガ部隊ハ今夜何村附近ニ宿營ス。
中隊ハ前哨中隊トナリ何村ニ位置シ何街道方向ヲ警戒ス。
ロ、小隊ハ第一小哨トナリ現在地ニ位置シ何々ヨリ何々迄ノ間ヲ警戒セントス。
ハ、某ハ部下三名ヲ率キテ斥候ト爲リ直チニ出發何村附近ニ前進シ歩哨配置ノ間警戒スベシ。
歸還ニ就テハ追ツテ命令ス。
ニ、某ハ部下六名ヲ率キ何地ニ到リ何方向ニ對シ警戒スベシ。
ホ、某ハ部下九名ヲ率キ何地ニ到リ何方面ニ對シ警戒スベシ。
ヘ、某ハ部下六名ヲ率キ何地ニ到リ何方向ニ對シ警戒スベシ。

ト、予ハ今ヨリ特別守則附與ノ爲右ヨリ歩哨線ヲ巡視ス。
某ハ其ノ間小哨ヲ指揮スベシ。
某々ハ予ニ隨行スベシ。

6、小哨長は小哨に勤務すべき分隊長に概ね左記處置を命じ連絡掛及傳令（要すれば巡察長たる要員を
も）を隨へ特別守則附與の爲出發す。
イ、小哨直接警戒の銃前哨の配置（展望哨をして兼ねしむることあり）。
ロ、抵抗線の經始を示して工事の實施竝に障碍物材料等の收集。
ハ、抵抗線前の地形及附近の井水等の偵察。
ニ、隣哨所との連絡。
ホ、報告用素圖の調製。

三、特別守則の附與。

1、特別守則は歩哨に任務を授くるものにして小哨長に取り重要なる事項なり。
2、守則の附與は重要なる方面より若くは一翼より速かに完了を圖るものとす。
3、守則附與の爲巡視に方り各歩哨の控兵一名を同伴し次の歩哨に到り位置決定せば其の歩哨の控兵一名を前に同伴せる一名と共に前の歩哨の位置に同伴せしめ歩哨の位置を確認せしむるを可とす。
4、特別守則にて示すべき事項竝に順序は教練科教科書に示す通りにして分哨長、歩哨掛に良く徹底せしむるを要す。

5、特に監視すべき要地又は方向を示すに方りては小哨長の戰術的判斷に基き最要點を的確且具體的に指示するを要す、之が爲基點を設けて示すを可とす。
6、監視法を指示するに方りては良く地形を研究し具體的に示すを要す。
7、敵襲に際し採るべき處置に就ては特に明確に示すを要す。
8、特別守則の外必要なる事項を規定す。例へば
イ、歩哨位置に施すべき工事の實施。
ロ、分哨に輕機關銃を附したるときの使用法或は手榴彈の使用、犬を配屬せし場合の使用法等の如し。

四、小哨に歸還後の處置。

1、取敢ず傳令を派遣し歩哨配置終了の旨中隊長に報告す。
2、銃前哨に特別守則を授く。
3、出發に際し命じ置きたる事項を點檢す、特に射擊設備、工事、障碍物の設置、道路及方向の標示等に留意す。
4、中隊長に要圖を以て配備を報告し且隣哨所に通報す。

報告に具備せしむべき内容左の如し。
イ、敵情。
ロ、小哨の配備（歩哨の位置、小哨の位置及抵抗線其の他工事の大要、捜索部署、巡察の派遣等）。

ハ、隣哨所との連絡狀況。
ニ、附近地形の狀況。
ホ、人員其の他異狀の有無。

5、捜索計畫を立案し之に基き斥候、巡察を區分し且其の他の勤務員を命じ右の區分毎に銃を銃架に托し或は又銃せしむ。

銃架或は又銃線は敵襲に方り迅速に銃を取るに便にして且進出を妨げざる位置に設くるを要す。

6、敵襲に對する豫習を行ふ。抵抗線に就く動作は成るべく日沒前基礎的に行ひ更に日沒後靜肅迅速を旨として豫習を行ふを可とす。

7、上司よりの命令に依り小哨の戰備の度、假眠實施の方法等を規定し之が實施を監督す。

8、狀況の推移に應じ適時特別守則を補正し又捜索計畫に基き捜索を中絶せざる如く努力すると共に不時の變に應ずる如く警戒を嚴ならしむるを要す。

9、給養に關する中隊長の指示に基き擔任者を定めて小哨の給養を準備せしむ。

第四章　捜　索

第一節　通　說

第一款　目的精神

一、捜索は指揮に必要なる資料を得る爲敵情、地形に關する情報を偵知するものにして、計畫には入念の工夫を要し、行動には周到なる注意を必要とし、觀察には正確迅速なる推理力と判斷力とを必要とす。

二、捜索に方りては兵力の大小を問はず積極的手段に因り目的の達成に勉むるを要す。之が爲敵の弱點に乘じ或は地形、氣象を利用して敵の意表に出で、或は敵を攻擊する等の處置を講ずると共に敵の欺瞞動作に惑はされざることに注意するを要す。

三、任務達成の爲旺盛なる責任觀念を以て勞苦を厭はず熱心努力することに因り勤勞精神を養ひ剛膽、慧敏、沈著の特性を涵養し、同時に身體を鍛鍊し得るものとす。

第二款　訓練上の注意

一、訓練の範圍。

捜索には遠距離捜索（飛行部隊、機械化部隊、騎兵等を以て遠く捜索するもの）と近距離捜索（騎兵、飛行機は勿論斥候、小部隊を以て近距離を周密に捜索するもの）とあり。

青年學校教練に於ては近距離捜索に任ずる歩兵斥候の概要を訓練するものとす。

二、訓練の方法。

1、訓練に方りては極めて單一なる狀況、地形に於て基礎的動作を演練し、次で綜合訓練に及ぶものとす。

2、綜合訓練には教練場及其の附近の地形を利用するの外、行軍或は歩哨教育の時機を利用し、未知且各種地形に於て行ふを有利とす。

第二節　斥　候

第一款　訓練上の注意

一、歩兵斥候の特性。

歩兵斥候は蔭蔽して行動し得且夜間の潜行に適するを以て敵と近接後、部隊の耳目として晝夜を問はず又地形の如何に拘らず常に最前方に在りて活動し重要なる任務を果し得るものとす。

而して細心に準備し大膽果敢に實行する者能く成功す。

二、斥候の兵力。

斥候の兵力は捜索の目的、斥候に與ふる任務、敵情、地形、斥候を出す部隊の大小、捜索の爲使用し得べき時間、報告の送達法等に依り異なるも青年學校教練に於ては長以下數名の斥候を以て比較的簡易なる狀況の下に僅少の時間に於ける捜索を訓練するを通常とす。時として指導者自ら斥候長となり比較的大なる編組を以て稍〻長く行動することあるべし。

三、斥候の任務。

青年學校教練に於て訓練すべき斥候の任務を掲ぐれば概ね左の如し。

1、駐軍間の斥候。

イ、敵情、地形の捜索に任ずるもの。

ロ、歩哨線前の要地監視、敵兵捕獲、敵襲發見等の爲必要地點に駐止或は潜伏せしむるもの。

2、行軍及戰闘間の斥候。

イ、行進路上を捜索するもの。

ロ、行進路の側方を捜索するもの。

ハ、遠く敵方に派遣せられて捜索に任ずるもの。

3、道路河川等を偵察するもの。

四、的確なる任務の附與。

任務は活動の準繩なるが故に生徒の技倆に應じ的確に之を授け、能く之を理解せしめ旺盛なる責任觀念を以て有ゆる手段、方法を講じ其の任務を達成する如く指導すること肝要なり。而して的確なる任務を與へず且斥候は出發前任務を能く理解せざること多き爲に指揮者の手裡を脱し單なる前進に專念するが如き弊に陥ること多きを以て注意を要す。

五、訓練要領。

1、訓練は最初より斥候長を設けて行ふこと。

斥候は任務の特質上斥候長及斥候員より成る指揮機關の一體なり、卽ち斥候員は斥候長指揮の下に其の手足となり活動し一體の實を擧ることに因り斥候獨特の訓練價値を有するものなり、故に初より斥候長を設け其の指揮に據る訓練を主眼とするを可とす。而して最初の間斥候長には指導者自ら之に充り所要の示範說明を與へ多數の生徒に見學せしめ漸次上級生徒を以て之に充て多數斥候と同時に訓練するを可とす。

2、斥候長と斥候員との訓練目的を區別して實施すること。

斥候長の訓練と斥候員との訓練とを同時に實施するは其の指導困難なるのみならず斥候の注意を分散

し易くして適當ならず、故に斥候員を訓練するには斥候長として相當の伎倆を有する者を選び且之に豫め意圖を含め準備訓練を行ひ實施中は斥候員の訓練を主眼として行ひ、特に緊要なる事件の生ぜしときに限り臨機斥候長の訓練を爲すを可とす。

斥候員に對する教育事項は多々あるも左記事項は特に教育するを要す。

イ、斥候より派遣せられたる傳令の動作特に途中敵に遭遇し或は事故を生じたるとき。

ロ、簡單なる方向維持特に磁石の利用及敵情視察の要領。

ハ、斥候群内に於ける動作。

ニ、斥候離散せる場合の處置。

ホ、僞裝、音響防止の現況に卽する實施。

ヘ、徵候に對する概念。

斥候長を訓練するには高學年生を斥候長とし低學年生中一通訓練を受けたる者を以つて斥候員として實施す、此の場合訓練の主眼は固より斥候長に置くも斥候員に對しても隨時訓練を要し決して放任等閑に附すべきものにあらず。

斥候長に對して特に教育すべき事項概ね左の如し。

イ、狀況に應ずる迅速適切なる捜索計畫の立案。

ロ、地圖の讀解、地形の判斷譜讀、要圖の調製、方位の判定（方向維持）、徵候の判斷。

3、斥候の訓練は根本原則を確實に教へ之が應用能力を增進すること。

斥候の動作は狀況、地形特に任務に依り種々に變化するのみならず指導者の數及實施時間の關係より考ふるも各種の狀況に應ずる對策を悉く訓練すること能はざるを以て根本原則を的確に訓練し之を他に應用し得るが如く指導し一定の型式訓練に墮せざること必要なり。

六、訓練は體驗を主眼とすること。

斥候の教育は勉めて體驗に依り自覺を與ふることを主眼とせざるべからず。之が爲基礎的訓練に方りては單一なる狀況下に於て反復交代訓練する等の手段と方法とを考案し爲し得る限り全員に動作せしむるを可とす。然れども訓練の初期に在りては指導者自ら斥候長となりて動作し示範、說明を加へつつ他の生徒をして見學せしめ其の概念を與ふるを有利とす。

尙實地に於ける訓練は屢〻行ひ得ざるを以て雨雪天等の時機を利用し室内等に於て黑板又は砂盤等を利用し補ふを可とす。

七、訓練の爲地形の選擇及狀況現示。

斥候の訓練には其の目的に應じ適切なる地形を選擇し、勉めて實際に近き狀況を現し且綿密なる指導計畫を立案して行ふを要す。地形は常に希望するものを求め得ざること多きを以て勉めて變化多き場所を選び訓練目的に副ふ如く之を適切に利用するの著意を必要とす。

地形を假想するは行動範圍を限定し又は進路を規正する等の爲に行ふことあるも勉めて避くるを可とす。

狀況を現示するには成るべく實員を以て敵を現し目的に應じ隱顯して行動せしめ、又は射擊せしむる等

實敵に近く動作せしむるを要す。然れども訓練の目的に依りては敵を設けず（出發時の動作等を教ふる場合）或は他の手段（敵陣地線を「テープ」等を以て示し、敵部隊の位置兵力を幕的、標旗を以て示す等）に依り現示することあり。

第二款　指導要領

課目	著眼點	實施要項	實施上の注意
任務附與	一、能力に應ずること。 二、單一的確。 三、示すべき事項。	一、任務を附與するには斥候長の能力に應じて之を定め且成るべく單一にして簡明的確に示すを必要とす、特に夜間に於て然り。 二、示すべき事項。 1、彼我の狀況。 2、任務、斥候の兵力、要すれば捜索の手段、方法。 3、報告の時期、要すれば其の方法、手段。 4、歸來の時刻。	指導者は斥候長を指命し直接之に任務を附與するを要す。

課目	著眼點	實施要項	實施上の注意
任務受領後の動作	一、任務の復唱。 二、時計の規正。 三、要員の選定。 四、部下に出發準備を命ず。 五、地形の諳識。	一、任務を復唱し苟も疑義あらば質し任務遂行の信念を確立するを要す、任務は行動の基礎たるを以てなり。 二、時計は發令者のものに規正す。 三、斥候は任務に鑑み要員の選定に深く注意すべきものなるも青年學校教練に於ては身體の虚弱（きょじゃく）ならざる限り一般に普及（ふきゅう）する如く選定するを可とす。 四、出發迄時間の餘裕あるときは左記事項を準備せしむ。 1、任務と決意とを深刻に徹底せしむ。 2、服裝の整備特に僞裝を適切ならしめ、夜間は音響防止の處置を爲さしむ。 3、彈藥、磁石、地圖、報告材料、信號又は記號用資材、夜間に在りては此の外懷中電燈、蠟燭（らふそく）、「マッチ」、標示材料等の整備。 五、時間の許す限り現地及地圖に就き行動地域の地形特に目標となるべき著名なる地點を研究諳識し置くこと必要なり、廣漠地及夜間に於て特に然り。	一、斥候長自ら斥候要員を選定することあるべきも勉めて指導者に於て選定するを適當とす。 二、斥候は何れの場合に於ても其の携行品を必要の最小限に止め以て負擔量（ふたんりょう）を輕減し行動を鈍重（どんじゅう）ならしめざるを要す。
出發準備	一、進路（目標）の	任務に基き敵情、地形を判斷して先づ捜索の重點を定め之に基き捜索	

出發準備	
搜索計畫	決定。 二、行進速度の決定。 三、搜索の順序方法。 四、報告。 五、斥候離散の場合の處置。

の順序方法等を定むべきものとす。

一、進路。

1、先づ何れに前進目標を取るべきやを決定す。

2、敵との豫想遭遇地點等を研究し捷路、迂廻路何れを取るべきやを定め且爲し得る限り道路に沿ふ地區を逐次展望點より展望點に躍進す。

二、行進速度は敵情、進路の遠近、命ぜられたる報告の時機、歸來すべき時刻等に依り決定すべきものとす。

三、命ぜられたる搜索事項に就き使用し得る時間、報告の時機、敵の狀態、地形、晝夜等を考慮し概要の腹案は定むべきも現狀に卽し臨機の處置を爲すこと多し。

四、報告。

1、報告の時機及之を送達すべき地點を承知す。

2、報告路は通常進路を逆行するを便とするも危險の顧慮あるときは別路を豫定し置くを要す。

3、傳達の爲傳令若くは記號に據るや斥候長自ら歸還して行ふべきや等を豫定す。

五、斥候離散したる場合の處置。

斥候離散したる場合何れの位置に集合すべきや各個に傳達（止むを得ざる場合に限る）すべきやを定む、之が爲豫め著明なる目標を示し置くを可とす。

六、歸路は捷路を採るを可とするも安全を期する爲往路と異なるものを選ぶを可とす。

準備	
命令の下達及出發準備の點檢	六、歸路。
服裝、僞裝、携行品の點檢及裝填。	一、出發に先だち要員を集め豫め準備を命じたる服裝の整備、僞裝、携行品に就き點檢す。 服務長時間に亙るか遠隔の地に差遣せられる場合は特に綿密なるを要す。 二、出發前通常全員に裝填せしむ。 夜間等に於て特に裝填を禁ぜられたる場合は此の限りにあらず。
部下に與ふる命令。	一、立案せる搜索計畫に基き斥候長は左記事項に關し命令を下し任務を明確に徹底せしむ。 1、彼我一般の狀況。 2、斥候の任務卽ち進路、前進目標、搜索目標、搜索事項要すれば其の目的。 3、斥候相互間と後方との連絡、報

斥候長の下すべき命令の一例左の如し。

一、約四百ノ敵ハ目下イ村附近ニ集結中ナルガ如ク其ノ斥候ハ大川附近ニ出沒シテヰル。

二、此ノ斥候ハ今ヨリ「ロ」村「ハ」高地ヲ經テ「イ」村方面

出發準備	
命令下達及出發準備の點檢	

告の爲の記號。
信號竝に夜間識別の爲の合言葉。
4、斥候離散したる場合の處置。

ニ前進シ敵主力ノ狀況ヲ捜索シ約二時間後中隊ノ位置ニ歸還スル。
三、某ハ斥候長ト同行某々ハ後方約三十米ヲ續行セヨ。第一躍進目標ハ前方一軒家。
四、連絡記號ヲ次ノ樣ニ定メル。
1、手ヲ高ク上ゲテ下ロシタルトキハ停止。
2、手ヲ高ク上ゲ次デ右(左)方ニ倒シタルトキハ右(左)ヘ前進。
3、敵發見ハ銃ヲ高ク上ゲタル後敵方向ヲ示ス。
4、斥候長ト連絡ヲ失シ又ハ離散セルトキハ「ホ」橋梁ニ集レ。

出發後の動作	
行進一般の要領	

躍進要領。

一、捜索計畫(腹案)に基き成るべく道路に沿ふ地區を前進し逐次展望點より展望點に向ひ躍進するを通常とす。
二、展望點は次の如き地點を可とす。
1、展望開豁なること。
2、高地、村落、蔭蔽地等の緣端。
3、隘路の出口、渡河點、道路の分岐點。
三、展望點に於ては敵に蔭蔽して視察を行ひ且自衞に注意するを必要とす。

部下の掌握。

一、斥候長は通常自ら先頭に位置し直接敵情、地形を視察し徵候にも注意を怠らず、部下を確實に掌握しつつ誘導す。
斥候の前進態勢は地形敵の遠近等に應じ適宜定む(次欄參照)
二、斥候員は斥候長を中心として擧止一體の如く進退し四圍を警戒し敵の奇襲を豫防し而も大膽に行動するを要す。
三、斥候群內相互間の連絡の爲單簡なる記號(夜間に在りては合言葉)を定むるを可とす。

通過中著名目標の記憶。

一、斥候長は行進間現地に就き自ら著明なる目標を記憶すると共に部下に對し出發前示し置きたる事項に就き現地に於て敎示し方向維持及歸還の爲の目標たらしむるを可とす。

出發後の動作	各種地形の行進法	
	平坦開豁地。	蔭蔽地。
二、通過中村落、高地、河川の名稱、著名なる地物等は特に記憶せしむること。 三、複雜せる地形、蔭蔽地又荒漠（くわうばく）なる地形に在りては自ら目標を設置（樹枝を折又は植立、紙片の貼布、積雪を盛る等）するを必要と爲すこと多し、夜間歸還を顧慮する場合特に然り。	一、通過前十分に視察展望す。 二、一般に疎開せる隊形を以て地皺、小地物等を利用し速かに通過す。	一、開豁地より蔭蔽地に入らんとするときは豫め前方に爲し得れば側方より斥候の一部を先遣する等の處置を必要とす（道路の入口、樹上、家屋等に著意す）村落に在りては特に村端、圍壁（ゐへき）等周圍の狀況を確めたる後之に進入するを要す。 二、蔭蔽地に於ては不意に敵と遭遇するも直ちに之に應じ得る如く部下の掌握を確實にすると共に射擊竝に突擊の準備を爲し、要すれば	
	一、一見平坦なるが如き地形も波狀を成し或は地隙を有し其の內に敵の遮蔽せることあるに注意すべし。 二、波狀地（はじやうち）に於て敵存在の顧慮ある凹地は側方より視察する如くするを可とす。	

各種地形の行進法

急速なる歩度を以て躍進すること必要なり、又行進方向を誤らざるを要す特に丈高き高粱畑（かうりやうばた）等に於て然りとす。

三、蔭蔽地より開豁地に出でんとするに方りては先づ其の緣端附近に於て豫め前方の狀況を確むるを要す。

（一）小ナル村落。

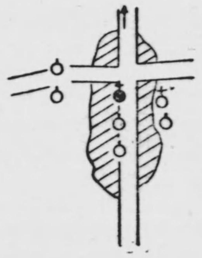

（二）大ナル村、落市街等。

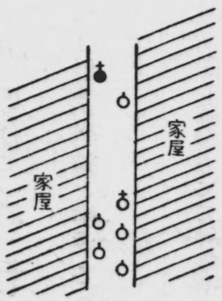

（三）森林。

（四）行進路ノ側方ニ在ル森林村落等。

各種地形の行進法	出發後の動作
隘路。	一、隘路は其の長短及敵に對する顧慮の多少に依り通過法を異にすべく輕擧驀進（ばくしん）するときは往々途中に於て進退困難に陷ることあり其の要領左の如し。 1、手前に於て前方又は前岸の狀況を確めたる後迅速に通過す。 2、短隘路は一擧に通過し或は互に前後掩護の處置を講じつつ先づ一部を先遣し次で主力も迅速に通過す。 3、長隘路は十分警戒しつつ急速なる歩度を以て一進一止して通過するを通常とす。 此の際射程之を許さば後方より掩護射撃の準備を講ずるを可とす。 一例左圖の如し。 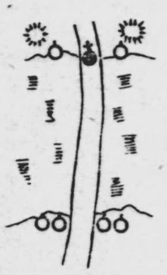 1、一部前進の際後方にて射撃準備を整ふ。 2、前岸に達せる斥候長は敵情を確めたる後合圖を以て後岸の者に指示す。
高地。	二、凹道若くは道路の一側は高地にして他の一側は通過すべからざる地形なるときは側方の高地には必ず斥候員を派遣して捜索せしむるを要す。 一例左圖の如し。 1、兩側（左右）の斥候は主力の通過に先だち派遣するものとす。 2、要すれば主力高地上を前進することあり。
自己の展望に便なると共に遠望せられ易きことに注意を要す。 之が爲稜線上特に最高所に暴露するを避け視察し得る程度に遮蔽して前進す。 一例左圖の如し。 備考　イに於て斥候長は兵力を集結し現地に就き所要の指示を與へロ方向に前進す、此の際イ高地上道路附近を通過せざる如く注意す。	

出發後の動作

谷地。 凹地。	一、谷地、凹地に沿ひ前進するときは部下は遮蔽下を前進せしめ斥候長は高地に於けるが如く所望の方向を視察し得る地線に沿ひ前進す。 二、谷地、凹地を横切るときは隘路通過の要領に據る。 一例左圖の如し。 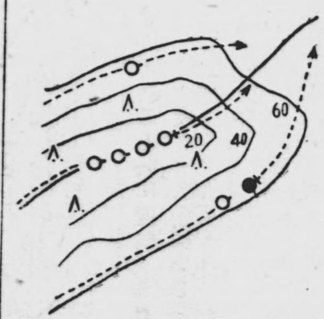 備考 斥候長と連絡を失せざる如く注意す。
行軍中の敵。	一、勉めて側方より視察すること。 二、連絡兵の有無、傳令の往復等に依り後續部隊の有無を判斷し得ること。 一、正面より視察するときは展望縱深に及ばず從て兵力兵種の判定困難なる不利あるを以て勉めて側方の展望廣濶なる高地要すれば樹木上等に潜伏して視察するを有利とす。

出發後の動作

捜索要領

敵の前哨。	一、地形上敵の歩哨を配置すべき地點に注意して視察すること。 二、歩哨の交代時機、巡察、斥候の往復、動哨連絡の好機を捉ふること。 三、歩哨線内に潜入して視察すること。 一、地形上敵の歩哨を配置せられありと豫想せられし地點の手前に到らば注意して視察し一つの歩哨を發見せば之れを基礎として逐次他に及ぼす如くす。 二、歩哨線の大體を捜索し得ば地形特に道路網の關係等に依り其の後方部隊の位置を推定し逐次此等の捜索を實施するものとす。 三、歩哨を配置せざる中間地區より歩哨線内に潜入し得る好機は比較的多きを以て好機を發見（要すれば欺騙し）せば遲疑逡巡（ちぎしゅんじゅん）することなく歩哨線内に潜入し敵情を捜索するを可とす。特に夜間に於て然りとす。斥候の大部を歩哨線外に停めて、斥候長單身若くは一、二名を連れて潜入敵情を捜索するを有利とすることあり。
陣地を占領せる敵。	一、監視兵の所在、指揮官の動靜、傳令、斥候の往 一、敵陣地の前方にて比較的展望良好なる地點より指揮官の動靜、傳令、斥候等

出發後の動作	
搜索要領	
敵を發見したるときの動作。	一、判斷。 敵を發見したるときは直ちに地物を利用し身體を遮蔽し且沈著して來等に注意す。 二、敵の陣地を搜索する爲警戒線内に潛入すること。 の往來に注意し一部の有無を探求し逐次視察區域を擴大して搜索するときは全陣地の發見容易なることあり。 二、敵の警戒線内に潛入するには前述の要領を準用す。 陣地を占領せる敵は有ゆる蔭蔽手段を以て陣地の祕匿に努むる爲之が視察に困難なること多く又主陣地の前方には警戒部隊、監視部隊等配置せられあるを以て之等陣地構成一般の要領を會得せしむること必要なり。 尙敵は僞陣地、僞工事を實施することあるに注意し又高地に據る敵に對しては特に其の中腹及頂界線附近に於ける敵情、工事の有無に注意するを要す。

出發後の動作	
敵に遭遇せる場合の動作	
斥候は妄りに戰鬪を爲さざること。	斥候は敵の斥候若くは小部隊に對しても求めて戰鬪を爲すべからず、卽ち一度交戰するときは敵に自己の所在を知らしめ或は注意を惹き爾後の行動を著しく困難ならしむべきを以て良く敵の狀態を確かめ發見の時刻、場所及地形等を詳知し左の判斷を爲す。 1、斥候なるや、前哨（歩哨）なるや、部隊なるや、又其の兵種、員數、行動等。 2、敵は我を發見せしや。 3、敵の企圖。 4、報告の要否。 二、行動。 前項に由り判斷を爲したる後、任務の達成を第一要義として敵を捕獲又は射殺すべきや、他方面より迂回前進すべきや、或は依然之を監視すべきや、又は射擊を以て擊退し進路を開くべきや等を決し爾後の行動を定む。 三、不意に敵と遭遇せるとき。 森林、高粱畑、村落内等蔭蔽地に於て不意に近く敵と衝突せるときは機先を制し勇敢に突擊すべし。 一、斥候は求めて戰鬪すべきものにあらざるに平素演習に於ては動もすれば戰鬪動作を行ふことに興し規律を紊り危險等を釀すことあるを以て特に

出發後の動作	
敵に遭遇せる場合の動作	
斥候戰鬪を敢行する場合。	道路。

てなり、從つて戰鬪を必要とする場合に於ても成るべく射撃を避け勉めて奇襲的に刺殺又は捕獲すること必要なり。

斥候の戰鬪を敢行すべき主なる場合を擧ぐれば左の如し。

一、前進中俄然敵と遭遇し機先を制するを有利とするとき。
二、視察要點の爭奪上止を得ざるとき、
三、敵の不意に乘じ得るとき特に警戒幕に遭遇し其の歩哨の油斷に乘じ急襲するを有利とするとき。
四、時宜に依り敵の歩哨を一方より牽制し機を逸せず他方より警戒線内に侵入するを可とするとき。
五、敵の包圍を脫し血路を開くを要するとき。
六、他の危急を救はんとするとき。
七、一地に據れる敵の兵力、兵種等の狀態を暴露せしむる爲特に射撃又攻撃動作を行ふとき。

一、通過すべき人馬、車輛の種類に應じ路幅、傾斜、屈曲度竝に土質に付觀察す。

注意を必要とす。又捕獲動作も豫め禁止すること必要なり。

一、地形の偵察は進路の偵察、陣地占領の爲の偵察其の他特殊の目的の爲行ふべきものなるも靑年學校の教育に在りては主として進路の偵察卽ち道路、河川等に付人馬車輛の通過の能否、難易を偵知する要領を教ふる程度を以て足れりとす。

二、土地、道路等の傾斜は左圖の如く底邊と高さの比率を以て示す。

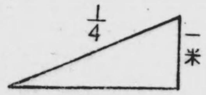

道路の屈曲度は下圖の如く曲半徑を以て示す。

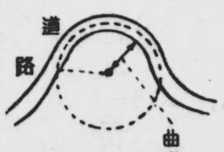

三、渡渉場の發見は左の方法に

出發後の動作		
地形の偵察		河川。

二、通過に差支なき標準左の如し。

路幅	四列縱隊	二米五〇
	馱馬	一、〇〇
	自動車	四、〇〇
傾斜	野砲	八分の一以下（短直線部は四分の一）
	自動車	六分の一以下
	乘馬	四分の一以下
	馱馬	（短距離二分の一）
屈曲度	野砲	八米〇〇
	自動車	七、〇〇

一、渡渉場。
河底の狀態と流速（一秒間に流る速度）等に依り差異あるも河底硬く流速一米以下の場合渡河可能なる水深左の如し。
徒歩者　〇米八〇以下

出發後の動作	
地形の偵察	
氷上通過。	自動車　〇、五〇以下 駄馬　〇、八〇以下 二、渡船場。 既設の渡船場を偵察するには渡船の種類（漕渡、繰綱渡）渡船の數及其の大きさ、兩岸の景況特に車馬の爲の便否、工事の要否、河幅及一往復に要する時間等を偵察するものとす。
一、氷上通過の爲の偵察は主として氷の厚さと其の性質とに依り判斷するものにして通過し得る氷厚の標準左の如し。 單獨徒歩者　〇米一〇	依り知り得たる位置を渡渉し又は舟に依り偵察し判斷するものとす。 1、地圖に依るか又住民に問ふ。 2、兩岸に於ける人馬車輛の通過の跡に依り推定す。 3、河川屈曲及河岸の景況より判斷す。 又淺瀬の立つ所は概ね淺瀬とす。
一、本教材を現地に就き訓練する場合は勉めて指導者の監視下に於て行はしめ不慮の危險を防止するを要す。	

出發後の動作	
察	夜間の動作
	一、方位。
四列縱隊の徒歩兵　〇、一五 駄馬（單獨）　〇、一二 野砲兵　〇、一七 自動車（二噸半内外）　〇、三〇 氷の性質上透明に近きものは良質にして頑丈なるも白濁せるもの龜裂の深きものは縱ひ相當の厚さを有するも危險なり。 二、偵察は左の要領に因る。 1、住民に問ひ又は氷上に於ける轍痕等に因り推知す。 2、十字鍬等を以て穿孔し氷厚を檢す。	特に方向維持に注意す、之が爲磁石、星、月等に據り或は既に諳識せる著明なる地形地物特に道路、鐵道、河川等の延長物體に著意し或は豫め作業せる標識等に據り且此等は彼此併用して方位の正確を期す。疑はしきときは急遽に行動することなく暫く熟慮して確實なる基準を得るに勉む、何れの場合に於ても磁石の使用を主とすべきことを忘るべからず。 又豫め準備せる進路の標示線、目標等あるときは特に此等に據り方向維持に便ならしむるものとす。
靜肅を旨とし音響防止の處置を	二、靜肅。 一、金屬類の音響は比較的遠くに及

出發後の動作	
夜間の動作	
三、合言葉。	夜間は彼我の識別を容易ならしむる爲合言葉を記憶せしめ之を活用するものとす。

講ずると共に耳目特に耳を働かし時々停止して音響、火光其の他各種の徴候に注意すること肝要なり。

ぶものなるを以て劍鞘、飯盒等は布或は藁類を以て緊縛し音響を防止するの著意を必要とす、而して夜間行動する場合に於ては命を待たず自ら此等防音の處置を講ずる如く習慣とするを可とす。

二、夜間動作に慣れざる生徒は動もすれば不必要に談話を交へ又は晝間と同樣の歩度を以て行動する爲靜肅を害する場合多きを以て指導に方り特に簡單なる記號（例へば彈藥盒を輕く二回敲けば停止等）を定め無言の連絡に因り行動すること等を教ふるを可とす。

一、合言葉は「山」「川」の如く單一なる二語の組合せに依り作爲するを適當とす

二、青年學校教練に在りては指導者に於て合言葉を定め之が使用に慣

出發後の動作	
報告	
一、時機。	一、命ぜられたる時機に遲れざること。 遲延したる報告は如何に良好なる内容を有するも何等の價値なきことを銘心せしむ。
二、内容。	二、左の場合には速かに報告す。 1、初めて敵を發見せるとき。 2、有力なる部隊を發見せるとき。 3、一任務を達成せるとき。 4、豫想せる地點に敵兵を發見せざるとき。 5、既知の狀況と相違せるとき。 6、狀況激變を認めたるとき。
三、方法。	一、傳令をして報告せしむ。 一、敵の兵種、兵力、時刻、位置、行動。 二、地形に關する事項。 （例へば特に命ぜられざる場合に於ても） 三、斥候爾後の行動。 左記事項を特に區別して報告せしむること。 1、報告者自ら目擊せしこと。 2、他人の實見せしこと。 3、他人の聞知せしこと。

れしむるを可とす。

出發後の動作	
	（口頭或は筆記） 二、全員歸還後斥候長自ら報告す。 （小斥候にては此の場合多し）。 三、豫め約束せられある信號、記號等に據り報告す。 此の場合に於て人員之を許せば必ず傳令を更に出すものとす。
歸還の	一、歸還途中の動作。
	一、歸還地點。 斥候は歸還に際し其の派遣部隊が移動せざる場合には出發位置に歸還す。 而して出發及前進中記憶せる目標を基準とし速かに歸還するを要す。 又出發後派遣部隊の移動を承知し且派遣者より歸還地點を示されざる場合は經過時間、狀況、地形等に稽へ派遣部隊の現在地を判斷し之に向ひ歸還す。 二、歸路の選定。 斥候の歸路は往路と異なるものを通過し止を得ず同一路を通過する場合と雖も敵意を有する地方に在りては不慮の危害を豫防する爲村落、市街地を再び通過せざるを可とす。 三、歸還要領。 斥候歸還に方り其の行進要領は概ね前進時の要領に準ずるも特に警

出發後の動作		
動作		死傷者を生じたるときの
二、歸還後の動作。	戒心を弛緩せしめざるを要す。 狀況上離散して歸還の止を得ざる場合には斥候長は機を逸せず部下に對し著名なる目標、集合時刻を示し成し得る限り若干名の數組となし各組の經過地區を指示し速かに目標位置に集合せしむる著意を必要とす。	本項は青年學校教練にて教育すべき課目にあらざるも指導者の參考として其の概要を記述す。死傷者を生じたるときは救急の處置を爲し現況に依り左の如く處置す、之れが爲本來の任務を放棄すべからず。 1、輕傷者は救急の處置を爲し勉めて同行す。 2、行動困難なる者は土民を雇ひ若くは牛、馬車、自動車等を徵發し護衛者を附し還送し又は適宜民家に托し若くは敵に發見せられざる場所に隱匿し置き歸路處置を講ず。 3、斥候長戰死し或は重傷し止むを得ざるときは、他の者代つて任務を續行するものとす。
	斥候歸還せば派遣者に對し任務に關する報告を行ふものとす。 此の際尙見聞せる狀況、地形をも併せ報告するを必要とす。 報告終らは所屬部隊に復歸す。	歸還後斥候長は人員、兵器、被服に關する異狀の有無、消費彈藥等を調査し之を所屬隊長に報告するを要す。 裝塡しある場合は危害豫防上必ず彈藥の抽出を忘るべからず。

處置	
	4、何れの場合に於ても死傷者を生じたるときは其の處置を直ちに或は次の報告時機に併せ報告するものとす。

第三款　斥候訓練指導計畫の一例

其の一　斥候訓練指導計畫（敵兵の發見、報告及既修課目の復習）

一、立案の基礎。

1、人員　指導者　一。　助手　一（第五學年生）。
對抗部隊要員　九（第五學年生）。
第三學年　三六（出發動作、前進法の概要、敵發見時の動作、報告要領等一般斥候動作の初歩に就て修得せる程度とす）。

2、時間　晝間　一、三〇分（斥候群一組三名とし內一名を長とす一回毎の訓練時間を十分と概定す）。

3、場所　相川村南方地區。

二、訓練目的。

敵兵發見竝に報告の動作の訓練と併せて既修課目を復習し熟心、沈著、機敏なる動作と旺盛なる責任觀念を向上せしめ之を全員に體驗せしむ。

三、主要訓練事項。

1、敵兵發見の迅速。

2、報告要領。

四、指導要領。

1、集合位置に於て指導者は左記事項を成るべく啓發的に動作せしめつつ復習を行ふ。

イ、任務受領後の所置。

ロ、出發準備。

ハ、捜索計畫（腹案）の立案。

ニ、斥候行進一般の要領。

ホ、報　告。

2、敵兵發見の動作及報告の爲の訓練は二群同時に發進せしめて實施す。

指導者は第一回出發の斥候群と共に指導しつつ出發、爾後高地に在りて指導す。

次回實施の斥候群は前實施者報告終らば發進せしむ。

助手は集合地に在りて斥候群の發進及歸還斥候群の區署を爲す。

3、對抗部隊の運用。

イ、對抗部隊運用の標旗として左の如く定む。

Ⅰ（白旗）　Ⅱ（赤旗）　Ⅲ（藍旗）對抗部隊には「イ」「ロ」間を移動せしむ。

ロ、對抗部隊行動間以外は隱蔽して位置せしむ、初め「イ」に位置せしめ之れを「ロ」に移動せしむ

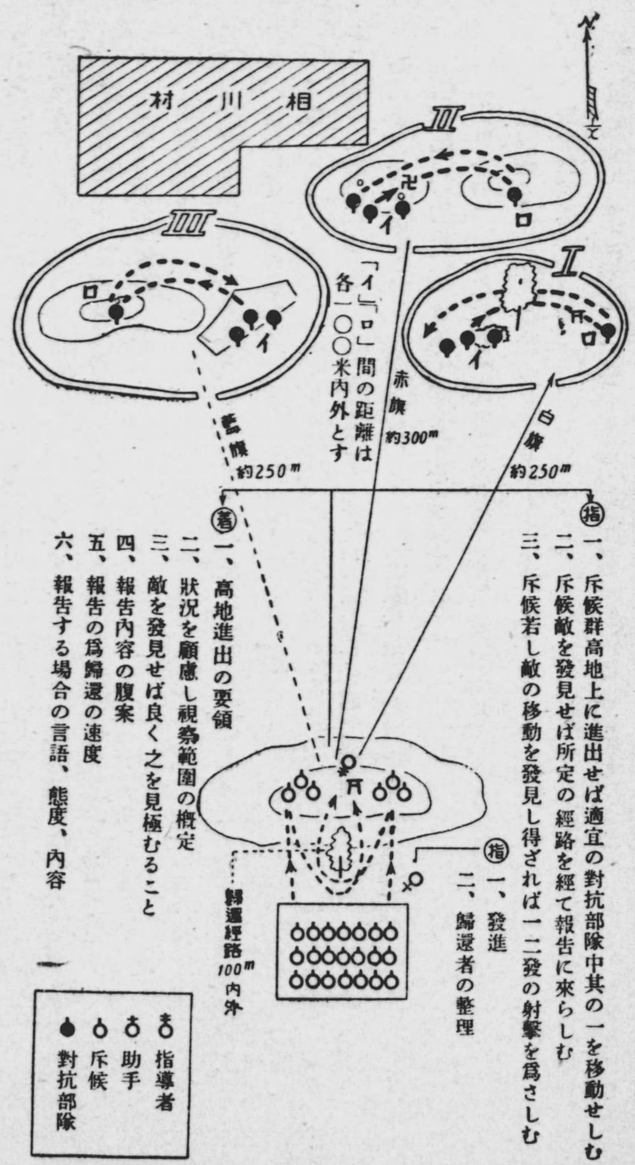

るには各所定色の標旗を左右に振る「ロ」より「イ」に移動せしむる場合亦同し。

ハ、對抗部隊の移動は特に明瞭なる目標の狀態とならざる如く適宜遮蔽せしむ。

ニ、對抗部隊に射撃せしむるには各所定色の標旗を以てする記號は行動中の斥候群より視えざる如く爲すを要す。

注意　標旗を以てする記號は行動中の斥候群より視えざる如く爲すを要す。

狀　況

一、北方ヨリ南下セル敵ハ相川村ニ進入セシモノノ如ク該村方向ニ時々銃聲ヲ聞ク。

二、某ハ斥候長トナリ部下二名ヲ率キ速カニ神社ノ高地ニ至リ敵情ヲ捜索シ速カニ報告スベシ。

（敵ハ帽ニ白帶ヲ附シタル實員ヲ以テ示ス）。

其の二　斥候訓練指導計畫（歩哨線偵察）

一、立案の基礎。

1、人員　指導者　一。　對抗部隊　一〇（第五學年生）。

第四學年生（斥候一般の要領を略ゝ修得せる程度とす）。

2、時間　一、三〇分（薄暮）。

3、場所　神田村南方地區。

二、訓練の目的。

敵歩哨線捜索の要領を訓練すると共に斥候は地形に關する偵察をも行ふものなりとの觀念を體得せしめ旺盛なる責任觀念を以て剛膽、機敏なる動作を指導訓練し之れを全員に體驗せしむ。

三、主要訓練事項。

1、任務受領後の動作。
2、敵情判斷及搜索計畫。
3、歩哨線通過の要領。
4、剛膽、機敏且靜肅なる潛行と僞騙動作。
5、果敢なる攻撃精神を以てする對敵行動。

四、指導要領。

1、友軍小哨の位置（假想）に集合。
2、全員を五名宛の斥候群六組に編成し中一名を長とす。
3、指導者は全員に對し狀況を與へ任務受領後の動作、搜索計畫等は全斥候群に行はしむ。
4、出發後の動作は第一組より逐次交代して實施せしめ指導者は之れを指導しつつ行動し他組の群は斥候實施の動作を妨害せざる如く近く跟隨せしむ。

狀況

旭町北方地區ヨリ前進セル敵ハ旭町附近ニ停止シ其ノ監視線ハ神田村南側東西ノ線ニ亙リ配置セラレアルモノノ如シ。

某生徒ハ部下四名ヲ率キ卽時出發第二複哨ヲ通過シ宮ノ森附近ヲ經テ神田村方向ニ前進シ同村西端ヨリ八幡祠ニ至ル間ノ敵歩哨線ヲ捜索シ今ヨリ一時間ノ後第一複哨ヲ經テ歸還スベシトノ命令ヲ受ク。

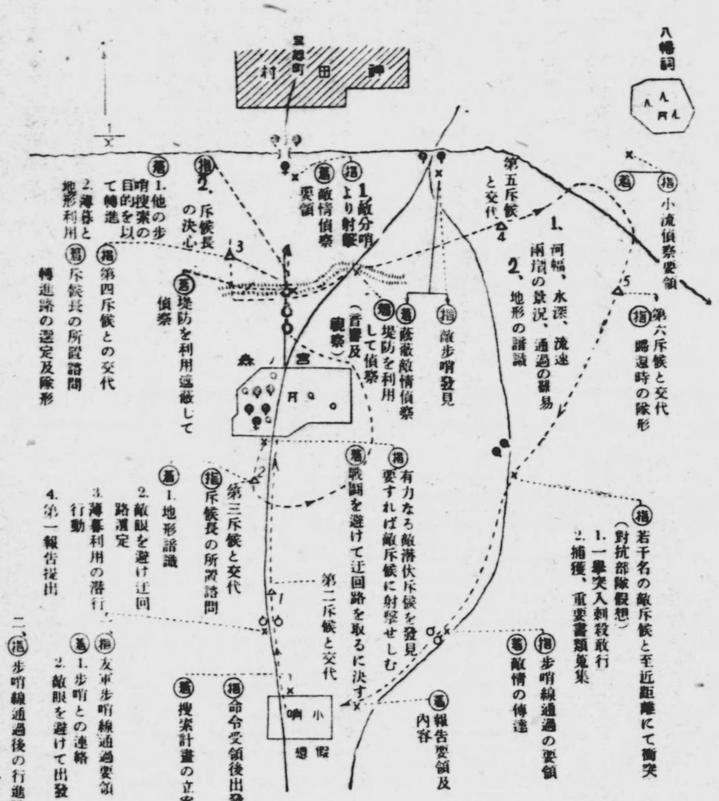

凡例

對抗部隊
斥候
斥候經路

備考

一、△　斥候交代竝に指導豫定位置。

二、×　指導豫定位置。

三、交代せる斥候には前任務或は決心等を繼承せしむ。

四、友軍歩哨は斥候要員中より設く、斥候通過後撤去す。

五、敵歩哨、斥候等より射撃せしむる爲には懐中電燈を以て圓形を描く（對抗部隊には空包各自五を）。

六、神田村――小哨間の距離は約一粁とす。

其の三　斥候訓練指導計畫（陣地偵察）

一、立案の基礎。

1、人員　指導者　一。

對抗部隊　二〇（第五學年生）。

第四學年生　三二。

2、場所　四角森―高座村間。

3、時間　一、三〇分（晝間）。

二、訓練の目的。

斥候長として敵陣地の偵察要領を訓練すると共に併せて斥候員としての動作を訓練し、旺盛なる責任觀念を振起し剛膽積極的なる任務遂行の觀念を向上す。

三、主要訓練事項。

1、斥候の捜索計畫。

2、捜索上の著眼と機に適する報告。

3、遮蔽行動と挺身捜索。

四、指導要領。

1、全員を六組の斥候群に分ち斥候勤務に服する以外の斥候群は某生徒に指揮を命じ、四角森に於て見學せしめ斥候の前進に伴ひ其の行動を妨害せざる如く適宜の距離を取りて跟隨せしめ、交代豫定位置（△）に於て所要の指導を爲すと共に斥候の交代を爲す、尙要すれば斥候の行動に關し意見を述べしむ。

2、四角森附近（1）に於て指導者は狀況を與へ現地を目擊しつつ斥候長より捜索計畫腹案を聽取し要すれば之れに所要の指導を與ふ。

3、演習開始前全斥候群に僞裝、裝塡等を行はしめ第一回に實施する斥候群を行動中の狀態に在らしむ。

4、指導者は斥候と行動を共にし所要地點に於て指導す、但し特に斥候の企圖心を阻害せざる如く留意す。

5、斥候員の行動に對しては斥候長の教育と同時に指導す。

6、斥候の行動當を得ざるときは指導者は旗記號に因り監視兵に射撃せしむ又指導上要すれば監視兵の移動を行はしむ。

狀　況

一、數日來高座村南端附近東西ノ線ニ陣地ヲ占領セル敵ヲ攻撃スベキ任務ヲ有スル南軍大隊ハ既ニ展開ヲ了リ第一線中隊ハ夫々前進中ナリ。

二、某ハ中隊長ヨリ斥候長トシテ斥候長六名ヲ率キ高座村南側附近ノ敵陣地偵察ヲ命ゼラレ其ノ報告ハ四角森ニ於テ提出スベキ旨指示ヲ受ケ目下四角森東側ヲ行進中ナリ。

對抗部隊

「イ、ロ、ハ、ニ」の各火點に三名（輕機携行）。

機關銃陣地に二名（輕機代用）。

監視兵四名（各自空包五を携帯）。

以上特に遮蔽に注意して配置す。

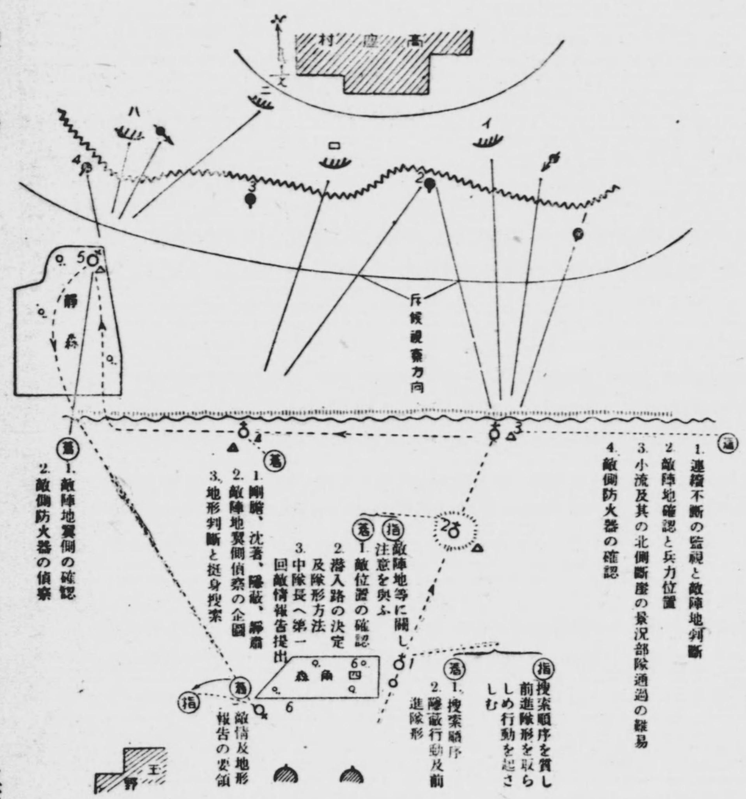

監視兵運用法				
番號	1	2	3	4
旗標	白	赤	藍	白紅
射撃號記	同上標旗を以て圓形を描く 回數は發射彈數を數求す			
移動號記	左(右)移動は其の方向に水平にすく 前進は上下に振る後退は垂直に擧ぐ			

備考
四角森高座村間の距離約一粁

凡例

- ▨ 火點
- ● 監視兵
- 古 斥候
- ↑ 斥候經路
- △ 斥候交代豫定位置

第五章 行軍

第一節 通說

第一款 目的精神

一、行軍は堅忍持久の精神を養ひ强健なる體力特に脚力を練り且團體行動の規律的訓練を行ふを目的とし同時に自然に親しみ浩然の氣を養い僚友相互の情宜理解を助成し得るものとす。

二、平素學校附近に於て實施し得ざる他の諸教材を行軍の機會に於て補足教育を計畫實施し教練の完成を期するを必要とす。

第二款 行軍の進度及計畫

一、行軍の進度。

1、每年豫定すべき行軍の回數及行程は教授及訓練要目の進度を基準とし各學年を通じ漸進的に之に達成せしむる如く年度計畫を立案するを要す。

2、行軍行程は常に其の大なるを望むの要なく寧ろ機會を求めて屢〻實施し之れに慣れしむるに因り效果を期し得るものとす。

然れども春秋の季に於て相當行程の行軍を計畫し高學年生に對しては更に强行軍又は急行軍を加味し行軍力を遺憾なく發揮せしめ以て生徒をして行軍に對する自信を得せしむるは其の價値大なるものとす。

3、各學年の行軍行程の進度要求標準左の如し。

第一、第二學年（輕裝にて休憩を含み一時間概ね四粁を標準とし一日の全行程三十二粁（内一時間六粁連續行軍を加ふ）。

第三學年以上（軍裝（約四瓩の背嚢入組品を爲し）にて休憩を含み一時間概ね四粁を標準とし一日の全行程四十粁（内二時間十二粁の連續行軍を含む）。

二、行軍計畫の作爲。

1、計畫作爲上一般の注意。

イ、計畫は綿密周到にして而も不慮の狀況をも考慮し作爲するを要す、計畫粗略なる場合は豫定と實施とに齟齬を來し易く終には生徒に無理を強ひ時としては豫期せざる行進路の障碍、天候の激變、患者の頻出等の爲所期の效果を收め得ざるのみならず想はざる不幸を招來することなしとせず極寒特に雪中行軍、夏季行軍又は山嶽地方の行軍に於て然りとす。

ロ、行軍實施の期日。

地方に於ける家業の繁閑、町村又は當該學校の行事等を顧慮し成るべく支障少なき期日を選むべきものとす。

尙生徒の職業に因り二班に區分し各別の日に實施するを可とする場合少なからず。

ハ、經費。

行軍の計畫には成るべく經費を要せざるを主眼として行ひ學校當局及生徒の負擔を輕減するを必要とす。

尙學校支出の經費に關しては豫め當局と協定すべきものとす。

2、圖上の研究。

計畫は先づ圖上に於て左記事項を研究し要すれば數案を立案し好適と認むるものに就き細部の計畫を作爲す。

イ、行軍地方及經路の選定。

豫定する行程を基準とし先づ到著目標點（山頂、海岸、神社、古戰場、古城趾其の他史蹟、傳說地等）を定め經路關係を研究し之れを決定す。

到著地點に於て露營、飯盒炊事、又は他の教材を實施するに便なること、傳染病流行地等の通經路は沿道の地形、地物に變化多きこと、他の教材を實施するに便なること、傳染病流行地等の通過、地形上危險の虞ある道路等を避け勉めて心氣の爽快を感じ愉快に行軍し得る經路を選走し且成るべく往路と歸路とは異ならしむるを可とす。

ロ、行程の算出。

圖上に於ける行程の概數を算出するには兩脚器を用ひ陸地測量部五萬分の一地形圖に於て屈曲少なき平地に在りては千米を單位（圖上の梯尺より一割乃至五分を減したる幅に兩脚器を開き尺度とす）とし山地殊に登降屈曲多き道路は五百米を單位（梯尺より二乃至一割減）として測定し二十萬分の一地形圖に在りては四粁を單位とし平地に在りては一割、山地に在りては二割を減し測定す。

ハ、所要時間の算出。

行軍速度は一粁十二乃至十三分とし一時間四粁（十數分の休憩時間を含む）として算定し之に大休止に要する時間（通常一時間）及他の教材實施の爲の所要時間を加へ（基準時間とし之に道路の景況、季節、天候等に因り速度の遲滯を考へ全所要時間を算出す。

但し夜間に在りては道路良好にして月明にあらざる限り晝間に比し著しく行軍速度を減少することに注意するを要す。

ニ、休憩地の概定。

休憩地點の適否を圖上に於て決定せんとするは熟地ならざる限り困難なるを以て行程を基礎とし概定するに止め實施に方り現地を見て決定するか又は偵察の際之を決定す。

大休止は通常全行程の半以上を行軍せる後に行ふを可とす、湯茶を補給せんとする場合は民家の有無、用水等を考慮するを要す。

3、現地偵察。

イ、計畫決定せば先づ其の案に基き指導者自ら現地偵察を行ふを要す。但し指導者熟地の場合は本偵察を省略するも可なり、然れども橋梁其の他交通路の故障、傳染病の發生等を顧慮し實施前關係町村役場或は在鄉軍人分會、青少年團等に照會するを可とす。

ロ、現地偵察の要領左の如し。

(一)　行軍實施の數日前に行ふを可とす。

(二)　地圖に據る判斷と現地との比較特に經路及休憩地の決定。

(三)　計畫せる所要時間の適否。

(四)　併せ行ふべき他教材の實施の能否（要すれば之が爲地形細部の偵察）。

(五)　病氣、負傷等不時の場合を顧慮し沿道に於ける醫師、病院の所在地及利用すべき交通機關の有無の調査。

4、見學。

イ、兵營、學校、工場等を見學せんとする場合には豫め文書を以て當事者に照會し其の承諾を得たる後計畫するものとす。照會すべき要件左の如し。

(一)　見學の目的。

(二)　見學の日時（特に到著時刻、所要見學時間）。

(三)　見學の人員及指揮者の氏名。

(四)　講話、說明等を特に希望する場合には其の要旨を記入すること。

(五)　太休止、晝食等を爲す場合には之に關する依頼。

(六)　案內圖、說明書、見學者心得等のある場合は要すれば豫め送付を依頼すること。

(七)　當日支障ある場合に於ては見學變更の指示を受くる如く希望すること。

ロ、見學の事項及見學の場所に依り職業科等他の學科に關係するものに在りては見學に關する計畫及交涉は當該學科指導者と密接打合を爲すを肝要とす。